

令和4年 9月 1日開会
令和4年10月20日閉会

令和4年第3回(9月)定例会

川根本町議会

令和4年第3回（9月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（9月1日）

○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期決定	6
○同意第1号の上程、説明	7
○同意第2号の上程、説明	7
○議案第39号の上程、説明、質疑、委員会付託	8
○議案第40号の上程、説明	9
○議案第41号の上程、説明	10
○議案第42号の上程、説明	10
○議案第43号の上程、説明	11
○議案第44号の上程、説明	11
○議案第45号の上程、説明	12
○議案第46号の上程、説明	12
○議案第47号の上程、説明	13
○認定第1号～認定第7号の上程、説明、質疑、委員会付託	13
○散 会	26

第 2 号（9月13日）

○開 議	29
○議事日程の報告	29
○諸般の報告	29
○同意第1号の質疑、採決	29
○同意第2号の質疑、採決	30
○議案第39号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	30
○議案第40号の質疑、討論、採決	32

○議案第 4 1 号の質疑、討論、採決	3 3
○議案第 4 2 号の質疑、討論、採決	3 5
○議案第 4 3 号の質疑、討論、採決	3 6
○議案第 4 4 号の質疑、討論、採決	4 5
○議案第 4 5 号の質疑、討論、採決	4 7
○議案第 4 6 号の質疑、討論、採決	4 8
○議案第 4 7 号の質疑、討論、採決	5 0
○日程の追加	5 1
○議案第 4 8 号の上程、説明	5 1
○議案第 4 9 号の上程、説明	5 1
○散 会	5 2

第 3 号 (9月27日)

○開 議	5 5
○議事日程の報告	5 5
○諸般の報告	5 5
○会期延長の件	5 5
○認定第 1 号～認定第 7 号の委員会審査報告、討論、採決	5 6
○議案第 4 8 号の質疑、討論、採決	6 7
○議案第 4 9 号の質疑、討論、採決	6 7
○川根本町議会議員派遣の件	6 9
○議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	6 9
○常任委員会の閉会中の継続調査の件	6 9
○広報委員会の閉会中の継続調査の件	7 0
○散 会	7 0

第 4 号 (10月20日)

○開 議	7 3
○議事日程の報告	7 3
○諸般の報告	7 3
○行政報告	7 3
○一般質問	7 4
中 原 緑 君	7 4
中 澤 莊 也 君	8 7
藤 田 至 君	1 0 0

大 竹 勝 子 君	1 0 4
石 山 貴美夫 君	1 1 4
佐々木 直 也 君	1 3 6
○発言の取消し	1 4 7
○閉 会	1 4 7

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	佐々木	直也	君
2番	中野	浩和	君
3番	藤田	至	君
4番	澤西	省司	君
5番	石山	貴美夫	君
6番	大竹	勝子	君
7番	野口	直次	君
8番	中野	暉	君
9番	中澤	莊也	君
10番	中田	隆幸	君
11番	中原	緑	君
12番	杉山	広充	君

不応招議員（なし）

令和4年第3回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和4年9月1日(木)午前9時開会

諸般の報告

行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 同意第 2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 議案第39号 川根本町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第 6 議案第40号 川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第41号 川根本町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第42号 川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第43号 川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第44号 令和4年度川根本町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第11 議案第45号 令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第46号 令和4年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第47号 令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 認定第 1号 令和3年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 2号 令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 3号 令和3年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 4号 令和3年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 5号 令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 6号 令和3年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第 7号 令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

出席議員（12名）

1番	佐々木 直也 君	2番	中野 浩和 君
3番	藤田 至 君	4番	澤西 省司 君
5番	石山 貴美夫 君	6番	大竹 勝子 君
7番	野口 直次 君	8番	中野 暉 君
9番	中澤 莊也 君	10番	中田 隆幸 君
11番	中原 緑 君	12番	杉山 広充 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	藪田 靖邦 君	副町長	秋元 伸哉 君
教育長	山下 斉 君	総務課長	山田 貴之 君
企画課長	大村 妃佐良 君	情報政策課長	坂下 誠 君
税務住民課長	竹野 克彦 君	くらし環境課長	梶山 正幸 君
健康福祉課長	森下 育昭 君	高齢者福祉課長	海老名 重徳 君
農林課長	鈴木 浩之 君	建設課長	風間 一章 君
総合支所長兼 観光商工課長	中野 裕文 君	教育総務課長	平松 敏浩 君
社会教育課長	大村 泰子 君	会計管理者兼 会計課長	北原 徳博 君
代表監査委員	柳原 義六 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 澤口 誠一郎

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（杉山広充君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和4年第3回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（杉山広充君） これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（杉山広充君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

なお、本日は、柳原義六代表監査委員に出席をいただいております。後ほど、令和3年度一般会計並びに特別会計決算審査の結果について報告をしていただきたいと思います。



◎諸般の報告

○議長（杉山広充君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

8月26日、町長から第3回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

本定例会は、同意2件、議案9件、認定7件が町長から提出されております。

次に、監査委員からお手元に配付のとおり、決算審査意見書、健全化判断比率に対する審査意見、基金の運用状況に関する審査意見について報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（杉山広充君） 本定例会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、藪田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

第3回定例会ということでお集まりいただき、ありがとうございます。昨年度の決算審査ということで、それからまた、すぐにヒアリングが始まって来年度予算にいくわけですが、私も毎年、議員時代もそうした繰り返しの中で、次へつながる予算、そういった意味合いの中で皆さんも決算審査に臨んでいただければと思います。

現在の状況というのは、やはり皆さんも、コロナ禍はますますというところですけども、ウィズコロナの中でどうやっていくか、何回もお話をさせていただいているんですけど、そこも立ち向かって、いろんなこと、にぎわいを求めながらやっていかなきゃいけないと、つくづく私も思っております。

今、いろんな意味合いの中で今回、決算のときに私も公務がちょっと重なって、いろいろあるものですから、ずっと決算審査にいられないときもあろうかと思うんですけども、御容赦いただきたいと思います。

いずれにしましても、来年に向けて、この審査、有意義なものであってほしいし、すぐにヒアリングも始まってきますので、来年の予算に向けて、今の台風になぞれば、また北上しそそうですが、私も迷走しないように、責任をどう捉えるか、その辺を考えてこれから行政を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉山広充君） これで行政報告を終わります。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉山広充君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、中野暉君、9番、中澤莊也君を指名いたします。



◎日程第2 会期決定

○議長（杉山広充君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月27日までの27日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月27日までの27日間に決定いたしました。

◇

◎日程第3 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（杉山広充君） 日程第3、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、同意第1号、川根本町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の規定により、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服審査等の事務を行う機関として、固定資産評価審査委員会が設置されております。

3人の委員のうち、神谷晴治氏が令和4年10月25日をもって任期満了となりますが、引き続き神谷晴治氏を委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

神谷氏は、平成25年10月から現委員として職務に精励されており、幅広い識見と固定資産の評価等について必要な知識と経験を有していることから、委員として適任であると考えます。

なお、任期は令和4年10月26日から令和7年10月25日までの3年間となります。

以上、よろしく御審議いただき、御同意いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第4 同意第2号 教育委員会委員の任命について

○議長（杉山広充君） 日程第4、同意第2号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 同意第2号、教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

当町の教育委員のうち、鳥居進氏が令和4年10月25日をもって任期満了となることから、その後任として、山本正和氏を教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

山本氏は、下長尾在住であり、現在、町の社会教育委員として御活躍いただいております。また、長期にわたり、町のサッカースポーツ少年団で小学生を対象に指導されるなど、積極的に地域社会にも貢献されております。

このように、山本氏は、教育やスポーツの面に関して広く識見を有し、人柄も誠実で実直な方と見受けられ、これからの当町の学校教育や社会教育の諸課題に真摯に取り組んでくださるものと期待するところであります。

なお、任期は令和4年10月26日から令和8年10月25日までの4年間となります。

以上、よろしく御審議いただき、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第5 議案第39号 川根本町犯罪被害者等支援条例の制定について

○議長（杉山広充君） 日程第5、議案第39号、川根本町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） それでは、議案第39号、川根本町犯罪被害者等支援条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

犯罪の被害は誰しものが遭う可能性があり、被害に遭うことで身体的にも精神的にも大きな痛手を負うことがあります。そのため、犯罪被害者等基本法では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされております。

このため、同法に基づき、川根本町における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、町及び町民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、本条例を制定するものであります。

なお、附則により、この条例は令和4年10月1日から施行することと定めております。

以上、よろしく御審議いただき、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑は総括的な内容で行います。

質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

この年度の予算執行全般について、行政をあくから立場から、どのような自己評価をしているのか教えてください。

（発言する声あり）

○議長（杉山広充君） 大竹議員、今の議案第39号についての質疑ということですが、お願いいたします。

○6番（大竹勝子君） 所管の部署とか体制はどうなっているのでしょうか。予算上の裏づけなんかを聞かせてください。これから全協で説明があるんですね。

（「あります」の声あり）

○6番（大竹勝子君） すみません、そのときに質問します。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第39号は、第1常任委員会に付託することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、第1常任委員会に付託することに決定いたしました。



◎日程第6 議案第40号 川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第6、議案第40号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第40号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

昨年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置が明らかにされ、同措置のうち、国家公務員の育児休業の取得回数制限及び育児参加のための休暇の対象期間拡大等の措置が本年10月1日に施行されることに伴い、地方公務員についても、地方公務員法第24条第4項の国家公務員と地方公務員の均衡の原則に基づき、職員に同様の措置を講ずることが求められることから、当町においても関連する本条例の一部を改正するものです。

以上、よろしく御審議いただき、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第7 議案第41号 川根本町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第7、議案第41号、川根本町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第41号、川根本町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、本年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴って、本町税条例等の一部を改正するものであります。

この法律改正のうち、本年4月1日施行分については専決処分し、既に5月の第2回臨時会にて御承認いただきました。そのため、今回の改正においては、それ以外の令和5年1月1日以降に順次施行となる個人町民税における上場株式等の配当所得等の課税方式を所得税と一致させる措置や、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項の見直しなどについて、条例の規定を整理させていただくものです。

以上、よろしく御審議いただき、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第8 議案第42号 川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第8、議案第42号、川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第42号、川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、平成29年に企業の本社機能移転・拡充に対する支援制度として制定したものです。今回、国の地方拠点強化税制の改正に伴い、課税免除及び不均一課税要件である整備計画の認定期限延長等の改正を行うため、本条例の一部を改正するものです。

以上、よろしく御審議いただき、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第9 議案第43号 川根本町立学校設置条例の一部を改正する
条例について

○議長（杉山広充君） 日程第9、議案第43号、川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第43号、川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

川根本町では、令和6年4月の義務教育学校2校の開校に向けて、皆様の御理解、御支援を賜りながら準備を進めております。

令和5年4月から、中川根地区の現在の3小学校（中川根第一小学校、中央小学校、中川根南部小学校）を一つの小学校に再編するに当たり、今回の条例の改正が必要となりました。

今回の改正では、条例の別表中、中川根第一小学校、中央小学校、中川根南部小学校を（仮称）中川根小学校に改めるとともに、位置を現在の中央小学校の所在地に改めるものです。

以上、よろしく御審議いただき、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第10 議案第44号 令和4年度川根本町一般会計補正予算
（第6号）

○議長（杉山広充君） 日程第10、議案第44号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第44号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第6号）の概要について説明をいたします。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,450万円を追加し、総額を59億9,840万円としたいものです。

今回の6号補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の追加、増破に伴う林道平栗線災害復旧工事の地質調査・測量設計費用の追加、職員人件費の更正などが主となっております。

また、第2表の債務負担行為の補正については、町内救護所へAEDを配備するため必要となる、次年度以降の賃借料の限度額となっております。

御審議の上、御採択賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第11 議案第45号 令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（杉山広充君） 日程第11、議案第45号、令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 特別会計の補正に入ります。

議案第45号、令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明をいたします。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、総額を9億1,970万円としたいものです。

今回の補正は、未就学児均等割制度に対応したシステム改修経費の計上、実績増に基づく一般療養費の増額で、財源は全て県補助金となっております。

御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第12 議案第46号 令和4年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（杉山広充君） 日程第12、議案第46号、令和4年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第46号、令和4年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明します。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,360万円を追加し、総額を13億7,440万円としたいものです。

今回の補正は、介護報酬の改定に対応するシステム改修経費の計上、実績に基づく国県支出金等返還金の計上、前年度歳計剰余金の基金への積立てとなっております。

御審議の上、御採択賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第13 議案第47号 令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（杉山広充君） 日程第13、議案第47号、令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） それでは、議案第47号、令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明をいたします。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ750万円を追加し、総額を2億1,100万円としたいものです。

今回の補正については、上長尾バイパス工事箇所の埋設管移設工事費の計上です。

御審議の上、御採択賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第14 認定第1号 令和3年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第15 認定第2号 令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第16 認定第3号 令和3年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第17 認定第4号 令和3年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第18 認定第5号 令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第19 認定第6号 令和3年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第20 認定第7号 令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（杉山広充君） 日程第14、認定第1号、令和3年度川根本町一般会計歳入歳出決算認

定についてから日程第20、認定第7号、令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。会計管理者、北原徳博君。

○会計管理者（北原徳博君） 皆さん、おはようございます。

それでは、認定第1号から認定第7号まで、一括して御説明いたします。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度川根本町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

各会計決算の主な概要につきまして申し上げますが、決算額は1,000円単位とし、決算額の増減と伸び率の数値を前年度との比較で御説明させていただきます。

初めに、認定第1号、令和3年度川根本町一般会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。

決算書（一般）、1ページ、2ページを御覧いただきたいと思います。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款町税は、収入済額12億3,852万6,000円で、前年度対比マイナス5,477万5,000円、4.2%の減となっております。

最初に、町民税ですが、個人町民税は、持続化給付金収入による増、譲渡所得による増など、一時的な要因によって、前年比433万2,000円の増額となっております。一方、法人町民税は、前年比1,366万7,000円の減額となりました。依然、町内法人は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響から、製造業、サービス業を中心に回復の途上にあるようです。また、中部電力株式会社の分社化により、法人税割の減額となったことも大きな要因となりました。

続いて、固定資産税は、前年比3,869万7,000円の減額となりました。地方税法の特例措置による新型コロナウイルス感染症の影響によって、前年と比較し、収入が減少した中小企業に対しての減額措置が講じられたことと、令和3年度評価替えによる土地・家屋の評価額の減額となったことが主な要因でございます。

また、長島ダムなど、国有資産等所在市町村交付金については、対象資産の評価減などによって、前年比1,061万9,000円の減額となりました。

続いて、滞納繰越分です。全体で467万2,000円が徴収されました。前年より11万1,000円の増となっております。また、不納欠損額は301万7,000円でした。

その結果、収入未済額は、現年度及び過年度分の合計で1,001万6,000円となり、前年比472万8,000円減少しております。

続きまして、2款地方譲与税は、収入済額9,083万6,000円で、前年度対比240万7,000円、2.7%の増となっております。これは、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税の増によるものがございます。

7款地方消費税交付金は、収入済額1億6,939万9,000円で、前年度対比985万1,000円、6.2%の増となっております。

続きまして、9款地方特例交付金は、収入済額3,167万3,000円で、前年度対比2,684万4,000円、555.9%の大幅な増となっております。これは、主に新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の増によるものでございます。

続きまして、10款地方交付税は、収入済額28億1,387万2,000円で、前年度対比2億5,402万9,000円、9.9%の増となっております。これは、普通交付税の算定費目におきまして、自治体DXに関する算定費目が新たに創設されたことと、経済対策等のため、再算定による追加交付があったことにより、普通交付税が増となったものであります。前年度対比2億2,773万7,000円、10.1%の増となっております。特別交付税につきましては、前年度対比2,629万2,000円、8.9%の増となっております。

12款分担金及び負担金は、収入済額891万7,000円で、前年度対比47万5,000円、5.6%の増となっております。

13款使用料及び手数料は、7,624万4,000円で、前年度対比マイナス16万1,000円、0.2%の減となっております。収入未済額は546万円です。

14款国庫支出金は、収入済額7億4,527万円で、前年度対比3億7,198万9,000円、33.3%の減となっております。これは、主に特別定額給付金事業費交付金の減による総務費国庫補助金の減によるものでございます。

15款県支出金は、収入済額3億7,729万7,000円で、前年度対比8億7,800万5,000円、69.9%の減となっております。これは、主に繰越明許事業であります産地パワーアップ事業費補助金の減による農林水産業費県補助金の減によるものでございます。

16款財産収入は、収入済額5,112万2,000円で、前年度対比2,370万9,000円、31.7%の減となっております。これは、主に地域振興基金による債券の売却利益が減となったものでございます。

17款寄附金は、収入済額2,930万1,000円で、前年度対比641万8,000円、28.0%の増となっております。これは、主にふるさと納税寄附金の増によるものであり、前年度対比750万3,000円、35.9%の増となっております。

18款繰入金、収入済額3,718万5,000円で、前年度対比マイナス1,269万2,000円、25.4%の減となっております。これは、主に森林環境譲与税の基金繰入金の減によるものであり、前年度対比マイナス1,059万6,000円、22.6%の減となっております。

19款繰越金は、収入済額3億7,500万円で、前年度対比1億7,349万1,000円、86.1%の増となっております。これは、主に前年度歳計剰余金の増によるものであります。

20款諸収入は、収入済額1億8,737万8,000円で、前年度対比1,285万6,000円、7.4%の増となっております。増額となりました主なものにつきましては、高度情報基盤設備に係る通信設備使用料等2,055万5,000円、後期高齢者医療広域連合負担金前年度返還金1,959万8,000円、県光岳小屋管理委託料416万円、キャンプ場用地貸付収入107万4,000円です。収入未済額は151万7,000円でございます。

21款町債は、収入済額3億880万円で、前年度対比マイナス1,575万7,000円、4.9%の減となっております。これは、総務債や消防債、臨時財政対策債、減収補てん債などの減によるものでございます。

歳入総額は65億6,503万1,000円で、前年度対比8億6,164万3,000円、11.6%の減、不納欠損額は301万7,000円、収入未済額は1,699万2,000円でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

決算書（一般）、3ページ、4ページを御覧いただきたいと思います。

歳出の主なものを申し上げます。

1款議会費は、支出済額6,720万2,000円で、前年度対比マイナス200万4,000円、2.9%の減となっております。

2款総務費は、支出済額12億5,649万円で、前年度対比マイナス4億1,229万6,000円、24.7%の減となっております。これは、主に特別定額給付金事業費6億6,674万4,000円の減によるものでございます。

3款民生費は、支出済額12億4,063万4,000円で、前年度対比8,767万3,000円、7.6%の増となっております。これは、主に住民税非課税世帯等臨時特別給付金5,850万円及び子育て世帯臨時特別給付金4,890万円の増によるものでございます。

続きまして、4款衛生費は、支出済額5億8,150万9,000円で、前年度対比7,859万1,000円、15.6%の増となっております。これは、主に新型コロナワクチン接種業務委託料等の増による予防費の増や、特別会計繰出金（使用料免除分）の増による簡易水道施設費の増、一般廃棄物処理委託料の増によるじんかい処理費の増によるものでございます。

6款農林水産業費は、支出済額3億3,906万3,000円、前年度対比マイナス9億7,648万5,000円、74.2%の減で、うち農業費は、主に産地パワーアップ事業補助金の減によるものでございます。林業費は、前年度対比マイナス8,812万2,000円、33.2%の減で、主に工事請負費の減による林道費マイナス7,215万5,000円、47.0%の減となっております。

7款商工費は、支出済額3億4,659万2,000円で、前年度対比マイナス848万2,000円、2.4%の減となっております。これは、主に温泉施設費、もりのくに運営費における工事請負費の減によるものでございます。

8款土木費は、支出済額3億2,780万4,000円で、前年度対比4,741万5,000円、16.9%の増となっております。これは、主に町道高郷上長尾線新橋梁詳細設計委託料及び町道桑野山細尾線昇泉橋塗装修繕工事等の工事請負費の増により、橋りょう維持費の増によるものでございます。

9款消防費は、支出済額2億5,815万6,000円で、前年度対比マイナス4,087万8,000円で、13.7%の減となっております。これは、主に常備消防負担金の減により常備消防費の減、2地区で実施しました耐震性貯水槽設置工事の減による消防施設費の減によるものでございます。

10款教育費は、支出済額7億1,350万4,000円で、前年度対比マイナス1,245万1,000円、1.7%の減となっております。ほぼ前年度と横ばいではありますが、主に小学校費の学校管理費、学校給食施設費の工事請負費等の減によるものでございます。

11款災害復旧費は、支出済額1億1,176万4,000円で、前年度対比2,248万4,000円、25.2%の増となっております。これは、主に林道平栗線（1号・2号箇所）災害復旧工事及び繰越明許の林道千頭嶺線災害復旧工事などの林業施設災害復旧費の増及び町道小長井前山線道路災害復旧工事の公共土木施設災害復旧費の増によるものでございます。

12款公債費は、支出済額5億4,861万4,000円で、前年度対比マイナス4,209万1,000円、7.1%の減となっております。

歳出総額は57億9,315万1,000円で、前年度対比マイナス12億5,852万3,000円、17.8%の減、翌年度繰越額は1億4,752万4,000円、不用額は4億7,811万1,000円です。

歳入歳出差引額は7億7,188万円です。

次に、特別会計の決算の概要について御説明いたします。

最初に、認定第2号、令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。

決算書（国保）、1ページを御覧いただきたいと思っております。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款国民健康保険税は、収入済額1億4,428万9,000円で、前年度対比2,373万円、19.7%の増となっております。不納欠損額は48万5,000円、収入未済額は387万7,000円です。

4款県支出金は、収入済額6億5,196万8,000円、前年度対比1,701万2,000円、2.7%の増となっております。これは保険給付費等交付金でございます。

6款繰入金は、収入済額7,271万8,000円で、前年度対比マイナス240万8,000円、3.2%の減となっております。これは、一般会計及び基金からの繰入金でございます。

7款繰越金は、収入済額1,111万4,000円で、前年度対比マイナス1,042万1,000円、48.4%の減となっております。

8款諸収入は、収入済額315万6,000円で、前年度対比88万5,000円、38.9%の増となっております。これは、延滞金加算金及び過料、預金利子等でございます。

歳入総額は8億8,329万4,000円で、前年度対比2,779万2,000円、3.2%の増でございます。続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

決算書（国保）、2ページを御覧ください。

歳出の主なものを申し上げます。

2款保険給付費は、支出済額6億2,462万3,000円で、前年度対比1,655万1,000円、2.7%の増となっております。

3款国民健康保険事業費納付金は、支出済額1億9,406万9,000円で、前年度対比89万

6,000円、0.5%の増となっております。これは、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分です。

5款保健事業費は、支出済額1,232万8,000円で、前年度対比20万円、1.6%の増となっております。これは、特定健康審査等事業費及び保健事業費分でございます。

歳出総額は8億6,244万7,000円で、前年度対比1,805万9,000円、2.1%の増、不用額は1,985万3,000円です。

歳入歳出差引額は2,084万7,000円でございます。

次きまして、認定第3号、令和3年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。

決算書（後期高齢者医療）、1ページを御覧いただきたいと思っております。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料は、収入済額9,590万8,000円で、前年度対比22万6,000円、0.2%の増となっております。不納欠損額は9万3,000円、収入未済額は2万8,000円でございます。

3款繰入金は、収入済額3,067万1,000円で、前年度対比マイナス220万円、6.7%の減となっております。これは、一般会計からの繰入金でございます。

歳入総額は1億2,717万7,000円で、前年度対比マイナス175万7,000円、1.4%の減となっております。不納欠損額は9万3,000円、収入未済額は2万8,000円でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

決算書（後期高齢者医療）、2ページを御覧いただきたいと思っております。

歳出の主なものについて申し上げます。

1款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額1億2,648万1,000円で、前年度対比マイナス209万8,000円、1.6%の減となっております。

歳出総額は1億2,689万6,000円で、前年度対比マイナス185万4,000円、1.4%の減、不用額は390万4,000円です。

歳入歳出差引額は28万1,000円でございます。

次に、認定第4号、令和3年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。

決算書（介護）、1ページを御覧いただきたいと思っております。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款保険料は、収入済額2億511万7,000円で、前年度対比マイナス5万7,000円となっております。不納欠損額は14万5,000円、収入未済額は73万円でございます。

3款国庫支出金は、収入済額3億7,361万1,000円で、前年度対比2,261万2,000円、6.4%の増となっております。

4 款支払基金交付金は、収入済額 3 億 2,823 万 1,000 円で、前年度対比 718 万 1,000 円、2.2%の増となっております。

5 款県支出金は、収入済額 1 億 8,639 万 1,000 円で、前年度対比 672 万 2,000 円、3.7%の増となっております。

7 款繰入金は、収入済額 2 億 243 万 8,000 円で、前年度対比マイナス 140 万 1,000 円、0.7%の減となっております。これは、一般会計からの繰入金でございます。

歳入総額は 13 億 596 万 3,000 円で、前年度対比 3,145 万 2,000 円、2.5%の増、不納欠損額は 14 万 5,000 円、収入未済額は 73 万円でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

決算書（介護）、2 ページを御覧いただきたいと思います。

歳出の主なものを申し上げます。

2 款保険給付費は、支出済額 11 億 5,488 万 1,000 円で、前年度対比マイナス 1,615 万 2,000 円、1.4%の減となっております。

5 款地域支援事業費は、支出済額 5,259 万 4,000 円で、前年度対比 557 万 8,000 円、11.9%の増となっております。

7 款諸支出金は、支出済額 793 万 2,000 円で、前年度対比マイナス 18 万 7,000 円、2.3%の減となっております。これは、主に令和 2 年度介護給付費及び地域支援事業費に係る実績に基づく国県支出金等返還金の減によるものでございます。

歳出総額は 12 億 5,273 万 6,000 円で、前年度対比マイナス 1,165 万 9,000 円、0.9%の減、不用額は 7,830 万 4,000 円です。

歳入歳出差引額は 5,322 万 7,000 円でございます。

次に、認定第 5 号、令和 3 年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入から御説明いたします。

決算書（簡水）、1 ページを御覧いただきたいと思います。

歳入の主なものについて申し上げます。

2 款使用料及び手数料は、収入済額 9,053 万 1,000 円で、前年度対比マイナス 1,303 万 6,000 円、12.6%の減となっております。収入未済額は 938 万 9,000 円です。

4 款繰入金は、収入済額 8,662 万 1,000 円で、前年度対比 3,310 万 1,000 円、61.8%の増となっております。これは、一般会計からの繰入金でございます。

7 款町債は、収入済額 9,610 万円で、前年度対比 2,410 万円、33.5%の増となっております。これは、主に本川根南部簡易水道青崎配水池施工管理業務委託及び新設工事、簡易水道施設テレメータ装置改修工事に伴う簡易水道建設費に係る過疎対策事業債及び簡易水道事業債の増によるものでございます。

歳入総額は 2 億 8,525 万 1,000 円で、前年度対比 4,351 万 1,000 円、18.0%の増、収入未済額は 938 万 9,000 円です。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

決算書（簡水）、2ページを御覧いただきたいと思います。

歳出の主なものを申し上げます。

2款水道事業費は、支出済額1億6,003万8,000円で、前年度対比1,795万7,000円、12.6%の増となっております。これは、主に本川根南部簡易水道青崎配水池施工管理業務委託及び新設工事、簡易水道施設テレメータ装置改修工事に伴う簡易水道建設費に係る水道建設費の増によるものでございます。

4款公債費は、支出済額6,259万円、前年度対比22万8,000円、0.4%の増となっております。

歳出総額は2億6,645万4,000円で、前年度対比3,572万4,000円、15.5%の増、不用額は2,151万6,000円です。

歳入歳出差引額は1,879万7,000円でございます。

次に、認定第6号、令和3年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入から御説明いたします。

決算書（訪問看護）、1ページを御覧いただきたいと思います。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款サービス収入は、収入済額1,371万7,000円です。前年度対比116万4,000円、9.3%の増となっております。これは、介護給付費収入、予防給付費収入、医療給付費収入、利用者負担金収入でございます。

2款繰入金は、収入済額180万円で、前年度対比マイナス300万円、62.5%の減となっております。これは、一般会計からの繰入金でございます。

歳入総額は1,563万2,000円で、前年度対比マイナス257万9,000円、14.2%の減でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

決算書（訪問看護）、2ページを御覧いただきたいと思います。

歳出の主なものを申し上げます。

1款サービス事業費は、支出済額1,549万9,000円で、前年度対比マイナス259万9,000円、14.4%の減となっております。

歳出総額は1,549万9,000円で、前年度対比マイナス259万9,000円、14.4%の減、不用額は410万1,000円でございます。

歳入歳出差引額は13万3,000円でございます。

次に、認定第7号、令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。

決算書（診療所）、1ページを御覧ください。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款診療収入は、収入済額4,751万2,000円で、前年度対比マイナス539万2,000円、10.2%の減となっております。

3 款繰入金は、収入済額540万円で、前年度対比30万円、5.9%の増となっております。一般会計からの繰入金でございます。

歳入総額は5,326万1,000円で、前年度対比マイナス621万4,000円、10.4%の減となっております。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

決算書（診療所）、2 ページを御覧ください。

1 款総務費は、支出済額4,113万3,000円で、前年度対比マイナス522万3,000円、11.3%の減となっております。

2 款医業費は、支出済額1,199万3,000円で、前年度対比マイナス102万7,000円、7.9%の減となっております。

歳出総額は5,312万6,000円で、前年度対比マイナス625万円、10.5%の減、不用額は707万4,000円です。

歳入歳出差引額は13万5,000円でございます。

以上、認定第1号から認定第7号まで、決算の概要について御説明いたしました。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。再開は10時15分といたします。よろしく御願いいたします。

休憩とします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時15分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

令和3年度一般会計及び特別会計の決算審査の結果について、代表監査委員から御報告いただきしたいと思います。代表監査委員、柳原義六君。

○代表監査委員（柳原義六君） 令和3年度の決算監査について、中野議員さんと、7月20日以降5日間、担当課長並びに担当者の皆さんに御説明をいただき、監査を実施いたしました。監査の意見としては、意見書の79ページ、総括を御覧いただきしたいと思います。

歳入につきましては、令和3年度の町税は12億3,900万円で、前年比5,500万円減少しております。また、主たる財源である地方交付税は28億1,400万円で、前年比2億5,400万円増加

し、歳入の42.9%を占めている状況下でございます。

国庫支出金につきましては7億4,500万円で、前年度比3億7,200万円減少したが、前年度は特別定額給付金関係で6億6,700万円が加算されておりますので、町としては実質増加をしたということです。

先ほど会計管理者のほうからも説明がありましたが、県の支出金につきましては、3億7,700万円で、前年比8億7,800万円減少しました。前年度は産地パワーアップ事業費補助金8億8,400万円が含まれているので、減少はなかったという状況下でございます。

基金の取崩しは3,700万円、前年比1,100万円減であった。3年度において基金残高は増加したが、今後の財政運営は、人口減少・高齢化等もあり、厳しくなると予測されるので、十分留意されたいと思います。

町税の収納率は99.0%で、使用料等も温泉使用料（現年度分収納率は80.1%、過年度分を含めると41.6%）を除けば、高い収納率であります。

町税の減少は、固定資産税の減が大きい。これは、国有資産等の市町村交付金1,200万円の減、土地・建物評価替え減収で1,000万円、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収関係で2,700万円減少しました。地方税減税分については、歳入で別途、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金として2,800万円交付されております。

令和3年度の収入未済額は、一般会計では1,699万2,000円、特別会計実質1,428万7,000円、この実質は、決算書上にはもう少し小さくなっております。特会の中で、これは過誤納分が含まれているので、それが相殺されて、表面上は少なくなっているわけですが、その分を考慮すると若干増えているということです。

全体では3,127万9,000円で、前年比509万7,000円減少しております。不納欠損処理もありますが、税務室を中心とした担当者の努力を評価したいと思っております。

不納欠損処理額は、一般会計で301万7,000円、国保会計で48万5,000円、後期高齢者医療会計9万3,000円、介護保険会計で14万5,000円、合計で374万円で、前年比277万3,000円減少しております。

不納欠損処理は重大な判断であり、町民への説明はできない事案であります。不納欠損処理に至った経過を明確にし、今までの対応を精査し、それを今後の債権回収に生かし、不納欠損処理額ゼロを目指されたいと思います。

滞納者の中には、長期滞納、高額化、低所得、転出、死亡、相続放棄等もあり、担当者は御苦労されております。徴収は大変な業務ではありますが、今後も回収に御努力いただきたいと思っております。債権管理は、必ず滞納者には年1回以上督促状を発送するのが基本であるが、多くの担当者が実施していない現状で、徹底を強く求めたいところでございます。

また、債権には時効があるので、滞納者との面談を積極的に行い、分納誓約や一部入金等による債務承認で時効の中断を常に意識し、回収に御努力していただきたいと思っております。

私債権は、滞納者からの時効の援用の申立てがなければ、債権は消滅しません。私、十何

年か監査やっております、この適用をしたのは1件だけでございます。長期にわたり債権管理をいつまでもしている、町としての対応をこれから検討していただきたいと思っております。

それから、町債については、一般会計で3億900万円の起債がありましたが、前年比1,600万円減少しました。公債費の償還は5億3,400万円、償還が多いので、公債の借入残高は結果として48億4,700万円で、2億2,500万円減少いたしております。

また、特別会計の簡水で9,600万円起債、元金償還が5,600万円であり、残高は4,000万円増加し、6億7,100万円であります。来年度からは企業会計へ移行予定であるので、特に留意をしていただきたいと思っております。

歳出につきましては、全体的に見ると、事業の必要性や契約金額、委託料、指定管理料の積算根拠、妥当性が明確でない。担当者個々が経費削減の意識を高めるように周知徹底をされたい。

一般会計の今年度歳出総額は57億9,300万円で、前年比12億5,900万円減少しております。前年につきましては、新型コロナウイルス関係と産地パワーアップ事業補助金の多額な事業があったという特殊な年度でございます。

令和3年度は、前年に引き続き、コロナ禍のため事業が実施できなかったこともあり、経費支出の抑制にもつながったわけでございます。コロナの収束は見通しがつかず、今後も対応は大変であるが、多様化する町民ニーズに対応するため、職員全員が常に住民の目線で各課連携を密にして、行政推進を図っていただきたいと思っております。

今年度の翌年度繰越明許額は、約1億4,800万円であります。前年よりも減少はしておりますが、急を要する事業も多いので、年度内早期の完了に御努力願いたいと思っております。

なお、事業実施に当たり、これからも国県補助金及び町債等、有利な特定財源の確保に努力し、事業展開を図られたいと思っております。

総合的な意見として、6項目設けてあります。

まず一つに、令和3年度の自主財源は町民税等が減少したが、繰越金の増加により8,100万円増加しました。また、依存財源である地方交付税は前年比約2億5,400万円増加し、一方、義務的な経費は7,000万円増加、物件費も6,100万円増加しております。特に扶助費が1億800万円増加しております。今後も経費の圧縮に御努力願いたいと思っております。

実質単年度収支は黒字の4億3,800万円で、前年に引き続き黒字になったわけです。これは、コロナ禍での交付金等の増加、事業・出張等の抑制によるものと思われる。今後も各事業の精査、見直しを行って、黒字化を継続していただきたいと思っております。

平成27年から5年間、ずっと実質単年度収支は赤字で、その間は11億円余の累積赤字が続いたわけですが、ここ2年間は黒字で、こういうふうな状況で継続してほしいと思っております。過去は、基金等の取崩しもあつての対応で来た経過もあります。

それから、2番目に、今年度も不納欠損処理が、一般会計301万7,000円、国保会計48万

5,000円、後期高齢者医療会計9万3,000円、介護保険会計14万3,000円の合計374万円、前年比で277万3,000円減少しております。

収入未済の滞納額は3,127万9,000円で、前年比509万7,000円減少し、不納欠損処理もあったが、回収は図られており、担当者の努力を評価します。今後、不納欠損処理が発生しないよう、早期回収に御努力願いたいと思います。

また、今まで監査時において、担当者に滞納者全員への督促・面談を実行するよう何回も指導しておりますが、あまり対応していない部署も見受けられます。これでは回収が図られないということで、対応を強化していただきたいと思います。

特に私債権は、時効の援用が主張されない限り債権は消滅しないので、債権管理・徴収を徹底していただきたいと思います。20年来の滞納者もあるというようなことで、非常に滞納の管理が大変ではなかろうかなと思っております。

3番目に、今年度の町債の発行は3億900万円で、前年比1,600万円減少しております。公債費支出は5億4,900万円、うち利子1,500万円を含んでおります。前年より4,200万円減少しました。残高は48億4,700万円で、前年比2億2,500万円減少しております。残高は年々減少し、改善されてきております。

基金からの繰入れは、林業関係基金で3,700万円だけでありました。これは会計手法で、森林環境譲与税という税が入ってくるわけですが、それは一時基金に積立てをすると。事業実施に当たっては、基金を取り崩して実施するというので、会計処理上、取崩しがされたわけでございます。基金の積立ては1億9,200万円あり、基金残高は増加しております。

簡水特会において、起債発行額は9,600万円、償還が元利合計で6,300万円で、起債残高は6億7,100万円であります。昨年はコロナ対応で減免もありましたが、3年度使用料等は9,100万円であり、年間使用料等の約7.4倍の起債残高となっております。令和5年度からは企業会計に移行するので、特に留意されたいと思います。

一般企業においては、年間の売上げに対して7.4倍もの借入れがあるというような状況下ということは、企業会計法上じゃ、なかなか厳しい赤字状態というような状況下ということを御認識していただきたいなと思います。

今後、町債発行及び債務負担行為による事務事業の執行に当たっては、町財政の現況と将来の動向を見極めながら、有効かつ適切な運用に期していただきたいと思います。

4番目に、行政改革推進委員会の開催が3年度、2回開催されました。4年度は4回計画されておりますが、川根本町が今取り組むべき重要な委員会であります。頻度を上げ、期限を決め、他の委員会と連携し、改革が目に見えるような成果を期待したいと思います。

5番目に、財政健全化については、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は発生しておりません。実質公債費比率は0.7%で、前年比1.2ポイント改善されております。この比率は過去3年間の平均値であり、令和3年度単年度ではマイナス0.06%ということで、発生はしてこなくなります。大きく改善されております。

特に注視するのは将来負担比率であります。現在、比率は発生しておりませんが、将来負担額は65億4,200万円、前年比2億300万円減、充当可能財源は71億7,000万円、前年比1億2,400万円の減、将来負担額、充当可能財源ともに減少はしておりますが、充当可能財源の余力が6億2,800万円上回っております。現在は問題はありませんが、財政が厳しくなるとこれが発生しますので、十分留意していただきたいと思っております。

今後、行政執行に当たっては、町民ニーズに沿った事業展開を図り、特に意識を持って取組が弱い公的施設・遊休資産の見直し・活用・処分、事務の改善合理化・効率化を積極的に進めると同時に、経常経費の節減に努めること、また、全職員の費用対効果を意識した行動や事業費の積算根拠、妥当性を確認し、各事業実施後の精査・確認を必ず徹底していただきたいと思っております。

特に、人件費コストを意識し、各事業経費の圧縮、行政事務処理の効率化、各施設の在り方等さらなる行財政改革を含め、事業精査・効果測定を必ず実施し、また共有をしていただき、身の丈に合った財政運営を求めるところでございます。

また、お手元にもありますが、基金のほうの審査もしたわけですが、今基金の運用では、国債等を利用し、また近年は定期預金等で補充しておりますが、国債の金融市場においては、アメリカ辺りは今現在、10年物が0.05%ぐらいですか、まだまだパウエルさんでしたか、あの人がまた、もう少し金利を上げていくというようなことで、日本を含めた中でインフレが非常に高くなっております。

インフレを抑えるために金利を上げていくというような金融政策を他の国では実施しておりますが、日本の黒田総裁の下では、金融緩和の継続を実施しているということです。ですが、これから長期債券の運用については、十分に御留意をしていただきたいと思っております。

詳細につきましては、お手元の資料等を御覧いただき、監査の報告とさせていただきます。以上でございます。

○議長（杉山広充君） 以上で報告を終わります。ありがとうございました。

これから質疑を行います。質疑は、認定第1号から認定第7号まで、総括的な内容で行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号については、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号については、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

引き続いて、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

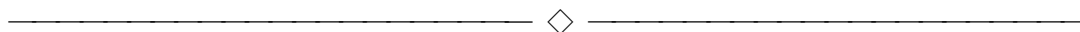
ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く11人の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、議長を除く11人の議員を選任することに決定いたしました。



◎散 会

○議長（杉山広充君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は、9月13日午前9時に開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

議員の皆さんは、この場で引き続き決算特別委員会を開催し、正副委員長を選出を行ってください。

委員会終了後、全員協議会を開会しますので、関係者は大会議室でお待ちください。

以上です。ありがとうございました。

散会 午前10時41分

令和4年第3回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和4年9月13日(火) 午前9時開議

諸般の報告

- 日程第 1 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 同意第 2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 議案第39号 川根本町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第 4 議案第40号 川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第41号 川根本町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第42号 川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第43号 川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第44号 令和4年度川根本町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 9 議案第45号 令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第46号 令和4年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第47号 令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 追加日程第1 議案第48号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第2 議案第49号 令和4年度川根本町一般会計補正予算(第7号)について

出席議員（12名）

1番	佐々木 直也 君	2番	中野 浩和 君
3番	藤田 至 君	4番	澤西 省司 君
5番	石山 貴美夫 君	6番	大竹 勝子 君
7番	野口 直次 君	8番	中野 暉 君
9番	中澤 莊也 君	10番	中田 隆幸 君
11番	中原 緑 君	12番	杉山 広充 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	藺田 靖邦 君	副町長	秋元 伸哉 君
教育長	山下 斉 君	総務課長	山田 貴之 君
企画課長	大村 妃佐良 君	情報政策課長	坂下 誠 君
税務住民課長	竹野 克彦 君	くらし環境課長	梶山 正幸 君
健康福祉課長	森下 育昭 君	高齢者福祉課長	海老名 重徳 君
農林課長	鈴木 浩之 君	建設課長	風間 一章 君
総合支所長兼 観光商工課長	中野 裕文 君	教育総務課長	平松 敏浩 君
社会教育課長	大村 泰子 君	会計管理者兼 会計課長	北原 徳博 君

事務局職員出席者

議会事務局長 澤口 誠一郎

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（杉山広充君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（杉山広充君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
なお、説明員は9月1日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

○議長（杉山広充君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

9月1日、本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の詳細説明を受けました。
続いて、決算特別委員会が開催され、総務課から令和3年度一般会計及び特別会計決算に対する総括説明を受けました。

その後、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について御協議をいただきました。

9月2日には、第1常任委員会が開催され、付託議案の審査を行っていただきました。

9月5日、6日、7日には、決算特別委員会で各課の決算審査が行われました。

15日にも決算特別委員会が予定されておりますので、委員の皆様には、引き続きよろしく
お願いいたします。

なお、監査委員からお手元に配付のとおり、例月出納検査の結果について報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎日程第1 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（杉山広充君） 日程第1、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について
を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略いたします。

これから同意第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎日程第2 同意第2号 教育委員会委員の任命について

○議長(杉山広充君) 日程第2、同意第2号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略いたします。

これから同意第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、同意第2号、教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎日程第3 議案第39号 川根本町犯罪被害者等支援条例の制定について

○議長（杉山広充君） 日程第3、議案第39号、川根本町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

第1 常任委員長から報告を求めます。第1 常任委員長、澤西省司君。

○第1 常任委員長（澤西省司君） おはようございます。

それでは、本定例会で第1 常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

9月1日の本会議において、議案第39号、川根本町犯罪被害者等支援条例の制定について、第1 常任委員会が付託を受け、審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

令和4年9月2日金曜日午前9時から9時55分まで審査を実施いたしました。審査の場所は、川根本町役場本庁3階大会議室、出席者は、私を含め第1 常任委員会委員6名全員、傍聴者は、第2 常任委員会の委員1名と一般の傍聴者1名でした。説明員として、藪田町長、秋元副町長、森下健康福祉課長、森下地域福祉室長が出席されました。

議案第39号は、犯罪被害者等基本法に基づき、川根本町における犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、新たに条例を制定するものです。

審査は、担当課から詳細説明を受け、それに対する質疑応答という形で進めました。

主たる内容を抜粋して報告いたします。

委員会審査報告書のページを御覧ください。

最初です。質疑、平成16年に犯罪被害者等基本法が公布されたが、なぜこの時期の制定か。答弁、関係機関等との調整が整ったため、今回上程した。近隣市町の制定は、藤枝市が平成29年4月、島田市は令和2年8月、焼津市は令和3年4月、牧之原市は令和4年4月に制定されている。

質疑、総合相談窓口には専門職員が配置され、心のケアなどの対応をしてくれるのか。答弁、本人の意向を警察署が確認し、町に連絡が来ることを想定している。健康福祉課にて対応するが、専門職員は配置せず、関係機関と調整し、連携して対応することになる。

一番下です。質疑、見舞金30万円の金額の根拠について伺う。答弁、見舞金制度のある全国の各市町の規定を基に規定し、1か月分の生活費相当として見ており、国や県の支援も受け、それ以上の給付が受けられることが想定される。

次のページの2番目です。

質疑、個人情報の漏えいについての対応を確認したい。答弁、プライバシーの保護や個人情報の保護は最優先に考えていく。関係機関とも連携しながら安心して暮らせるよう対応していく。

以上であります。

質疑の後、討論はなく、採決を起立によって行い、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

以上、議案第39号の委員会付託に関する第1常任委員会の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（杉山広充君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第39号を採決いたします。
この採決は起立によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。
したがって、議案第39号、川根本町犯罪被害者等支援条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第40号 川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第4、議案第40号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 育児休業で休んでいる間の給与に関して、給与と期末手当がどのくらいの所得補償されているのか教えてください。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） まず、出産予定日前の6週と出産後の8週、産前産後休業期間中でありますが、給与全額が支給されます。

また、この期間終了後、育児休業を取得して休まれる場合、育児休業手当金が支給されま

す。これは最大の360日間であります。

期末勤勉手当につきましては、支給の基準日、6月1日と12月1日に当たりますが、それ以前の6か月の勤務実績により支給されます。この期間中、勤務実績がない場合につきましては、支給されないこととなります。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 産前の6週前に、その前に具合が悪くなってお休みした場合はどうなるのでしょうか。出産2週間前。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 出産2週間前という御質問であると思います。先ほどもちょっと答弁いたしました。出産予定の6週間前から、いわゆる産休期間中に入りますので、給与や手当等に影響はありません。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第40号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第41号 川根本町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第5、議案第41号、川根本町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） この改正で、町の歳入にどれくらいの影響があるのか。また、住民の負担増がある場合はどのくらいになるのか、教えてください。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、竹野克彦君。

○税務住民課長（竹野克彦君） ただいまの6番、大竹勝子議員の御質疑に対してお答えをいたします。

町の歳入の影響と町民の負担増ということであったと思いますが、町長の提案理由の説明にもありましたとおり、今回の条例改正は、個人町民税における上場株式等の配当所得等の課税方式を所得税と一致させる措置や、給与所得及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項の見直しなどの改正が中心でありまして、住民の負担の増加や町歳入に直接影響を及ぼすものではありません。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 第18条の4で、DV被害者等の個人情報に加害者等に渡っていくというような例が報じられているが、そうした問題が発生しないようにする対策は講じられているのかと、第33条の4項、6項で、改正される理由と、その効果はどのようなものか伺います。

4項は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得を課税標準に含めないが、町長の判断次第では導入するというのが趣旨ですが、ただし書を削除しています。それはどういうことでしょうか。

それから、第26条が全面解除されていますが、大丈夫なのでしょうか。コロナ絡みで特別税額控除が受けられなくなるのか教えてください。現行の条文は全く無関係ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、竹野克彦君。

○税務住民課長（竹野克彦君） 引き続きまして、6番、大竹勝子議員の質疑にお答えをさせていただきます。

まず、第18条の4の改正の関係でございますが、これは法務局において、登記事項証明書が誰でも取得が可能であるため、その交付を通してDV被害者等の住所が第三者に漏れることを防ぐための措置として、民法等の一部が改正されることを受け、同様に、町が発行する納税証明書へ必要な対策を講じるという内容のものでございます。

それから、第33条につきましては、今回の改正は、従前の規定において、特定配当等の所得の申告不要の課税方式を、確定申告書または町民税申告書の記載により適用させていたため、双方で異なる課税方式の選択が可能としていたものを、確定申告書の記載に一致させる規定を整備したものでございます。課税方式を一致させて、確定申告書によるものとしたことで、町長が認めるときという規定は不要となり、削除がされました。

最後に、第26条の関係でございますけれども、第26条は、新型コロナウイルス感染症等の影響によりまして、住宅借入金等特別控除の要件であります入居期限に遅れた場合への特例を定めた規定でございます。この控除を受けるためのその他の要件等は、従前のものと同一のものでございますので、今回、附則第7条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別控除の改正におきまして、居住年及び適用年度の延長が図られ、いずれも第26条で規定する期間等を超えていることから、この規定が不要となったということでございます。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第41号、川根本町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第42号 川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第6、議案第42号、川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） ところどころにあります。等を加えることで、どんな意味があるのか。また、その理由と見込まれる効果はどんなものでしょうか、お伺いします。

○議長（杉山広充君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） それでは、大竹議員の質疑にお答えさせていただきます。

今回、等が加わった事項につきましては、地方活力向上地域特定業務施設整備計画が、地域活力向上地域等特定業務施設整備計画という1点目、等がついたということでございます。これにつきましては、地域再生法の一部改正により、計画に記載できる事項が追加になったことにより、計画名に等が追加されたものでございます。

それと、見込まれる効果ということですが、例えば、一部追加された事項としては、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化または生活環境の整備に資するものに関するものを追加できるということで、新たな事業が追加できるということでございますので、幅広く計画には追加し、地域の活性化が図られるものと推察しております。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第42号、川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第43号 川根本町立学校設置条例の一部を改正する
条例について

○議長（杉山広充君） 日程第7、議案第43号、川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） 7番、野口直次です。

9月1日の初日、議案第43号の説明において、総務課長より、仮称ですが学校の跡地利用検討委員会等を設置する旨の発言があり、早ければ12月議会等で詳細説明ができればという

ようなお話がありました。

この学校設置条例の一部改正により、今日の時点で、中川根第一小学校等は学校施設より除外され、今年度いっぱいをもって廃校となることは理解いたしますが、今後将来を見据えたとき、教育委員会の義務教育学校に向けての説明会においても、児童・生徒数の動向や社会情勢などを見据え、皆様の声に耳を傾けながら、川根本町の教育の在り方について考えていきますというお話もありました。

場合によっては、1校に再統合の可能性も考えられますが、中川根第一小学校の跡地を教育関連施設に利活用することは、この改正により実質不可能になるか、お聞きいたします。

○議長（杉山広充君） 答弁お願いいたします。

総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） まず、今回の条例改正におきまして、教育用の施設から、財産のほうから普通財産に切り替えられます。

私が全員協議会で説明をしました、仮称ではありますが跡地の利用検討委員会におきまして、今後の利活用の方法といいますか、そちらのほうを早ければ12月以降に設置をしまして、これから検討していきたいということであります。

まず、第一義的には、第一には、やっぱり普通財産としての利活用のほうをどうあるべきか検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） 今後、今のお話だと検討委員会、仮称ですが、それでしていくということですが、私が質問したのは、今、この条例を制定すると、普通財産になるということは分かるんですが、でも、第一小学校を今後残すというときにはどんなふうに、それは今ではなくて、検討委員会でということと理解してよろしいのでしょうか。その辺ちょっと疑問があったもんですから、お願いいたします。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） いずれにしろ、議案が可決されなければ話にならないことですが、いずれにしても、そういった委員会を早く設けて、いろんな方向性の中で有効活用していきたい、そこが本音の部分です。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） ありがとうございます。

関連しますが、町長、教育委員会をはじめ、現時点において、中長期的な視野から見て、学校設備、第一小学校を休校等含め、今ある設備を総合的に、将来を含め、教育的な施設を生かす等に、この条例一部改正の今回の提出に当たり、残すという課題等に十分配慮・検討されたのかをお聞きいたします。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○**総務課長（山田貴之君）** まず、先ほどから言いましたとおり、検討委員会におきまして、今後の活用についてを検討させていただくと。その中で、こういった活用があるのかを含めまして、その後の対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○**議長（杉山広充君）** 野口君の質疑は3回になりましたので、ここで質疑を終わりにしたいと思えます。

6番、大竹勝子君。

○**6番（大竹勝子君）** この改正によって、教職員の配置はどう変化するのか教えてください。それから、学校数の減少による基準財政需要額の減少は、どの程度見込まれるのかを教えてください。

あと、統合によって、児童・生徒の平均通学時間はどのようになるのかも教えてくださいたいと思えます。

○**議長（杉山広充君）** 教育総務課長、平松敏浩君。

○**教育総務課長（平松敏浩君）** 大竹議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、職員数がどうなるかということなんですが、現在、第一小学校、校長、教頭等含めて10名、中央小学校11名、南部小学校10名となっております。

再編によりまして、新しい学校への配置なんですが、今のところ、13人から14人の配置を予定されておりますが、正式なものは令和5年3月に県のほうから正式通知があります。そちらのほうで決定をするという見込みとなっております。

また、3番目の再編によって、児童・生徒の平均通学時間の御質問がありました。こちらにつきましては、第一小学校のほうからは約11分、南部小学校のほうからは約7分の通学時間が増える予定となっております。

教育総務課のほうは以上です。

○**議長（杉山広充君）** 総務課長、山田貴之君。

○**総務課長（山田貴之君）** それでは、基準財政需要額につきまして、総務課から説明いたします。

令和4年度の普通交付税のうち、小学校の学校数が測定単位となっている費用では、1校当たりの単位費用が1,157万3,000円でありまして、本町の場合は、4校分として4,629万2,000円が基準財政需要額となっております。学校数が2校となった場合、数値急減補正が適用されまして、2年間は学校数の減少の影響は受けない見込みであります。

なお、3年目以降、段階的に補正係数が減少し、6年後には実学校数での算定となる見込みであります。

大原則といたしまして、普通交付税の算定における単位費用や補正係数は、その年の省令で定められることとなりますので、あくまでも今年度の算定式に基づいた試算であるということをお理解ください。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 通学のことに関しまして、9月5日に牧之原で、送迎バスに置き去りにされて亡くなったという悲しい事件がありましたが、本町では大鉄に委託している通学バスですけれども、そのようなことがないようにマニュアルはできているのでしょうか。

また、人数の多い地域は2便になるという全協でのお話でしたけれども、2便になるということは、最初の子供たちが早い時間に出かけなければならないということになるのではないのでしょうか。ちょっとお知らせください。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 先の牧之原の事故の関係で、十分その件に関しましては、契約をしているところにも連絡をして、ちゃんとした対応ということで連絡は済んでいるところでございます。

また、2便のところ、早い便、遅い便があるということで、おっしゃるとおりの対応をさせていただいて、今、通学のほうを行っていただいているのが現状です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） すみません、その早い子供たちという、早い時間に出かけなければならないという子供たちというのは、小学校1年生から中学校3年生までになりますよね。そのときに、小学校1年生なんかは、眠くてしょうがないというふうなことなんかは出てこないのでしょうか、心配しています。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） そちらについては、やはり学校の時間帯に合わせて通学のほうを計画しておりますので、多少そういったこともあります、学校の時間に合わせたスクールバスの配置をしておりますので、問題ないかという認識でおります。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 石山貴美夫です。

私は、この議案に反対の立場で討論させていただきます。

本年4月、議会は提案の小・中学校改修予算5億1,800万円を削除した修正案を可決いたしました。

町は、過去に2年間検討された結果として、学校の今後の方向性の報告書を令和2年3月

にまとめられましたが、本来この時点で、町民アンケートや住民説明会などで町民の意見を広く求め、吸い上げ、取り入れる作業が必要でした。また、議会にも、今後の進め方を慎重に図るべきであったと考えます。

今も続く混乱は、決定する前に町民から意見を求め、議論するという手続が足りなかったことに始まります。

その後、教育委員会は、学校の今後の方向を説明する会を町内各所で二十数回開催されました。私は全地区、全会場を傍聴し、参加者の反応も説明内容も十二分に確認したつもりであります。象徴的意見は、案を説明し意見を求めているのか、それとも決定事項を報告しているのかという参加者の発言でした。

この計画を保護者や、これまで小・中学校を陰にひなたに支え、共に見守ってきた地域住民の方の御理解をいただくために、町はどれだけの配慮と労力をされたかという点に不足を感じました。

私は、この8月の学校説明会も全会場参加・傍聴し、そのやり取りを客観的に見せていただきました。やはり、これまでの進め方に無理があったと思わざるを得ませんでした。なぜ義務教育学校にするのか、なぜ旧本川根と中川根の2校としたのかという最も原点の、最も重要なところの理解が非常に浅く、また、廃校となる地区住民の思いも聞き尽くされていなかったということが分かりました。

私は、過去の報告書や会議録、説明会での意見のやり取りを見直し、考えましたが、思うことは、この過程で決定する前の丁寧な意見の聞き取りや修正が必要であるのに、決めたこととして、上から説明することに終始したことです。いまだに、町の力を集中できる1校ではなぜ駄目なのかという素朴な疑問が出るのがその証拠です。

過去に学校統廃合問題は、地域を二分した大きな議論がありました。だからといって、真剣な議論を避けて進めるのは許されません。地域住民、保護者、子育て世代に案を伝え、時間がかかっても、痛みも夢も十二分に理解し合って、町民みんなでつくり上げていく空気を醸成することが一番の近道であったと思います。

議会に対しても、3月の予算御提案以前に示して議論していれば、全く逆の結果であったと考えます。4月以降、一部の方から議会に一方的批判がなされ、圧力も感じる中、修正案に賛成した議員諸氏は、これらも受け止め、4月以降何度も時間をかけ、教育委員会、行政と意見のすり合わせを重ね、大切な子供たちの教育に支障が出ないよう配慮し、対策は練ってきました。

町の大きな課題であり、一旦立ち止まり、一、二年かけじっくり検討し、民意の醸成を図るべきとの提案や、町民の意見を問うアンケート調査の提案もしてきましたが、教員人事等制限も言われる中、先月の臨時議会での学校改修追加設計案可決に至りました。

先頃、私はテーマを決めず、2地区で座談会を開かせていただきました。どちらの地区でも、学校の統廃合のことで多くの時間が割られました。それだけ分からないことが多く、御

意見もたくさんお持ちの方がおられるということで、やはり議論はし尽くされていないと、ここでも実感いたしました。

振り返りますと、昨年末から新年に大きく報道された島田青年会議所（JC）の未来会議という催しは、地域の関心を高めるとのことのようでしたが、現に今、子供たちが学んでいる現役の校舎やプールを他の目的に使う案を考えさせるというもので、学校を愛する地元住民の心を痛めつけた、配慮、デリカシーの欠けたもので、関係者に慎重さが求められていた中で、学区住民の不信感を増大させたことは誠に残念なことでありました。

町が学校統廃合のような大きな選択をするときは、必ず決定前に町民、住民の意向を十二分に確認し、十分な意見の醸成を図るべきで、島田市を見ても他の自治体を見ても、検討結果をまた振出しに戻すなど、慎重の上にも慎重を重ねて進めている状況がうかがえます。

私は、修正案を提案し、真剣に議論してきた議員各位と意思を同じくしており、ここで反対するのは苦渋の選択であります。今後も児童・生徒数の動向、保護者や住民の声、学校の動向に一層注目していくとともに、これから議論が始まる空き校舎等の利活用をはじめ、町民に直接影響し、選択を迫られる諸課題も多々存在することを考慮し、町が今後大きな選択・決定をしていくときには、アンケートや公開討論会などにより、町民、住民を第一とし、その意思、同意を必ず確認し進めること、さらに、二元代表制という地方自治の根本にのっとり、町の意思決定機関としての、また住民側に立つ監視機関としての議会の役割を十二分に尊重していただくことを強く訴え、いまだ納得されていない子供たち、保護者、町民、住民の思いの代弁者として意見を申し上げ、早い段階でアプローチしなかった議会、議員としての反省も込めまして、反対の討論といたします。

○議長（杉山広充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 中原緑です。

本議案に賛成の立場で討論いたします。

このたびの学校再編で、当事者である保護者や児童・生徒の心配や不安を早急に取り除くことを最優先するべきと私は考えます。その上で意見を述べさせていただきます。

また、教育現場で奮闘されている教職員の方々の状況からも、町が示された計画は早急に対応するべきと考えました。

しかし、今、町民の声を聞くことが、またもや後手に回っています。先日行われた学校説明会では、それぞれの会場で多くの質問や意見が参加した町民からあり、特に保護者の方々からの声を大切にしなければと痛切に感じました。

今後は、町が町民の声を正面から聞いていく機会を増やし、教育の中身を一層充実させた教育、学校再編に期待をし、本条例の改正に賛成の討論といたします。

○議長（杉山広充君） 次に、原案に反対者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、日本共産党の大竹勝子です。

ただいま議題となっている学校設置条例の一部改正案に対して、反対の立場から討論しま

す。

本議案は、再来年4月から町内の6小・中学校を二つの義務教育学校に再編する前段階として、来年度から、本川根小学校を除く3小学校を一つに集約することを内容とするものです。しかし、教育は国家百年の計と言われます。学校の在り方は、将来まで見据えて、衆知を集め、十分に検討を尽くして、大多数の保護者、町民の理解と合意、賛同を得て進めなければ、町・地域の将来に重大な禍根を残すことになると思われま。

ところが、今回の計画では、こうした手順が踏まれたとは到底認められません。

ちなみに、さきに行われた8回の説明会において、教育委員会側は、今回の計画は決定事項だという立場でした。説明会では何年にもわたって、あり方協議会やプロジェクトワーキングの場で練り上げられた計画だと説明されているにもかかわらず、再編で目指す目標の中に、全ての児童に確かな学力を身につけさせるという項目が見当たりません。学校に保護者、町民が何よりも期待するのは、この点だと私は考えます。

その肝腎要の点が抜け落ちているような計画は、最初に指摘しておかなければなりません。

もちろん、当たり前だから、あえて盛り込まなかったという言い訳もなされるかもしれませんが。しかし、説明会の資料には、児童・生徒に育みたい資質・能力として、自分らしさを見つけ、自ら学び、考え、判断し、行動する力や、未知の努力に対して自ら立ち向かい、トライ・アンド・エラーを繰り返しながらやり遂げることができる力など、5点が掲げられています。

あまり知られていませんが、日本はユネスコやOECDなどから、繰り返し学級人数を減らすよう勧告されています。今当町が置かれている状況は、その前提になっている実情とは異なっていますが、ごく素朴に考えても、一人の先生が10人に届くかどうかといった児童・生徒の指導に当たることができるというのは、恵まれた教育環境と言えると思います。

私は、子供たちの教育は何を目標にすべきか、それを実現するのに最も適切な学校の在り方はどんなものかといった点について、保護者はもちろん、地域住民や広く町民の間で、少なくとも大筋においては合意が図られていることが、ぜひとも必要ではないかと考えます。しかし、8回の説明会においても、当局側の決定事項だとする姿勢もあって、必ずしも率直な疑問や意見が表明されたとは言えないと思います。

また、説明会終了後、何も言えなかったと漏らす保護者の方も少なからずおられました。

こんな状況のまま、学校再編計画をしゃにむに進めようとするなど、私には到底納得できないことです。あわせて、本議案の内容でもある旧中川根側の3小学校を1校に集約した後の段階としての計画の核心ともいえるべき義務教育学校2校への再編は、そもそも何が目的なのでしょう。

しばしば言われますのが、1学級の人数が少な過ぎて、子供たちがかわいそうだといった話です。しかし、国際的な共通認識としては、既に触れたとおり、学級人数が多過ぎることが教育環境として望ましくないことは言われても、少ないことが教育上悪影響があるとい

た話は聞きません。

もちろん、学校は単なる知識習得の場ではなく、同級生などとの交流の場として、あるいは先生との人間的な信頼や触れ合いなどの場として、かけがえのない役割を担っていることは、改めて強調するまでもないでしょう。しかし、改めてお断りするまでもなく、学校は何より、まず子供たちに勉強をさせるところです。友達などの交流の範囲が狭いことを理由に、学業の条件を後退させかねないような再編を進めようとするのは本末転倒ではないでしょうか。

なお、部活動において、既に全国的にも、学校に競技スポーツなどの部活動を担わせ続けることは難しくなっています。小・中・高校生のスポーツ系部活動については、地域に移行させることがほぼ既定方針だということです。また、あくまで学校主体で部活動を続けるとしても、昨今のような少子化が続けば、町内全ての小・中学校を1校に集約したとしても、遠からず大半のスポーツ系部活動を続けられなくなるだろうということは確実です。

ところで、学級人数が少ないと切磋琢磨ができず、学力の向上が難しくなるといった議論があるそうです。これは一見もっともらしく聞こえますが、科学的にいうと本当は逆なのだということを多くの専門家が指摘しています。この問題でも複数の国際機関が、日本の学校教育は高度に競争的で、学力向上を図る上でも有害だという趣旨の勧告を繰り返し発しています。私たちの日常的な経験からいっても、人間は互いに張り合うよりも協力し合ったほうが、よい結果を出せるのは明らかです。教育においても、知識は互いに教え合うことによつてよりよく定着が図られるということは、私たちの日頃の経験からも明らかです。

あと、町長や教育委員会などは表向きは認めていませんが、教育予算の削減も重要な目的の一つなのではないかと思われまます。文部科学省などは公式には、そうした意図を持っていることを認めていませんが、全国の実例や関係者などの話を総合すると、国や県などが大規模な教育体制の再編や見直しを進めていて、小・中・高校の統廃合や義務教育学校への移行などをその重要なてことしていることは疑いありません。

しかし、たとえ表向きにはあっても、教育予算の削減を自治体に迫るようなことはしたくないとの考えが国や県などから示されている以上、町がその真意を付度して、地域の教育体制の弱体化を先取的に進めたりすることは、町・地域、そして何よりも多数の町民の現在と未来に責任を負う立場にある私たちが取るべき道ではあつてはならないと私は考えます。

なお、町として小・中学校関連の予算を減らしたとしても、それが町財政にゆとりをもたらす効果はほとんど期待できないということは、はっきりさせておかなければならないと思います。義務教育費は、その大きな部分が国庫負担の対象です。また、外見上、町財政からの持ち出しに見える分についても、原則としては地方交付税の基準財政需要額に算入されることになっていて、町の税収などでも賄えない分は、基本的に国からの交付税で手当てされるのが建前です。言い換えれば……

○議長（杉山広充君） 大竹議員に、ここで申し上げます。

まとめに入っていたきたいと思います。

○6番（大竹勝子君） はい。

言い換えれば、町として支出を減らしても、大半が交付税の減額によって、私たちの手元には残らない仕組みだということです。あたかも教育予算を節約すれば、その分、他の事業に回せる町財政の余力が生まれるといった誤算が、なお少なからず見受けられますので、この点については率直に指摘しておかなければなりません。

また、学校は地区にとって、言わば要です。これがなくなるということは、地区の一体化を保つ上で大きな障害となるのは避けられません。同時に、大半の地区住民にとって、重要な心のよりどころの一つでもあります。これがなくなるということは、地域の伝統文化などばかりか、その地域そのものの存続にも深刻な悪影響をもたらすのではないのでしょうか。

今、当町において計画されている学校再編については、その必要性は、どのような角度からいっても見当たらないばかりでなく、町・地域の未来や、何よりも児童・生徒に確かな学力を身につけるためのよりよい教育環境を整える上で、大きな負の影響が避けられないのではないかと強く危惧せざるを得ません。

同時に、学校は地域と無縁には存在できません。この点では、教育委員会からもコミュニティスクール構想も打ち出されています。これは、地域住民も学校の運営や教育活動への参画を求めるといった考えだそうです。これが本格化すると、千頭地区と高郷地区はともかく、他の地区等の学校が存在しない中で、参画だけが求められます。これだと、移動手段に恵まれない住民には学校が縁遠い存在になることは避けられません。果たしてこれで……

○議長（杉山広充君） 大竹議員に再度申し上げます。

先ほどもお話しいたしましたが、討論を簡潔にまとめて終了してください。お願いいたします。

○6番（大竹勝子君） これで果たして、コミュニティスクール構想が掲げられているような理念に沿って機能するのでしょうか。

もう一つ、どうしても指摘しておかなければならないのは、再編が実施された後で、こんなはずではなかったということになっても、現実問題としては絶対にやり直すことができないということです。誰の目から見ても存続が不可能になったような場合は別として、よほどやむを得ない事情でもない限り、こうした後戻りのできない決断は、慎重の上に慎重を期さなければなりません。

そして、今、私たちが最優先かつ全力で取り組まなければならないのは、少子化をどうすれば克服できるか、そのために私たちとしては何をしなければならないかといったことではないのでしょうか。このことを大いに議論し、衆知を集めて、汗も流すということではないでしょうか。

その具体的な内容には、ここではあえて立ち入りませんが、本議案について、今議会での可決は見送り、全町民を巻き込んだ議論を十分に尽くし、大多数の町民、保護者の合意と共

通認識の形成をもって進めるなら進めるという本来踏むべき手順を、今からでもやり直すことを強く求めたいと思います。

以上の点を申し上げ、この場におられる一人でも多くの方々の賛同を頂けますよう期待して、本案に対する私の反対討論といたします。

○議長（杉山広充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。10番、中田隆幸君。

○10番（中田隆幸君） 私は、この案に賛成の立場から討論を行います。

それこそ時間がないので、こんなに長く文章を作ることはできませんが、一番は何を目的にするかというのは、やはり子供の教育。一番肝腎な、子供をよくするために、将来のこの町のためにやることが今大切なことだと、私はこう思っております。

そのためにも、学校を再編して、やはり教育をよりよい教育にすることが大切ではないかと思い、賛成とさせていただきます。

○議長（杉山広充君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ほかに討論ありませんね。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立多数です。

したがって、議案第43号、川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第44号 令和4年度川根本町一般会計補正予算（第6号）

○議長（杉山広充君） 日程第8、議案第44号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 一般会計の2款3項2目の12、ホームページデザインリニューアルについてですけれども、それは自前ではできないかということと、その内容を知らせてください。全協でも一度お伺いはしていますけれども、ちょっと詳しく教えてください。

○議長（杉山広充君） 情報政策課長、坂下誠君。

○情報政策課長（坂下 誠君） 大竹議員の質疑に対してお答えをさせていただきます。

大竹議員おっしゃったように、全協でも補正の内容を説明させていただいた際にも御質問いただき、回答をさせていただきましたけれども、今回のホームページのリニューアルが、記事内容の変更だったり、写真等を新しいものにするなど、簡易な修正や変更であれば広報担当で可能なんですけども、今回のリニューアルは、検索のしやすさ、見やすさを高めるために画面構成から大きく変更するなど、大幅なリニューアルを考えております。この部分につきましては、管理業者でないと変更できませんので、今回のリニューアルは自前で行うことができないことを御理解ください。

もう一点、どんな内容かということですが、これにつきましても全協の中でモニターに映して、現在のホームページの画面とリニューアル後をイメージした画面を比較して説明をさせていただきましたけれども、今回は、ゲートページというホームページのトップ画面を新設し、最初に振り分けをすることにより、閲覧者が必要とする情報までなるべく早くたどりつけるように意識したリニューアル内容となっております。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 内容は分かったんですけども、委託料として296万円は、ちょっと高過ぎるのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（杉山広充君） 情報政策課長、坂下誠君。

○情報政策課長（坂下 誠君） 高い安い基準はいろいろあると思いますので、これが高いのか安いのかということは、ここでは個人の感覚もありますので申しませんが、御前崎市さんとか、うちの町の観光協会もホームページ等新しくしております。そういった近隣市町のリニューアルの価格からいって、そしてリニューアルの内容からいって、決して高いというような認識はございません。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立多数です。

したがって、議案第44号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩としたいと思います。再開は10時15分といたします。休憩といたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時15分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程第9 議案第45号 令和4年度川根本町国民健康保険事業特別
会計補正予算（第2号）

○議長（杉山広充君） 日程第9、議案第45号、令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 事項別明細書の7ページの2款1項3目18節の負担金及び交付金の133万円の要因と内訳を教えてください。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、竹野克彦君。

○税務住民課長（竹野克彦君） 6番、大竹勝子議員の御質疑にお答えをいたします。

今回の増額補正の要因と、それから、その内訳はというような質疑であったかと思いますが、まず要因といたしましては、遡及によります国保被保険者資格の取得事案の発生と、それから、高額な補装具の購入によること大きな要因となっております。これらの要因により、一般被保険者療養費が予算を大幅に超過する見込みとなったことによる増額の補正でございます。

また、その内訳でございますけれども、既に258万5,000円をこの目から支出をしてございまして、今後さらに143万8,000円の支出を見込んでいるというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 保険料が払えなくて、資格証明書とかを出しているというふうなことはないんですか。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、竹野克彦君。

○税務住民課長（竹野克彦君） ただいまの御質疑は、今回の補正予算との関連をちょっと教

えていただければと思います。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 要因となっているものの中で、お金が払えなくなっただけか、かかれないとか、そういうことがない、保険証がなくて必要な医療にかかれないというふうなことになっていないかどうか、ちょっと知りたかったです。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、竹野克彦君。

○税務住民課長（竹野克彦君） 引き続きお答えをいたします。

当課で把握している限りは、そのような事案はございません。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第45号、令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第46号 令和4年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（杉山広充君） 日程第10、議案第46号、令和4年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 事項別明細書の7ページの8款1項1目の繰越金5,322万円の要因と内訳、それから、料金と書いちゃったんですけども、それは保険料の間違いですけども、保険料が高過ぎるのではないかということをお聞きします。

○議長（杉山広充君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） それでは、お答えをいたします。

まず要因でございますが、こちらは当初の見込みよりも、やはり給付費が伸びなかったことによるものでございます。実際には、コロナ禍の影響もあったのかなというふうには考えてございます。

それから、介護保険料のことでございますけれども、現状では適正と考えてございます。以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 3年ごとの改正ということで、昨年が1年目ということですね。そこから繰越金が2億2,000万円あるということは、前年度に3期目の3年目で全部使い切るような方針になっていると思うんですけども、それを使い切っていないで、繰越金になっているということでしょうか。

○議長（杉山広充君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） 申し訳ありません、2億円というのは。基金は今、介護保険の準備基金はございますが、1億3,000万円でございますので、どこから出てきた金額かちょっと分かりかねるのですが、ごめんなさい、どういうふうにお答えをしいいか。

いずれにしても、基金というのが、3年間の介護保険の計画の中で、基本的に足りなくなったら基金を取り崩して、そちらのほうを活用させていただいてということもありますが、何か不測の事態が起きたときに、何か月かそれでやっぱりやっていかなきゃならないので、そういう意味合いもございますので、単純に基金が残っているから云々ということではないかと思えます。すみません。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） それは分かるんですけども、3年ごとに改正で、最初の年はある程度使って、見直しをして2年目ということになると思うんですけども、3年目には大体の財源を使ってやるので、あまり残っているということは、介護保険料を取り過ぎているのではないかと考えたんですけども、いかがでしょうか。

○議長（杉山広充君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） ちなみに申し上げますけれども、介護保険料はこの2期変えてございません。上がっていません。

基金の残額につきましても、大幅に積み立てたということではございませんので、その辺は、ごめんなさい、今ちょっと資料が手元にないのですが、御覧いただければ御理解いただけるかと思えます。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第46号、令和4年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第47号 令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（杉山広充君） 日程第11、議案第47号、令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第47号、令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

は、原案のとおり可決されました。



◎日程の追加

○議長（杉山広充君） お諮りします。

ただいま町長から議案2件が提出されました。これを日程に追加し、お手元に配付した議事日程（第2号）追加1のとおり、追加日程第1、第2として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程（第2号）追加1のとおり、追加日程第1、第2として議題とすることに決定いたしました。



◎追加日程第1 議案第48号 工事請負契約の締結について

○議長（杉山広充君） 追加日程第1、議案第48号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第48号、工事請負契約の締結について、提案理由を説明させていただきます。

本件は、令和4年度町単独事業尾呂久保飲料水供給施設新設工事の請負契約の締結について議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る9月6日に、水道工事に関する特定建設業許可を有する町内4業者をもって指名競争入札を執行しました。その結果、株式会社梶山組が落札し、契約金額1億4,960万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期については、議決の日の翌日から令和5年7月31日を予定しております。

以上、御審議の上、御採択賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎追加日程第2 議案第49号 令和4年度川根本町一般会計補正予算
（第7号）について

○議長（杉山広充君） 追加日程第2、議案第49号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第49号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第7号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万円を追加し、総額を60億10万円としたいものです。

今回の7号補正は、全国茶品評会において、町内の出品者が最高賞である農林水産大臣賞を受賞したことを受け、これを機に川根茶のPRを強化するため、茶業振興協議会への補助金を170万円追加したいものです。

以上、御審議の上、御採択賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎散 会

○議長（杉山広充君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は、9月27日午前9時に開会し、一般質問を行います。

また、決算特別委員会に付託した議案の委員長報告、質疑、討論、採決、本日上程された2議案の質疑、討論、採決等を行います。

本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

散会 午前10時31分

令和4年第3回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和4年9月27日(火)午前9時開議

諸般の報告

- 日程第 1 会期延長の件
- 日程第 2 認定第 1号 令和3年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 令和3年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 令和3年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 令和3年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7号 令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第48号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第49号 令和4年度川根本町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第11 川根本町議会議員派遣の件
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第13 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第14 広報委員会の閉会中の継続調査の件

出席議員（12名）

1番	佐々木 直也 君	2番	中野 浩和 君
3番	藤田 至 君	4番	澤西 省司 君
5番	石山 貴美夫 君	6番	大竹 勝子 君
7番	野口 直次 君	8番	中野 暉 君
9番	中澤 莊也 君	10番	中田 隆幸 君
11番	中原 緑 君	12番	杉山 広充 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	藺田 靖邦 君	副町長	秋元 伸哉 君
教育長	山下 斉 君	総務課長	山田 貴之 君
企画課長	大村 妃佐良 君	情報政策課長	坂下 誠 君
税務住民課長	竹野 克彦 君	くらし環境課長	梶山 正幸 君
健康福祉課長	森下 育昭 君	高齢者福祉課長	海老名 重徳 君
農林課長	鈴木 浩之 君	建設課長	風間 一章 君
総合支所長兼 観光商工課長	中野 裕文 君	教育総務課長	平松 敏浩 君
社会教育課長	大村 泰子 君	会計管理者兼 会計課長	北原 徳博 君

事務局職員出席者

議会事務局長 澤口 誠一郎

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（杉山広充君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（杉山広充君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
なお、説明員は9月13日と同様ですので、御了承願います。

◎諸般の報告

○議長（杉山広充君） まず最初に、今回の台風により被災された皆様にお見舞いを申し上げます。23日の夜から今日まで、防災対策・復興のため、日夜御努力されている町長はじめ行政の皆様には、厚く御礼、感謝を申し上げます。

また、議員の皆様も現在まで、各地区での防災・復興に御尽力されていると聞いております。本当にありがとうございます。

今後、議会も行政と共に、復興に向けて努力していきたいと強く思っております。皆様よろしくお願い申し上げます。

では、諸般の報告を行います。

9月13日の本会議散会后、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会最終日の議事日程等について御協議をいただきました。引き続き、議会広報委員会の皆様には、議会だより速報版の作成を行っていただきました。

15日には、決算特別委員会が開催され、現地調査、委員会採決を行っていただきました。その後、議員研修を行い、公営企業会計についての説明を受けました。誠にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会期延長の件

○議長（杉山広充君） 日程第1、会期延長の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日までと議決されていますが、台風15号による町内の災害状況を考慮して、10月20日まで23日間延長したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は10月20日まで23日間延長することに決定いたしました。

本日予定しておりました一般質問は、10月20日に行います。



◎日程第2 認定第1号 令和3年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第3 認定第2号 令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第4 認定第3号 令和3年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第5 認定第4号 令和3年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第6 認定第5号 令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第7 認定第6号 令和3年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第8 認定第7号 令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（杉山広充君） 日程第2、認定第1号、令和3年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第8、認定第7号、令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題といたします。

本案について、決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長、石山貴美夫君。

○決算特別委員長（石山貴美夫君） 決算特別委員会委員長の石山でございます。

それでは、会議規則第77条の規定により、決算特別委員会審査の経過と結果を御報告いたします。

9月1日に開会した本定例会において、一般会計及び六つの特別会計決算認定について、議長を除く11名の議員から成る決算特別委員会に付託されました。9月1日の本会議終了後、

正副委員長の選出と、審査日程及び審査方法等を決定し、その後、総務課から、令和3年度一般会計及び特別会計の決算概要の説明を受けました。

9月5日、6日、7日の3日間、役場本庁3階の大会議室において、担当課長及び関係職員の御出席をいただき、課ごとの詳しい審査を行いました。令和3年度の決算書、決算資料による執行状況の説明のほか、各議員が抽出した28の事業に対して、事前に提出された事業決算報告書に基づき、事業の目的、現況と問題点、事業効果、決算に対する考察等の説明も行っていただきました。委員からの様々な質疑、意見に対し、その回答のほか、施策における考え方や方針等も示していただきました。皆様方の御協力により、円滑な審査を進めることができました。

また、藪田町長、秋元副町長、山下教育長には、公務多忙の中にもかかわらず御出席をいただき、町の抱える様々な課題等に対しましても真摯な御答弁をいただきました。委員会審査日程は3日間でしたが、大変内容の充実した委員会となったことに対し、厚くお礼を申し上げます。

審査の中で出された内容について、抜粋して御報告をいたします。詳細につきましては、お手元に配付した委員会審査報告書を御覧ください。

総務課、総務管理費、一般管理費の問いで、ウェブ会議での旅費、需用費について、減少傾向との説明だったが、今後も続くのかという質問で、ウェブでの対応が多くなっているため、減少傾向が続くと考えると。また、接岨峡地区集会所の用地について確認をしたいということについては、所有者と接岨区で賃貸借した中で、区と町で覚書を交わしているというようなことをございます。

ほかには、2枚めくっていただきまして、次のナンバー2のまちづくり企画課、まちづくり事業に関連しまして、プロモーションウェブサイト運営業務について、当初より発信が弱くなっていると感じるがいかがかという質問で、地域おこし協力隊や移住コーディネーターと連携し、魅力ある発信に努めていくというようなことをございます。

また、2枚めくっていただきまして、ナンバー4では、衛生費の中で、斎場の老朽化に伴う今後の計画について確認したいという質問に、建設から30年ほどたっているため、今後建設についても検討していくというようなお答えでございます。

また、商工費のほうでは、消費者行政の関係で、消費者相談件数19件の内訳はという御質問に、ネット詐欺、訪問販売が主な相談内容になっていると。ネット社会から、中間層の年齢の方の相談が多くなっているというお話を伺いました。

また、次の土木費では、町有地の利活用について、分譲は考えていないかという質問に対しまして、関係者の意見を聞きながら検討していきたいというお話でございます。

また、次の税務住民課では、土地鑑定評価時点の地価の動向を説明くださいということで、4地点とも鑑定評価額は微減の状況であると。また、中部電力の分社化により、法人町民税が減額となった状況について確認したいということでは、分社化による影響により、発電部

門に当たる町内事業所は均等割のみとなったということでございます。

次のページの治山費でございますが、生活に関連する林道について、危険箇所の景観伐採を希望するというので、景観伐採については農林課とも検討していきますということでございます。また、林道蕎麦粒線の工事についての状況ですけれども、上部は直轄治山で施工し、道路部分は町で施工したということになっております。

また、次のページの高齢者福祉ですけれども、外出支援サービスにおいて、シルバー人材センターから高額な大鉄アドバンスに一本化した主な理由をということで、これは、シルバー人材センターは高齢な方が多いために、安全面を考慮し、2種免許を取得している大鉄アドバンスに委託をしていると。なお、デマンドタクシーについても、同事業者が委託され、連携することができ、効率がよいと感じているということでございます。

また、次の認知症のサポーターについて確認したいということでは、町内にて養成講座を行い、サポーターの養成を行っている。また、各小学校に出向き、養成講座を実施しているということでございます。

次の障害者グループホームの状況について確認したいということでは、現在1名が利用しており、今後のことを考え、二、三名の方が利用を検討しているということでございます。

ずっとめくっていただきまして、農林課のほうでは、急傾斜地などの荒廃農地について、青地から白地に変更できるよう配慮してほしいということで、急傾斜地など検討していると。農用地からの除外に関する個別案件については、年2回の農業振興地域整備促進対策協議会にて検討しているということです。次の林業振興については、事業実施箇所の決定基準について確認したいと。要望に基づき優先順位をつけ対応している、所有者責任があることについても御理解をいただきたいということでございます。

また、情報政策課では、ここ数年において、雷による被害が多いと思うが、対策はということで、前年度は特に雷被害が多く、雷協会に検証の依頼・対策等を相談し、対応しているということでございます。

商工費の関連では、協会は統合する考えがあるかということで、観光費のほうですけれども、当協会も検討はしているが、なお、島田市も大井川流域を一つと考えているということでございます。

もりのくにの運営費に関連して、施設が老朽化している現状から、今後の方向性をどう考えているかということで、今後のことについて、担当課とも検討していますということでございます。

教育費のほうでは、スクールバスを利用している人数を確認したいということで、これは実人数として20名と、地域若者教育推進費のほうですけれども、実人数は20名ですということでございます。

それから、次の社会教育のほうでは、学校図書館充実のため、図書館司書が必要だと考え

るがということで、教育総務課で1名採用し、各小・中学校を巡回していると。資格は有していないけれども、図書室の充実のために日々頑張っていており、不足を感じていないという御報告でございます。

以上、簡単ですが、ざっと御報告をさせていただきます。

そして、9月15日には、現地調査、委員会での採決を行いましたので、以上、御報告をいたします。

認定第1号、令和3年度川根本町一般会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定するものと決定いたしました。

認定第2号、令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定するものと決定いたしました。

認定第3号、令和3年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定するものと決定いたしました。

認定第4号、令和3年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定するものと決定しました。

認定第5号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定するものと決定いたしました。

認定第6号、令和3年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定するものと決定いたしました。

認定第7号、令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定するものと決定いたしました。

以上のおり御報告いたします。

今回の委員会で審議されたことについて、次年度の予算や町の施策に反映されることを期待申し上げます。

最後に、行政の方々、特別委員会委員の皆様には、円滑な委員会運営ができましたことを改めて感謝申し上げ、決算特別委員会の委員長の御報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉山広充君） 委員長の報告が終わりました。

決算特別委員会は、議長を除く全議員が委員となっておりますので、委員会審査の経過と結果に対する質疑は省略いたします。

これから、認定第1号、令和3年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

ただいま議題となっています令和3年度川根本町一般会計決算認定に対しまして、反対の

立場から討論します。

もちろん、反対とは言いましても、町の一般会計は、町の行財政全般にわたって、この年度中の金銭の出し入れを漏れなく記載・集計したものです。この中で、当然ながら、町民の命と暮らしを守るために欠かすことのできない諸事業ないし施策に伴う支出とともに、それらを実施するために、昼夜分かたず努力されておられる200人以上の町職員の給与等も当然含まれており、これらの隅々までにわたって全て反対ということはあり得ません。この点については、最初にお断りしておきたいと思います。

それよりむしろ、町職員の皆様には、町や地域を維持・発展させるために昼夜努力されていることに対し、この場をお借りして心から敬意を表したいと思います。ただ、その気持ちが強ければこそ、幾つかの点で指摘しなければならないとの思いがあることも事実です。

それは、第一に、当町の1回目のコロナワクチンこそ、全国ニュースでも取り上げられるほど、非常にスピーディーな接種が実施されました。3年目に入った長引くコロナ禍の下、当町では、町民の皆様の並々ならぬ努力に加えて、町行政や介護、医療機関などの関係者の皆様のきめ細やかな御指導、御支援等により、県内でも最も少ない感染者数にとどまっていることは大いに評価し、感謝申し上げるところです。

しかし、我慢に我慢を重ねてきた町民の暮らしは、あつてはならないロシアによるウクライナ侵略も重なり、歴史的とも言われる諸物価の高騰の中、毎日の暮らしが脅かされ続けており、多くの町民の暮らしや営業が深刻な困難に直面しています。国も、この間何度か、コロナ対策や物価高騰に対する支援の交付金を地方自治体にも交付してきましたが、長引く生活苦には焼け石に水の状況です。加えて、それに拍車をかけるような住民負担増が、この決算年度中に行われました。

確かに、この決算年度中においても、簡水料金の年1回分の無料化や、生活困窮者に向けての給付金事業、プレミアム商品券の発行等事業が実施されてはいますが、生活や影響に困難を来している町民、事業者をあまねく、そして十分に支援する内容と規模には程遠いのは、誰の目にも明らかと言わざるを得ません。

もちろん、町独自にできることには限界があるのは確かでしょう。しかし、それなら何ゆえに、歳入歳出差引額が7億7,000万円以上にも達しているというのでしょうか。これは、その気になればまだまだできる余力がありながら、結局実施に至らなかった事業すら、少なからずあったということを示しているのではないかと思います。

この決算結果を受けて、単に将来へ向けての町財政の余力が増すことになってよかったと評価することは、決定的に適切を欠くものと言わなければならないと思います。

土木総務費の定住促進住宅建設補助金は、町外からの移住者が対象で町内の若者は使えないとか、住宅改修補助金は申込みが多くて、くじ引で外れる人がたくさん出たとか、せっかくの取組が町民の要求に応えていないことが決算審査で明らかになりました。委員からも、若者の住宅がないと町から出ていってしまうという厳しい指摘があったように、申込みがあ

れば、それに比べられるような姿勢を感じられないのが残念です。

最後に、もう一つ、どうしても触れておかなければならないのは、学校再編をめぐる問題です。この決算年度においては、町内の6小・中学校を2校の義務教育学校に再編する一環として、本川根小学校に技術棟を、中央小と中川根中学校の間に渡り廊下を新たに設けるための設計業務の委託料が計上され、3,500万円余りが支出されています。しかし、この成果物である設計書に基づいて積算した工事費を盛り込んだ今年度一般会計当初予算の原案は、議会において、工事費等が全て減額修正され、設計委託料の少なくない部分が無駄金になってしまったことは否定しようのないところです。

当局側は、議会でも承認された設計委託料で実施した事業の成果を予算案に反映させただけと言うかもしれませんが、この背景には、学校再編がなぜ必要なのか、再編によって何を目指すのか、そのために最適な学校の在り方とはどういうものか等について、議会を含む広く町民、保護者の間での合意形成が図られないまま、再編計画が当局のほとんど独走の下で進められたというボタンの掛け違いがあったと思います。

本来踏むべき手順がきちんと踏まれ、大多数の町民、保護者の間での合意形成の努力を尽くした上で練り上げられた計画であれば、今春のようなマスコミにもぎわすような失態を演じることもなかったはずで、そして、何よりも、町民の大切な税金をどぶに捨てるような事態を招かなかったに違いありません。

この問題に関しては、町当局からの真摯な反省の言葉もなく、十分されていなかった合意形成の努力が尽くされることもなく、さきの臨時議会において、410万円という町民の目から見ても納得できない追い金的な設計委託料を増額する補正予算が当局から提出され、可決、成立しています。このまま進んでいくなれば、この問題は、町・地域の将来に大きな禍根を残すことになるのは必定だと言うべきです。この問題は、今からでも原点に戻ってやり直すことを改めて求めておきたいと思います。

まだまだ指摘しなければならない問題は多々あるわけですが、煩雑になりますので、具体的な点の指摘はこの程度に止めますが、全体を通して見たとき、町民の暮らしや営業を守るための事業が基本になっている今回の決算ですが、既に指摘したような点を考慮するとき、残念ながら認定に賛成することはできないことを明らかにして、本案に対する私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（杉山広充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 11番、中原緑です。

私は、ただいまの認定第1号、令和3年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

特別委員会にて、各課からの説明を全員の議員で検討させていただきました。その中で、先ほど学校の予算の設計料のことが上がりましたが、そちらは410万円に関しては、

決定の3,500万円に変更した上での予算ということをつけ加えて成立しているものでございます。ですので、ほかにも検討した種々の質疑がございましたけれども、そちらについても、この町の令和3年度の決算内容として十分考慮して、適正な決算だと確認いたしました。

今後議員として、将来の令和4年度に対しても、各事業について、適正に行われているかどうかをきちんと見据えていくということ、ジャッジしていくということを、各議員、心に思っておりますので、令和3年度川根本町一般会計の歳入歳出決算認定については賛成とさせていただきます。

○議長（杉山広充君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立多数です。

したがって、認定第1号、令和3年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第2号、令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、認定第2号、令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第3号、令和3年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認

定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、認定第3号、令和3年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第4号、令和3年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、認定第4号、令和3年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第5号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 日本共産党の大竹勝子です。

ただいま議題となっている認定第5号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳

出決算認定について、反対の立場から討論します。

先ほどの一般会計のときと同様ですが、本議案は、町民の生活に一日たりとも欠かすことのできない命の水を供給する事業の決算で、認定に反対するといっても、事業そのものや決算の内容全てについて反対するという意味ではありません。このことは最初にお断りしておきたいと思います。

それでは、なぜ今回の決算の認定に反対するのかといえば、まず何よりも、この年度において、料金の値上げです。それも、ほぼ一律20%という大幅かつ乱暴な値上げが強行されたことです。

先ほども触れたとおり、この特別会計で担っている事業は、町民並びに地域の事業者などにとって、暮らしやなりわいに一日どころか片時も欠かすことができない飲料水を安定的に供給することです。言わば、地域住民の生存権を保障する最も重要なインフラの一つです。それだけにこの給水料金が値上げされる、それも言わば基本料金の部分も含むほぼ一律の値上げが行われることは、とりわけ僅かな年金で生活されている方や、大量の水を使わざるを得ない子育て世代や事業者の方などには重い負担になることは容易に想像できます。これは、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利への配慮を欠いたものと言わざるを得ません。

町当局は今回の値上げについて、特別会計の企業会計への移行が間近に迫っており、また、関連諸施設や配水管などの老朽化が進んでいて、その更新などに今後多額の経費が見込まれるもと、その財源を確保しなければならないためだと説明されています。確かに公会計化が行われると、単に赤字が見込まれるから、一般会計からの繰入れによってつじつまを合わせるといった対応は許されないでしょう。

しかし、例えば、老朽化した管路の更新は50%の一般会計からの繰入れを充てて進めるなど、ルールを設けるといったことは一律には禁止されていないはずですが、もしこうした措置が一切認められず、全てを独立採算制で運営しなければならないなどといったことになると、私たちの地域のような移動手段にせよ、有線通信網などにせよ、その他、飲料水供給事業などの生活インフラを整備する上で不利な条件を抱える地域には、経済的にゆとりのない人間は住み続けられないといったことにもなりかねません。

もし国レベルで、そうした法的枠組みをつくったということであれば、それはとりもなおさず、過疎地に無理して住み続ける必要はないと国が宣言したに等しいこととなります。これでは、バランスの取れた国土の発展を図るといった国の目標が、全く偽りにほかならないと言わざるを得ません。

もし政府が進める、いわゆる公会計化の方針がそうしたものであるなら、過疎指定を受けている当町は政府に対して、そうした方針の是正ないしは撤廃こそ求めるべきで、政府の方針を理由として給水料金の大幅かつ一律の値上げを強行するなど、絶対にあってはならないことと私は考えます。

仮に一定の料金体系の見直しが必要だとしても、使用量が少ない高齢者等に対する料金は、

最低使用水量の基準を引き下げて、その範囲内の使用料については従来の負担のままで済むよう配慮する等がされるべきだったはずですが、しかし、そうした弱者への配慮がされていない今回の料金の大幅値上げについては、なおのこと認めることはできません。

なお、この年度において、7月納付の2か月分の給水料金がコロナ対策の一環として無料化されましたが、これはこの年度に限った措置であって、その後は値上げの影響が重くのしかかっていることは改めて指摘するまでもありません。

周知のとおり、このところの物価高騰は極めて急激です。加えて、コロナ禍そのものによる町民の暮らしやなりわいへのマイナスの影響も深刻で、まさに簡易水道事業が町民の暮らしの困難に拍車をかける結果になっていることは明らかです。

私は、本案の認定に反対するのはもとより、この決算年度において強行された給水料金の大幅値上げを撤回するか、もしくは生存権的部分、すなわち健康で文化的な最低限度の生活をする上で欠くことのできない範囲の使用水量に対する料金は、むしろ大幅に引き下げることが強く求めたいと思います。また、そのために、老朽化した水道施設の維持・補修などの建設費への一般会計からの繰入れを公債と同じ50%に引き上げて、財政的支援を大幅に拡充することも併せて求めていきたいと思っています。

担当課の職員の皆様や事業者の皆様、日夜を問わない御苦労には心から感謝を申し上げながらも、子育て世代や高齢者、中小業者などに大きな負担増となる値上げを行った当会計決算には賛成できないことを明らかにして、私の反対討論とします。

以上です。

○議長（杉山広充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。10番、中田隆幸君。

○10番（中田隆幸君） 10番、中田でございます。

それこそ、認定第5号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算に、賛成の立場から討論をさせていただきます。

それこそ、15号台風におきましては、くらし環境課の皆さんに、個々の職員の皆様に、水道また道路のことで大変御苦勞されたことを感謝しております。

それこそ、水道のことを言いますと、やはり一番大切なのは水また電気、こういったものだと私は確信しております。それこそ昨日ですが、コンビニエンスストアへ行ったら、職員が、うちはまだ水が出ないので、トイレへ行くのにバケツに水をくんで持っていくと、それでないとできないだよというぐらい水の大切さが分かったと、こう言っております。

そのためには、少しの値段を上げるぐらいよりも、やはり永久的に使える、維持できるという設備を造っていくことが私は大切だと思います。そのためには、ある程度利用者がお金を出す必要があると考えております。

だから、私はこの際、この復旧をめどに、ある程度部品等を替えながら、永久とは言いませんが、今から使えるような、こういう水道をぜひお願いしたいと。そのためにも値上げはある程度は必要と、これが私の賛成をする討論でございます。そのために賛成討論とさせて

いただきます。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに討論ありませんか。
（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立多数です。

したがって、認定第5号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第6号、令和3年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、認定第6号、令和3年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第7号、令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、認定第7号、令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。



◎日程第9 議案第48号 工事請負契約の締結について

○議長(杉山広充君) 日程第9、議案第48号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第48号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第49号 令和4年度川根本町一般会計補正予算

(第7号)

○議長(杉山広充君) 日程第10、議案第49号、令和4年度川根本町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

本案について、質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 受賞されたお茶に関しまして、それをどこかの会社で落札されたということでしたけれども、ボトルティーを作るのに、そのお茶がどのくらい使用されるのか教えてください。

○議長(杉山広充君) 農林課長、鈴木浩之君。

○農林課長(鈴木浩之君) お答えいたします。

今回の製造に関しましては、およそ3kg程度というふうに聞いております。

○議長(杉山広充君) ほかに質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 落札されたのはどちらの会社でしょうか。町が全部買うわけでもないですね。

○議長(杉山広充君) 農林課長、鈴木浩之君。

○農林課長(鈴木浩之君) 川根本町の者から出品されたお茶の落札者でありますけれども、大井川農協をはじめ、町外の茶業関係者の落札の例もございます。

川根本町茶業振興協議会において、そこから購入の交渉をいたします。よって、その購入予定につきましては、めどが立っておりますけれども、おおむね大井川農協からの購入ということと考えております。

○議長(杉山広充君) ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第49号、令和4年度川根本町一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第 1 1 川根本町議会議員派遣の件

○議長（杉山広充君） 日程第11、川根本町議会議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

川根本町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

◇

◎日程第 1 2 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（杉山広充君） 日程第12、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第 1 3 常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（杉山広充君） 日程第13、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎日程第14 広報委員会の閉会中の継続調査の件

○議長(杉山広充君) 日程第14、広報委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

広報委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎散 会

○議長(杉山広充君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は、10月20日午前9時に開会し、一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

ありがとうございました。

散会 午前 9時53分

令和4年第3回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第4号)

令和4年10月20日(木) 午前9時開議

諸般の報告

行政報告

日程第 1 一般質問

出席議員（12名）

1番	佐々木 直也 君	2番	中野 浩和 君
3番	藤田 至 君	4番	澤西 省司 君
5番	石山 貴美夫 君	6番	大竹 勝子 君
7番	野口 直次 君	8番	中野 暉 君
9番	中澤 莊也 君	10番	中田 隆幸 君
11番	中原 緑 君	12番	杉山 広充 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	藺田 靖邦 君	副町長	秋元 伸哉 君
教育長	山下 斉 君	総務課長	山田 貴之 君
企画課長	大村 妃佐良 君	情報政策課長	坂下 誠 君
税務住民課長	竹野 克彦 君	くらし環境課長	梶山 正幸 君
健康福祉課長	森下 育昭 君	高齢者福祉課長	海老名 重徳 君
農林課長	鈴木 浩之 君	建設課長	風間 一章 君
総合支所長兼 観光商工課長	中野 裕文 君	教育総務課長	平松 敏浩 君
社会教育課長	大村 泰子 君	会計管理者兼 会計課長	北原 徳博 君

事務局職員出席者

議会事務局長 澤口 誠一郎

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（杉山広充君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（杉山広充君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は9月27日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

- 議長（杉山広充君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

まず最初に、今回の台風により亡くなられた方にお悔やみを申し上げますとともに、被害を受けられた皆様にお見舞いを心から申し上げます。

14日には行政報告会を実施し、台風15号被害状況等について説明を受けました。今後、行政とともに復旧に努めていきたいと思っております。

また、5日、7日、19日には議会広報委員会の皆様に議会だより第68号の編集作業を行っていただき、本当にありがとうございました。

なお、監査委員からお手元に配付のとおり、例月出納検査の結果について報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

- 議長（杉山広充君） 次に、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、藺田靖邦君。

- 町長（藺田靖邦君） 皆さん、おはようございます。

先ほど冒頭、議長のほうからもこの災害においてお亡くなりになられた方、被災に遭われた方、お亡くなりになられた方、また御家族、御親族の皆さんには私の先輩、友人でもあり

ます。お悔やみを申し上げたいと思います。また、被災された御家族皆さんにはお見舞いを申し上げまして、少しお話しさせていただきますが、今回の災害の中においては甚大な被害でして、何か所も傷んだ道路があったり、まだまだ家屋のほうも土砂で埋まっているところもあります。

これから先、我々のやる仕事というのは膨大な数、それは分かって、いろんな方に、例えば国交省。昨日も長野のほうに、治水大会があったものですから、お礼がてら行ってまいりました。本当にTEC-FORCEの皆さん、自衛隊の皆さん、いろんな方々にすぐ対応していただいた。これは、やはり今、日本の気象状況、甚大な被害が多いということですからすぐ対応できる態勢。こればかりは、本当にすぐ対応できるというのは今まであまり日本の中ではなかったんですけれども、私自身もすぐ対応していただいたことに本当に感謝をしております。

そんな中で、議会の延長1か月、議員の皆さんに御配慮いただいて、定例会延長していただいたわけですけれども、またそういったことも含めて、議員の皆さんも今ある状態を質問もあろうかと思うんですが、それも議会運営委員会のほうで御配慮いただいて、いろんな意味で本当に議員の皆さんに御協力いただいていることも感謝いたします。

傍聴席の皆さんも、今回、災害前の質問ですので、当たるところでは今の状況お話できると思うんですけれども、その辺も御理解いただきたいと思っています。いずれにしても、今日の一般質問、真摯に答えていきたいと思っていますので、よろしく願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（杉山広充君） これで行政報告を終わります。



◎日程第1 一般質問

○議長（杉山広充君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により通告された質問者は、中原緑君、中澤莊也君、藤田至君、大竹勝子君、石山貴美夫君、佐々木直也君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申合せにより一問一答方式にいたします。質問の制限時間は30分です。的確に質問、答弁をするようお願いいたします。

11番、中原緑君、発言を許します。11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 皆様、おはようございます。11番、中原緑です。

初めに、このたびの台風15号で被災された方々に心からお見舞い申し上げます。そして、9月23日から24日にかけて台風が接近する中、地区を見回る途中で災害に巻き込まれ、残念なお亡くなりになられた方に心からお悔やみを申し上げます。

今後は、かつて体験したことのないような災害に備え、実践的な防災訓練の実施、また役

割分担の確認等を早急に見直すべきと痛感した次第であります。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

1つ目の大きな見出しの、町の教育プランについての質問です。

(1)として、昨年(令和3年3月)に、学校再編に伴う施設改修の設計業務委託料の予算が議会で可決されました。設計図は予算どおりつくられましたが、改修及び建設工事の請負費や監理業務委託料などは本年3月に議会で認められず、学校再編は止まりました。しかし、一旦、一時止まった再編計画は5か月後に動き出しました。それについて、町民の多くはなぜ急に一度ゼロになった計画がこんな早くに進むことになったのかという疑問を持ったようです。町長は、ここまで来た学校再編を振り返り、どう分析するか伺います。

次は、2つ目の(2)。(1)に関連した質問になります。約2か月前の8月22日から、教育委員会が町内全小学校等で学校説明会を行いました。地域住民や保護者が勇気を持って自分の主張や質問を熱心にされました。私は、全ての会場で町民の方々の意見を聞かせていただきました。そこで出ました、町民、主に保護者の声は町長に届いているのでしょうか。また、その声をどう受け止めていらっしゃるのか伺います。

続いて、1つ目の(3)の質問になります。この町で生まれる、またこの町に移住して来られる未来の子供たちがやがて高校生になり、社会人へと大きく成長するために、この町からできる、町長が理想とする教育プランを伺います。

次は、大きな見出し、2つ目で少子化対策についての質問です。

(1)町長は、乳幼児に紙おむつの支給を公約に挙げ、このほど1人6万円分の購入券を配布しました。この事業は子育て世帯には大変喜ばれているようです。また、直近ですけれども、昨日、岸田首相は出産準備金としてクーポンを配布、自治体判断で現金支給も可能という方針を明らかにしました。そういった社会情勢の中で、町は今後は育児用品支給のほかにもどのような少子化対策を考えているのか伺います。

小さな(2)ですね。不妊治療費助成事業の現状とその対応について伺います。

現在、日本では子供を授かりたいカップルの5.5組に1組が不妊症と聞いています。原因は晩婚化などが挙げられ、これからは不妊治療は少子化対策として、今や社会全体で取り組む問題となってきています。不妊治療には高額な費用と時間、そして何より心と体に負担がかかります。不妊治療費助成事業の存在をもっと広報していき、該当者が不妊治療に対して相談しやすい環境を整え、当町でも助成実績を上げるようもっと力を入れてはどうかと調べていたところ、本年4月から不妊治療が健康保険の対象となりました。しかし、自己負担額はまだまだかかるようです。

川根本町では、平成26年に一般不妊治療費助成事業が、また平成29年に特定不妊治療費助成事業が、それぞれ始まりました。目的は不妊治療に要する経費の一部を助成することにより、不妊治療を受けた夫婦の経済的な負担を軽減し、総合的な少子化対策の推進を図ることとあります。町の今後の対応について伺います。

次は、（３）町内医療機関における小児科医の重要性と現状について伺います。

町内の医院では対応できないから島田市民病院へ行ってくださいと言われ、高熱の子供を１時間かけて市民病院にたどり着き、またそこで数時間待ち、診察を受ける。小児科医までが遠いのは子育て中の保護者にとって負担は大きいです。移住・定住を推進し、子育て世代が安心して定住していくには小児科医がいることは重要で、救える命が救えないことにならないためにも小児科医は町にいてほしいです。町の医療体制を含めて、小児科医が招聘できるのかどうか伺います。

（４）ワンオペ育児（母親が乳幼児とずっと１対１で育児、家事をすること）などで悩まないための環境づくりや子育て支援体制のさらなる向上について伺います。

移住して結婚、そして出産となると、親兄弟が近くにいないため、夫の協力があればいいのですけれども、往々にして夫は仕事で留守が多く、移住者が川根本町で子育てするのはしんどいときがあると移住された子育て中の方に聞きました。ワンオペ育児になりがちだったり、また第２子を出産して上の子供と年が近いときなどは、町での支援をより一層手厚くしたら、移住しても安心して子育てできる町として喜ばれ、出生率の向上につながるのではないのでしょうか。子育て支援のさらなる充実を図るため、町全体で子育てで困っている人を取り残さないような、さらにきめ細かい体制づくりが必要です。

こうした教育や少子化対策はいずれも人への支援であり、その人の人生設計を支援していくこととなります。川根本町は小さな町だからこそできる、縦割り行政ではない、ワンストップで手続できることが強みだと思います。町はどのような支援をして、子育て世代を応援していく予定ですか、伺います。

以上が私の演壇からの質問になります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（杉山広充君） ただいまの中原緑君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） それでは、中原議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、学校再編に関する取組についてお答えします。

私としては、学校再編に関する３月からの一連の予算審議の状況が、それまで再編に向かって進んでいた子供たちや保護者及び学校関係者へ影響することを一番懸念したところです。再編に不安を持った子供たちや保護者の皆様を一日でも早く安心させたいとの思いから、教育委員会に事業の早期推進の指示を行い、８月18日の臨時議会において設計変更予算を認めていただきました。その後、８月から地域住民の皆様や保護者を対象にした説明会を開催し、現在に至ったところです。

今後も町の子供たちの未来を思い描きながら、教育の充実のために力を注いでいきたいと考えております。

次に、学校説明会での御意見は、教育長から随時報告を受けています。町長として、保護者や町民の皆様の声を真摯に受け止め、２校の義務教育学校開校に向けた準備を進め、子供

たちのためによりよい教育環境を整えていく決意を改めて固めたところです。

最後に、私の教育に対する姿勢についてお答えします。

この町の教育を通じて、ふるさとへの愛着や深みのある人間性、団結力を備えた子供たちが元気いっぱい活躍できるよう、情熱と愛を持って応援していきます。それを実現させるためには、地域を大切にされている町民の皆様の御支援と御協力が不可欠です。議員の皆様をはじめとする町民の皆様の協力をいただき、町の子供たちのためにお力添えしていただきたいと願っています。

次に、少子化対策についての御質問ですが、私の公約である育児用品購入券支給事業については調整が整い、今月から事業をスタートさせました。今後、事業を進めながら、よりよい事業となるように対応してまいります。今後の少子化対策については、ファミリーサポートセンター事業の創設や一時預かりの事業の充実など、保護者の皆様や関係者の皆様の御意見を伺いながら検討をしてまいりたいと思っております。

不妊治療費助成事業についての御質問は、後ほど担当課長からお答えさせていただきます。

次に、町内医療機関における小児科医の重要性と現状についての御質問にお答えします。

現在、町内においては大下医院の大下節男先生が内科・小児科医として診察を行っていただいています。また、町内の他の診療所の先生方にも対応していただいております。小児科医の重要性についても認識していますので、関係機関と連携を図り、対応できるよう調整、検討をしてまいります。

次の、子育て支援体制の向上についてお答えします。

悩まないための環境づくりについては、現在、育児中の保護者の皆様への相談対応として、妊娠時から出産後の新生児訪問や乳幼児相談、各種の健診時、随時の相談等があった場合など、その都度、保健師や栄養士が相談に応じ、一人で悩むことのないように対応しております。また、子育て支援施設においても保護者との関係が途切れないよう、相談しやすい状況づくりに取り組んでいるところです。

また、付け加えて、男女が共に助け合って育児に参加する環境づくりの一つとして、男性の育児休業の取得促進に向け、町内の事業所等に対し周知を図ってまいりたいと思います。

今後につきましても、引き続き安心して子育てができる環境づくりを構築・維持してまいります。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） それでは、中原議員からの不妊治療費助成事業の現状について、お答えをさせていただきます。

現在、一般不妊治療及び特定不妊治療に対する治療費の助成を行っております。まず、一般不妊治療費助成事業については、人工授精による治療を受けた者が負担された治療費に対して助成を行うものです。当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満の方が対象で、治療を受けた日の属する年度ごとに、本人負担額の10分の7以内の額とし、6万

3,000円を限度として助成をしているところでございます。

助成期間は、助成に係る治療を開始した日の属する月から継続して2年間とし、既に他の自治体の助成を受けている場合はその期間を含むものとしております。令和3年度においては1件の助成を行っているところでございます。

次に、特定不妊治療費助成事業についてですが、不妊治療費のうち体外受精・顕微授精による治療を受けた者が負担された治療費に対して助成を行うものとなっております。当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の方が対象で、助成対象経費の3分の2以内の額とし、1回当たり25万円を上限としておるところでございます。他の制度による助成を受けた場合にあっては、当該助成により交付された額を控除して助成しているところでございます。

特定不妊治療期間の初日における妻の年齢が40歳以上43歳未満の場合は通算して3回、40歳未満の場合は通算して6回を助成回数としているところでございます。令和3年度は1件の助成を行っております。

今後につきましては、令和4年4月より、議員がおっしゃったとおり不妊治療が保険適用されておりますので、関係機関からの情報を収集しながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 再質問を許します。11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 質問してもよろしいでしょうか。

○議長（杉山広充君） 再質問を許します。

○11番（中原 緑君） 私の質問に町長が答えてくださったのですが、学校関連のところで、教育長が答えてくださるところは、なかったでしたっけ。

（「報告を受けた」の声あり）

○11番（中原 緑君） 報告を受けた。すみません、申し訳ありません。ちょっと勘違いしました。

では、学校関連のところからさせていただきます。

義務教育学校2校再編のために多額な予算をかけて、その2校も、少子化により出生数からすれば当然いずれ1校になりますということで、それは税金の無駄遣いと再編の失敗にならないか。よりよい再編のための原案を再度見直すべきと考えて、修正案を出して予算を止めるべきと考えたわけなんですけれども、そして、出しました。

原案を再度見直すということは、もちろんここが工事費予算の見直しをさせていただく。そして、再編についてのアンケート等を全町民に実施し、説明会を開くなどして町民の声を聞き、再編計画そのものを見直すことも必要でなかったかという、そういう再度見直すという言葉の影には思いがあったと私は感じております。

ところが、やはり町長が早急に、議員もそうですけれども、保護者、子供たち、関係され

ている方を安心させてあげたいという思いから、町民への説明というのがそこで後回しになってしまったという感じがいたします。だから、3月議会で止まった学校再編ですが、工事費見直しをすると同時に町民へのアンケートや説明会の実施をして、保護者や地域の方々の学校再編に関する意見や意向を調査、分析し、協議、検討の上、計画を進めることが必要ではなかったのかなど。そのプロセスですね、そこが大事だったのかと。やはり8月22日からの説明会でも、そういったことが足りなかったからいろいろな分からない質問が、質問の中にはそういったことが含まれていると感じました。

私の3月の一般質問でも、教育長より「令和2年度に小・中学校、保育園の保護者や地域住民への説明を行ったが、説明不足との指摘があり反省している。町民、保護者への説明は継続していく。」と答弁をいただいています。

こうした中、工事費の見直しは急遽進みました。早急に進みましたが、町民へのアンケートや説明会はついに実施されませんでした。8月には後から始まったわけなんですけれども、事前の説明会がなかったということですね。町は、アンケートによる町民全体への意向調査をなぜ事前にしなかったのでしょうか、伺います。

○議長（杉山広充君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） お答えします。

こういったインフラ整備って、税金の無駄遣いということだって、なかなか。学校のことですから、余計、私は思っているんですけども。アンケートのことは、私と2期生以上の人たちがずっとやってきて、以前、議員の山本さんもこういったことも聞いておるんですけども、教育がずっと進んできて、当時、我々は。答申もあって、委員会というものを立ち上げて、議員の皆さんも入った方もおられると思うんですけども、そのときの答申の中でいろんなこと進んで、説明が少ないとか何とか、だからアンケートしなさいということだったんですけども。私の考えとしては、進んできたことに対してどうやって子供たち、保護者に答えるかという。あと教育者の皆さんもおりますから、最初の私の答弁のとおりなんですけれども、だからアンケートは。

町民の皆さんに御理解をとということもあるんですけども、それは当然。全部そうなんですけれども、こういった殊、教育に関しては、やはり教育長の考え方もあるだろうし、いろんな思いもある。それで、私自身も議員、もう4年前からのことですよね、皆さんと一緒にやってきて。だから、そのまま私はアンケートはなしに進めたいなど、こんなふうに思っていました。

○議長（杉山広充君） 中原緑君。

○11番（中原 緑君） では、これからは町が今、計画していく学校再編も含めて、そういった町民が主体となるような事業に関しては、町民に支持を得られるように事前にアンケートを取るなどして意見を聞くということは重要だと考えているということで、私は理解してよろしいのでしょうか。

○議長（杉山広充君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） これから先の事業、一つ一つがいろんな大きい事業が待っているわけですが、インフラの整備もそうですし、これから質問も来る方もおられるんですけども。アンケートを取れるところ、そうじゃないところって私、あると思うんです。ずっと前にいろんな情報基盤整備事業があったときにいろんなことが起こった、そんな記憶もあったり。それは何か物をつくるときに要る人、要らない人って必ずいると思いますよ、全て、町民の中に。分かっていること、分かってないことって幾つもあるから、だから、今後私が、アンケートのこと議員言うから、必要なときはそういった格好を取っていきたい、それは。この学校のことに関しては皆さんと一緒に、私が2期目から、あなた方が入ってきたときから、繰り返しをずっとやってきたから、その答えがあるということ。

それで、大事なことは、委員会という組織を絶対つくってあるから、それにのっかって答申があって我々は進めてきたということ。それがやっぱりルールだと思う、自分は。そのルールというものがどこか独り歩きしちゃったり、そうしてくると全体に広がるから、みんなが点になっちゃう。線でいこうとしていないからこうなるんだなって、私自身、議長時代。それでまた議長るときにはコロナが多くて、本当に義務教育学校を見に行こうよとかそういったことを言ったこともあるんですけども、たまたまコロナで、本当に議員研修もなかなか行けなくて、そこは本当に申し訳なかった、議長時代に、それは思っているんですけど。

だから、アンケートを取るときは取る、そういったときもきっと来るでしょう、これから。そんな思いでいます。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） ぜひアンケートは、町民を主体にした事業だと思いますので、そのところをきちっと外さないでお願いしたいと思います。急ぐ気持ちは分かるのですけれども、今回、それがやはりごたごたした一つの理由ではなかったかと思います。

そして、次にまいります。

学校の学区制について、私も全協等で聞いているのですけれども、いま一つ、2つの義務教育学校の学区制についてがはっきりしないのですが、そのところ、現状についてどういうふうになるのか。保護者もすごくよく分からないということなので、お答えいただけますでしょうか。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） すみません、確認をさせていただきたいです。

学校の学区制ということについてなんですけれども、（仮称）中川根学園はどういうものか、（仮称）本川根学園はどういうものかということでお答えしてよろしいでしょうか。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） すみません、説明が足りませんです。要は本川根エリアにお住まいの方が、中川根のやっぱり人数が多い学校に行きたいとした場合、それができるかどうか

いうことです。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） それでは、質問にお答えさせていただきます。

現在、考えている学校区につきましては、（仮称）中川根学園につきましては南部小学校、中央小学校、第一小学校の児童の方、（仮称）本川根学園につきましては本川根小の児童の方というふうに考えております。

その理由としましては、まず学校再編するに当たって2校という形で今、改編をしております。なぜ2校なのかということで、川根本町のこれまでの研究の中で、一つはまず在籍している子供たちのことを最優先に考えて、現在の中学校区を継続することで、スピード感を持ってよりよい教育の環境を整えていく。通学距離が遠距離になることにより児童・生徒の負担を抑える。

また、一番の目的が、まずは少人数の教育を生かした教育をする。2つの学校を設置した理由というのの一つが、まずは少人数の教育のよさを生かした教育を進めたいというのが（仮称）本川根学園です。（仮称）中川根学園は、3つの学校を一つにすることによって、大人数とは言えませんが、ある程度の人数を確保した中で教育を進める。そういった教育を進めたいものですから2つにしたという経緯がございますので、その経緯に基づきまして計画を立てたということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 2校の特色あるということで伺いましたけれども、地域の人たちによっては、2校の学校規模の違いによる不公平感を保護者や生徒が感じないような対応、配慮をしてほしいという御意見もありました。将来、生徒数の減少等でまた新たに学校再編が必要とされたなら直ちに検討委員会を立ち上げて対策を取ると、先日の説明会では行政側が町民に説明をしていました。

まだ学校がスタートしていないのと思うかもしれませんが、そういった先々のことも予測しながらスタートというのは必要かと思っておりますので、その検討委員会の立ち上げというのは町長が決められるということでいいのでしょうか。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 2校を今からやるというところで、最初から検討委員会というのものないもんだと思っているんですけど。自分の場合はこれを進めていく、中川根、本川根。その後の対応の中でこれからは順次していくことじゃないかなと思っています。最初から1校の検討案なんていうのは、自分は2校を造ろうとしているので、それはないです。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） ですからね、将来のことで、生徒数の減少等でまた学校再編が必要となったらということを書いてあるものですから、それについて、その部分が重要なところかなと。皆さんの記憶の中にちゃんと残しておいていただきたいなと思ひまして、改めて

確認したわけでございます。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） そういった覚悟があるというなら、そこは必ず私も頭へ入れてやっていきます。ただ、私としては移住・定住をしながらいろんな人を増やしたいと思ってる、この町。だから2校の提案もある。皆さんに言ったことは、廃案になっちゃった前のことですけども、まちづくりとセットだよという話をしました。当然、そういうことを志さない町長なら、どんどん人口減ってくるんだから、いろんなことをやっていかなきゃと私は思っています。

ただ、今、議員の言ったことは、いずれどうなるのか分からないけれども、頭に入れてやっていきます。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） いろいろな大ざっぱな町長の熱意が感じられて、大ざっぱなのは、すみません。ちょっと時間ないんですけども、ふるさとの愛着ですとか団結ですとかという、すごく町長らしい感じがしてよかったですけれども、私はこの質問を通して川根高校のことを、川根高校が教育プランの中に、きちんと大綱の中に組み込まれていくということが必要なというのを常々感じておりまして、川根高校はこの町の教育文化の財産、宝庫だと考えます。捉えております。過去にも川根高校から立派な人材が輩出されてきましたし、これからも優秀で人間力のある学生が育っていくと感じております。

今から20年前に生徒数が減少する中、中山間地域において中高が一体となって、地域密着の個性的な教育を実践する目的で、川根高校を連携する3つの中学校は川根地域連携型中高一貫校となりました。これまでそれぞれの学校の教員、生徒間交流等の連携があったようですが、最近、連携はどうでしょうか。中高一貫としての活動は現在どのように行われているのでしょうか。実際の連携の状況について伺います。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 御質問にお答えさせていただきます。

川根地区連携型中高一貫教育ということで、今、川根高校と連携中学ということで川根中、中川根中、本川根中の3校の先生が年に数回、協議をさせていただきながら、高校と一緒に活動をするという活動を現在行っております。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 私は、中高一貫教育のさらなる充実を提起します。その根拠は、次のとおりです。川根高校は平成28年、川根留学生のための寮、奥流が完成した時点では生徒数は全体で154名。うち地元連携中学から118名、町外からは36名でした。それから6年後の今年4年度は生徒数は108名になり、6年間で46名減って、当時の3分の2になっております。もちろん地元連携中学から46名で、あとの6割近くが町外からの生徒になっております。

部活は野球部、サッカー部、カヌー部、テニス部、バレーボール、パソコン部、吹奏楽、

郷土芸能部があり、数年前からは弓道部が同好会として活動しています。令和元年7月に発行された川根地区中高連携だよりも、「中高生が手を携え、楽しく、生き生きと学ぶ姿を見せ続けることで、人口減少、高齢化という課題に立ち向かう、元気と希望の発信源であり続けたい」と、当時の須藤校長先生が御挨拶されています。

そこで、例えば川根本町の中学生は、希望すれば川根高校の部活動の練習に参加できて指導も受けられることができたなら、川根高校へ進学する生徒が増える可能性が出てくるのではないのでしょうか。中学校の部活動の外部指導化が進むことも踏まえて、中高一貫教育の中で部活動が連携できる体制を調査研究するべきと考えますが、町としてはどのように考えるか伺います。

○議長（杉山広充君） 教育長、山下齊君。

○教育長（山下 齊君） 小学生、中学生と高校とのつながりというか連携というか、そういうふうなことで少しお話をさせていただきます。

今、中学校3年生、ちょうど今、進路を選択する真っただ中で、この中高一貫教育がスタートした当時よりもかなり生徒の進路選択の幅が広がったというか、いろんな選択肢の中かからいろんなところへ進学していく。そういうお子さんが非常に多様化というか、そういうふうなことが進んでいるかと思えます。

そういう中ですが、川根高校をまず真っ先に選んでいただけるような、そういうふうな、小学生、中学生にとっては川根高校が進路選択の一番の真ん中にくるような形で、何とか連携が進んでいければいいかなと思っています。

今、議員おっしゃいました、部活動での交流ということも大変大きなきっかけになるのかなと思いますので、そういうことについては中学校との部活動の在り方というのは、これから部活動を地域に移行していくというような、そういうふうな大きな検討課題がありますので、そういう中でも考えて、高校の部活動との連携ということについてもやっぱり考えていくべきかなというふうに思っております。

それから、部活動だけではなくて、例えばこれまではあまりなかったんですが、小学生と高校生との交流、そういうふうなことも、今年なかなかコロナの関係で進んではいないんですが、計画としては今までなかった小学生と高校生との交流というふうなものを計画しております。それから、社会教育事業でふるさと発見団というふうな、希望する子供たちが参加している活動がありますが、そこに川根高校生にボランティアとして参加していただいて、この夏には交流事業を行っております。

そういうふうなことで、小学生、中学生と心の交流というか、そういうふうなことを深めていき、ぜひ小学生、中学生には川根高校を真っ先に選んでもらえる、そんなふうな魅力ある、そういうふうな高校になっていくように、こちらとしても支援、頑張っていきたいと思えます。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） ぜひともそういった交流を深めていっていただきたいと思います。

町の教育大綱の中に川根高校の関わりを具体的に、今、2020年までの教育大綱になっていますけれども、そこを具体的に、意図的に、戦略的に組み込んでいただき、将来にわたりよき人材が育つ川根本町の土壌をつくり続けてほしいと願いますが、その点ではどのようにお考えでしょうか、町長のお考えを伺います。

○議長（杉山広充君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 川根高校ことに関してはいつも問うています、自分も。問うということはどうするか、いろんな思いの中で。前の町長がまちづくりにセットと、まちづくりということで、若者がいなくなって、だから留学制度にしたし。

これからの方針としては、自分、いつも思っていることが、いろんな関連の施設あるんだけど、今、子供たちがここへ戻ってくるようなことをやっぱり考えたい。まちづくり。やたら私の場合、まちづくりが出てくるんだけど、今、教育長が言った子供さんと川高生の連携とか何とか。そういったことの中から、子供さんたちが、いろんな今、留学生の人いるんだけど、この町を愛してもらって、ここで何かをしてもらいたい、そんな思いの中で川根高校生のことは見えています。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） ありがとうございます。私たちも、議員も川根高校を必死に支えて協力していきたいと思います。

子育ての関係のことで質問させていただきます。

運用が始まりまして、先ほどのおむつなんですけれども、やはり値段の面で市価とはちょっと差があるということで、とても支援を受けている人たちはありがたいけれども、何か申し訳なくて、税金で高いお金を使わせていることに申し訳ないような、何か違和感を感じ始めているようです。安心・安全に公約をしてきた町長の思いがストレートに伝わってほしいなというのを感じておりますので、その事業効果についてですけれども、やはり町内経済活動の子育てを応援する環境の醸成を図るといっていることですので、そこをもう少し具体的に示していただけますか。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） ただいまの中原議員からの話の状況ですが、やはり割高であるということも話は聞いております。この事業ですが9月からスタートをさせましたので、今月で2か月目となります。その状況を踏まえながら、現在54名の方が対象で、うち44名の方にクーポンを発行しておりますので、その辺も踏まえまして、登録いただいた事業者の方、また対象の保護者の方等にもいろいろなニーズ、またはいろいろな状況を調査をかけながらよりよい制度としていきたいと考えております。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 支援の方法として、意味合いが違うかもしれないのですが、

支え合い券のようなプレミアム券、または商工会の商品券の支給にしたらいかがか。そうしますと、育児用品ではなくなる可能性もあるのですが、確かにおむつや粉ミルクが支給されるのはうれしいのですが、布おむつの人とか母乳の人などもあるわけで、次年度も続けて子育て世代全員を支援してほしいから問題提起しまして、支援方法についてのお考えを伺います。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） 担当課としましては、育児に使用する用品の購入に係る費用の助成としてスタートをさせましたので、その充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 不妊治療の関係でございますけれども、令和3年度にそれぞれ1件ずつ助成金が交付されていますけれども、相談件数などはどうでしょうか。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） 相談というのは特には聞いておりませんが、その対応の中で昨年度は一般が1件、特定が1件ということで助成をさせていただきましたので、その辺も含めて、町としましてはちょっとPRに不足しているところもあろうかなと考えておるところもございますので、その辺も充実できるような形で対応できればと考えています。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 大変デリケートな問題ですので、そういったことに配慮しつつ、また本町のホームページで、9月定例会には情報政策課がホームページをリニューアルされるという予算も出ていましたので、他市町のを見えますとすごく充実しているものですから、不妊治療費助成、または今度は名前が変わるかもしれませんが、そういった関連のページを分かりやすく、優しく、温かく作成していただくことを期待します。

あと、健康保険で費用が補填されるのですが、自身の自己負担もあるわけでして、それに対しての適用後の不妊治療費についても助成するお考えはありますでしょうか。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） 保険適用についても今年度4月からというところで、まだ情報をちょっと収集できていないところがございます。その辺も含めて情報収集をしながら、自己負担分に対する助成になるのかも含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） ワンオペ育児の対応としまして、ファミリーサポートセンターというのが静岡県内30市町ぐらいあったんですかね、ちょっとはつきりしないんですけども。近隣市町では藤枝市、焼津市、牧之原市、島田市、吉田町、ほかにも東部の同じ規模の町、河津町や東伊豆町も設置しております。最近、移住者同士のカップルによる出産や子育てが増え始めていて、ありがたいことに。本人たちから要望もいただいています。ファミリーサ

ポートセンターがあつたらいいなということですね。対応を考えていただいているようですので、お返事を先ほどいただきましたので、当町でも実用化に向けて前向きに検討されていることをありがたく思います。

同時に一時預かりもされているということなのですから、大体、何年くらいの実施計画でしょうか。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） その辺も含めて、まずはニーズ把握が必要かなと考えておりますので、今回、育児用品の支給事業で、ゼロ歳児から2歳児の保護者の方とも関わりができております。その方々からもニーズ把握をしながら、この町にとってどのようなサービスが必要で、どのようなところが対応できるかということも含めて今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） これで、私の質問を予定していたのは全部ほとんど終わったんですけれども、少子化に関しては以前、ソフト面については大変充実している、少子化対策に対しては大変充実しているということは承知しておりますけれども、財政面というんでは、経済面での支援が一層行き届くのも少子化対策としては重要かと思えます。

例えば、出産祝い金なんですけれども、第1子が2万円、第2子が3万円、第3子が5万円となっております。ここの金額の差がついているというのがどうしてなのかなというのがちょっと疑問なんですけれども、それにもし答えてもらうことができれば。もし通告外だしたらやめますけれども、議長。

○議長（杉山広充君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） この問題については、議会で決算予算委員会で何回もお答えしておりますけれども、差がついているということは、1子、2子、3子、大変だろうなというようところで差をつけているかと思えます。ただ、少子化対策ということで総合計画のほうの子育て支援を受けて、川根本町子ども・子育て支援計画の中で、4本の柱の中で、やはり経済的な支援、子育てができる環境づくりということで、先ほど言いましたように、一過性のお産祝い金に次いで今年やりましたクーポン券と、また先ほど申されたように国のほうでも児童手当、これは現金で払っておられます。

また、一過的には病院の医療費助成というところで、継続的な支援によって、一過性に高いお金を払って、はい2年目で出ちゃうよというのではなくて、川根本町では継続的な支援、金額は低いであろうけれども、子育てしていく中で、サービスも同様ですけれども、こういう継続的な支援が定住、まあ移住してみようかなというふうにつながるということで施策を進めているところでございます。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 東伊豆町においてはそういった継続的な支援をしまして、出産

祝い金に始まり、小学校入学、中学校入学でそれぞれそのたびに祝い金を支給しているようですので、そういったタイミング、住んでいたことによって、ここで住んでいてよかったなというような思いが、地域愛というんですけれども、そういうのが感じられるような、金額ではなくてそういった、金額もそうですけれども、言っていることがばらばらですね。金額も大事ですけれども、継続してくという今の課長の言葉と併せまして制度の見直しなども必要かなと感じておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉山広充君） ここで中原緑君に申し上げます。質問の制限時間を超えておりますので、簡潔にまとめてください。（何事か言う者あり）企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 長泉でなくても、松崎なんかは1子10万円とか継続した支援をしているという……

○11番（中原 緑君） ちょっと議長、聞こえないです、何か皆さんの声が。議長、いいでしょうか、ちょっと聞こえないので。

○議長（杉山広充君） 企画課長。

○企画課長（大村妃佐良君） じゃ、大きな声で。

松崎町とかいろんなどころでも継続的にそういう支援をやっているのは存じています。ただ、町の独自によって支援するというところで、そういうことは、時期時期のお祝いということとは否定しませんけれども、今後の検討課題ということで承りたいと思います。

○議長（杉山広充君） これで中原緑君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩といたします。10時15分に再開といたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時15分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、中澤莊也君、発言を許します。9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 9番、中澤莊也です。

まず、質問に入る前に、諸般の報告の中でも議長が、行政報告の中でも町長が申し上げられておりましたが、私も一言、申し上げさせていただきます。

質問に先立ち、台風15号で被災された多くの皆さんに謹んでお悔やみ申し上げます。また、自治会活動のさなかに不慮の事故に遭われて亡くなられた方の御冥福を心からお祈りいたします。行政の皆さんにおいては、災害の復旧に向けて昼夜問わず御尽力されていることに関して、この場を借りて心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、質問に移らせていただきます。

私の質問事項は、公共工事等の施工に伴う残土処理について、土砂災害対策について、空

き家対策についての3点であります。

最初に、公共事業等の施工に伴う残土処理について、4点の質問を行います。

昨年の7月3日に熱海市伊豆山で発生した土石流災害は27人もの貴い命を奪い、建物を破壊し、大切な日常までも、何の落ち度もない人たちから一瞬の間に奪い去りました。この未曾有の災害について、静岡新聞の連載企画「残土の闇 警告・伊豆山」の中で、現地取材された記者の一人は「新法だけでは不十分だ。伊豆山の大規模土石流災害は盛土ではなく、急斜面への残土投棄の問題だと捉えるべきだ。逢初川の上流域の急斜面に残土処理場が造成されたことが大きな要因となった。土地の所有者や造成業者、行政、国、県、熱海市の対応次第で防げた人災である」と厳しく糾弾しています。

この伊豆山の大規模土石流災害を受け、県は静岡県盛土等の規制に関する条例を制定し、本年7月1日にその条例は施行されることになりました。条例では、盛土等を行う土地の区域面積が1,000㎡以上または土量1,000㎡以上の場合は、事前の近隣住民への説明会等の実施、県知事の事前許可申請を義務づけております。盛土規制法や盛土等規制条例が的確に運用され、二度とこのような痛ましい災害が発生しないことを心から望むものであります。法を運用するのは人であります。法や条例が机上の空論で終わらないことを心から願うものです。また、伊豆山の大規模土石流災害を対岸の火事と見るのではなく、身近な問題として捉え、考えていかなければならないと思います。

町は公共工事に伴う残土処理費の軽減のため、北部の海久保地区に町営の残土処理場を設置しようと考えていますが、法的な制約もあり、用地の測量調査は終了したものの、購入までは至っていない状況にあります。県内の状況を見ても自営の処分場を有する市町の数は5市町、9か所であり、県営の処分場は下田市大賀茂、伊豆市年川、御殿場市板妻の3か所あります。本来、残土処理場は請負業者等が責任を持って処理場を確保し、適正に処理すべきものと考えます。本当に自前で多額の費用をかけて用地を購入し、自営の処分場を設置する必要があるのか。その目的、必要性、緊急性等、特に令和3年度事業報告書に記載された決算状況に対する考察、町発注以外の残土を受け入れることにより収入を得られるということについては疑義を感じます。

以下のことについて行政側の考えを伺います。

6,500㎡もの農地（耕作放棄地）を物件補償費を含めて2,500万円もの高額な費用を使って用地を購入し、残土処理場にしようとする目的、緊急性等は何か。

2つ目が、農振除外申請、農地法5条関係許可申請、県盛土等の規制に関する条例への対応をどのように行っていくのか。

3つ目、残土処理場を設置した場合、その維持管理は誰がどのような方法で行っていくのか。

4つ目、残土処理場には町発注工事以外の残土を受け入れる考えはあるのか伺います。

次に、土砂災害対策について2点質問を行います。

1点目は、県の指示に基づいて実施した盛土等の調査の結果、対応等を伺うものであります。

県は、熱海市伊豆山の大規模土石流災害を受けて、市町に盛土の点検調査を行うように指示を出しました。県内で1,650か所の調査が行われた結果、189か所で法令や災害防止上の不備があり、そのうち排水施設の不備など災害対策上必要な措置が取られていないものが118か所存在したことを公表しております。県の指示を受けて、我が町の盛土調査の結果は特に問題はなかったと聞いておりますが、調査の結果等は公表されておられませんので、町が行った盛土調査の方法、結果、対応について伺います。

2点目は、多くの土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等を抱える我が町においては、大雨等により至るところで大規模な土砂災害が発生する危険性があります。実際、今回の台風15号でも大きな災害が出ております。土砂災害を未然に防ぎ、災害から貴い人々の生命や財産を守っていくことは行政に課せられた大きな使命と考えます。

町は、川根本町地域防災計画（風水害対策編）、災害予防計画、土砂災害予防計画の中で、ハード事業として砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業の実施を掲げ、ソフト対策としてハザードマップの配布、インターネットによる土砂災害危険箇所マップの提供等を行い、土砂災害危険箇所の周知を図ろうと考えております。この計画を実効性あるものにするためには、計画の見直しを常に図り、事業の進捗状況等を確認していく必要があると考えます。現在の土砂災害対策について、対策状況等をハード面、ソフト面の両面から伺います。

最後に、年々増え続ける空き家、特に特定空家と言われているものの対策について、町の取組状況や今後の対策についてを伺います。

演壇からの質問は以上です。行政側からの明確かつ前向きな答弁を期待し、私の最初の質問といたします。

○議長（杉山広充君） ただいまの中澤莊也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、中澤議員の御質問にお答えします。

1点目、残土処分場についての御質問です。

現在、公共工事の中で発生する残土については、民間の残土処分場に費用を支払い、処分しています。しかし、民間の残土処分場の容量が上限に近づいていることや、今後は処分費の高騰が予想されることから、公共工事を継続的に実施していくためには、残土処分場の確保は喫緊の課題であると認識しております。また、町の残土処分場を整備することで工事費のコスト削減も図ってまいります。

次に、農振除外、農地法許可申請手続きに関しましては農用地区域内の農地、いわゆる青地農地で開発行為を行おうとする場合には、あらかじめ県知事からの開発許可を受けなければならないとされていますが、公共工事のために欠くことができない土石の捨場については、県知事に対する許可申請手続きは不要となります。これが現在の対応です。また、盛土に関し

ては、県盛土等の規制に関する条例の規定により、地方公共団体が行う盛土等は県知事の許可は必要ないことを確認しています。ただし、排水等の水対策はしっかりと対応していきます。

残土処分場の維持管理については、町有地となりますので、町職員が状況を確認し、対応してまいります。

町発注工事以外の残土の受入れについては、処分場の状況を確認した上で受入れの緊急性を考慮し、その都度、対応を検討してまいりたいと思っております。

続きまして、土砂災害対策についてお答えします。

昨年7月の熱海市伊豆山地内における土砂災害発生を受け、県から盛土造成行為に係る緊急点検の実施に関する通知がありました。この通知に基づき、本町では山間部かつ15mを超える盛土に該当する7か所について、令和3年7月に現地調査を実施し、異常はありませんでした。

次に、土砂災害対策のうち、ハード面については県の治山事業や急傾斜地崩壊対策事業を活用し、対策を進めているところであります。ソフト面については近年頻発するゲリラ豪雨、台風等の異常気象を踏まえ、令和2年度に洪水・土砂災害ハザードマップを作成しました。このハザードマップは町のホームページに掲載するだけでなく、各世帯及び教育関係施設のほか、医療関係、福祉関係の施設等に配布しております。小・中、高校生への防災講話や毎年6月の土砂災害防止月間での各地区の訪問を通じ、それぞれの地域に合った土砂災害に対する啓発活動を行っています。また、雨量や浸水が予想される地域の情報が得られる気象庁のキキクルや県のサイポスレーダーといったウェブサイトの広報等も併せて行っているところです。

最後に、3点目の空き家対策についての御質問です。

議員御指摘のとおり、本町において560余りの空き家を確認しております。空き家対策については国が定めた指針や町が定めた空家等対策計画に基づき、適切に処置してまいります。詳細については建設課長から説明します。

○議長（杉山広充君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） 現在、建設課では、川根本町空家等対策計画に基づき、放置すると倒壊するおそれがある、悪臭がする、野生動物がすみつくといった周辺への悪影響が懸念される特定空家の調査を進めております。各区長さんの御協力の下で空き家、とりわけ特定空家に該当しそうな物件の情報収集を行っており、ある程度情報が得られたところで職員が全地区を回って、空き家の危険度などを調査・判定してまいります。こちらの調査結果につきましては、今年度末にはお示しできるかと思っております。

また、これとは別になりますが、地域の方から危険な空き家があるという情報も2件ほど受けておりますので、こちらに関しては別建てで情報収集などを行っているところでございます。

空き家に関する今後の対策についてでございますが、まず空き家に限らず家というものは個人の財産です。所有者または管理者が必ずいらっしゃいます。このため、まずは所有者などを特定する作業が必要となります。登記情報、戸籍情報、課税情報はもちろんのこと、近所にお住まいの方や御親戚の方への聞き取りなど様々な手段を用いて所有者を探索し、その特定を行います。所有者が特定できたところで意向確認や助言などを実施し、空き家の改善を促していく、お願いしていく。これは大変地道な作業ですが、空き家対策の根幹をなす部分でありますので、誠意取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 再質問を許します。9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） それでは、一つずつ再質問をさせていただきます。

まず、北部の残土処理場の問題ですが、町長は公共事業に伴う場合は青地等の除外は必要ないという御答弁をされましたが、農地法5条においても国、県がやる場合はお互いの話合いの中でその許可がされるわけですが、市町村がやる場合は農地法5条の除外の適用にはなっておりません。私が聞いたところ、青地の部分が海久保の荒廃農地の中にあって、既に申請をされているということですが、その辺の確認をまず伺います。

○議長（杉山広充君） 農林課長、鈴木浩之君。

○農林課長（鈴木浩之君） 農用地の取扱いでございます。まず、農用地の関係の法令につきましては、農業振興地域の整備に関する法律というところで取扱いがございます。この法律の原則としましては、農地転用の原則禁止ということがまず大きくあり、それに基づき開発行為の制限もございます。その中で第15条の2というところに開発行為が不要な場合というのが規定されておまして、その規定に基づき今回、不要となったということを確認できたものでございます。

我々としましては、事務局としましては、当初、この条項について承知をしておりませんで、協議会を行っております。しかしながら、この後の手続については不要ということで処理していくこととしてございます。よって、協議会につきましては、次回の協議会でこの経過について御説明申し上げるということで考えております。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 農振除外のことについて15条の2ということで、もう一回、私も調べさせていただきたいと思います。

それで、もう一つは農地法の考え、私の今述べたように、公共事業であっても市町が行う場合は所有権の移転も伴う農地の転用ということで農地法の5条の申請は必要であるという考え、そういう考え方をしてよろしいでしょうか、その辺を確認させてください。

○議長（杉山広充君） 農林課長、鈴木浩之君。

○農林課長（鈴木浩之君） 今度は農地法のことでございます。農地の転用の制限につきましては第4条の規定でございまして、第4条の第1項第2号に、地域振興または農業振興上の

必要が高いと認められる施設など、そういった許可を必要としない場合の規定がございます。そういった先ほどの農振の関係の法律、それから農地法、共にその中に軽微な変更の部分がございまして、それが土地収用法の関係の条文を引いた部分がございます。

土地収用法の第3条という部分がございます、その35号に、土地収用法第3条第1号から34号、各号のいずれかに掲げる関連施設の部分の記載がございます。その記載の中に土石の捨場という事項がございますので、それに基づいた対応であるということでございます。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 今回の4条ではなくて、所有権の移転も伴うので当然、農地法の5条の申請になるというふうに思うんですが、4条じゃないと思うんですよ。所有権が移るでしょう、町のほうへ、購入するんだから。その辺、確認をしてください。

（「議長、すみません、少し休憩を取ってください」の声あり）

○議長（杉山広充君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時42分

○議長（杉山広充君） では、会議を再開いたします。

農林課長、鈴木浩之君。

○農林課長（鈴木浩之君） 大変失礼いたしました。

中澤議員がおっしゃるとおり、私の勘違いでありまして、農地法第5条第1項許可の関係の話でございました。訂正をお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 先ほども町長の答弁の中に、処分場、処分費の高騰等緊急性も高いというような答弁がございましたが、残土処理場の用地は6,500㎡、残土処理量は4万から5万㎡ということで予算の説明があったと思います。

令和3年度において、測量用地の実施をされていて、それに対して699万6,000円の支出をされていて、課長にお聞きしましたら、まだ分筆登記もできていない状況であるというようなお話がございました。用地の調査事業費についても242万5,000円の支出がされております。

令和4年度の予算で、土地等の取得費が2,000万円、6,500㎡、物件費が5,500万円というふうになっておりますが、公有財産の購入に当たって、これは川根本町の土木事業の施工要綱があるわけですが、宅地については坪約1万円、平米にすると3,077円ということで、畑については平米2,400円です。原野が平米1,500円という形になっておりますが、これをこの施工要綱を準用するとしても、金額的少し高いのではないかというふうに思いますが、その辺の説明を伺います。

○議長（杉山広充君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） まず、土地購入費は2,000万円でございます。あと、物件補償のほうは500万円ということで、ここは2,500万円となっております。その中で、土地でございますが、まず、先にお話ししておきます。土地の面積、また物件の資産等は、令和3年度に予算を計上いたしまして、その昨年度面積等も確定いたしました。ただ、この予算を計上したのは、同時に令和3年度でありますので、そこで大まかな土地の、まだ土地の面積等も確定されていませんので、そのところで面積の具合が正確な面積ではないということだけ御承知ください。

その中で、まず、畑といたしまして6,500㎡、1,404万円となっております。その残りとして、宅地で約700㎡等を見込んでおります。そこで宅地が、先ほど議員が言われましたように1万円ですが、加算割というところがございまして、この接岨地区では6,000円になります。その中で420万円となります。そこで合わせますと1,824万円となります。あと2,000万円にはちょっと足りないということになりますが、そのところは、まだ面積等が不確定というところで、2,000万円という形で予算のほうは計上してございます。

また、あと、物件補償の500万円のところでございます。これは物件補償ですので、まず上物の茶樹、あと宅地があるうち等の試算してございます。茶樹に関しましては、県の補償基準のほうを参考にその茶樹の250円の単価で6,500㎡で162万5,000円、あと、残額が物件のまだ試算が出ていない、同じ年度で予算を計上したというところで不測の事態に備えるということも併せまして500万、合わせて500万円という形で予算のほうを計上してございます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） すみません、今、宅地があそこにあるんですか。

私たち台風15号の災害の調査に行かせてもらって、あのところも心配だったものですから見せていただいたんですけど、私の感覚だと全て原野だというふうに、農地、現況はどうなんでしょうか。これ、税務課のほうでは、例えば課税は登記簿について畑であっても宅地で登記されていても現況課税でありますので、どのような形で処理されているのか。今宅地の面積って何平米と言われましたか。

○議長（杉山広充君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） 予算の計上のときには、先ほどお話しいたしましたが、まだ道路、大まかな面積で計上してございますので、約700㎡と予算上には計上させていただいております。

また、現況と課税の関係ですが、現況、畑、課税も畑ということで確認してございます。以上です。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 耕作放棄地については、現況も畑であるし、登記も畑であるというの

は分かりました。

宅地の部分は、宅地で課税されているわけですか。どうなんですか。宅地の部分ってどこを言っているのかよく分からない。

○議長（杉山広充君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） 宅地とは、町道から山に向かって左側にある、家が3棟ぐらいございます。そこのところでございます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 私が非常に疑義を感じて、問題があるのではないかというふうに感じられたのは、緊急性があつて必要があるということなら、残土処理場を設ける必要はあるというふうに思いますが、その中の実績報告の中の考察に対して非常にこれと思ったものですから、その辺についてもう一度伺いますけど、県の盛土等の条例については、町がやる公共事業から出る残土の処理については事前の許可は要らないということになっていますけど、業者が工事をやったものを町が収入を得てやるということについては、これ、盛土対策課ですか、県のほうにも少し連絡させていただいて、こういう場合はどうだということをお聞きしたんですけども、やはりそこ、ケース・バイ・ケースであるだろうし、私は県の盛土条例に引かかるというふうに思うんですよ。だから、公共事業に対しての土砂の受入れだけなら問題ないと思うんですが、一般の事業者がやった工事から出た残土をそこで処理するというのは、非常に問題があるというふうに思います。もしそれをやるとしたら、私はこの事業は見直す必要があるというふうに考えますが、いかがですか。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議員おっしゃるとおりだと、こういったことになれば町職員が残土処分場は、やっぱり管理していかんやならんもんですから、やはり一般の残土となると、そこはやはりよく考えてやっていかなきゃいけないなど、それは思っています。

いずれにしても、この海久保の残土処理場は皆さんが行ったところで、私自身も引継ぎの中に入っているところでして、そういった意味の中において、もう申請のほうも出しているもんですから、どういう格好の中で求められることがあるか、しっかりと。それで、また、盛土条例、この前知事と話をしたんですけども、あまり縛られると大変だよということは言っておきました。要するに業者の間に、私もそういった仕事もやったことあるもんですから、やはり残土場というのはないとなかなか難しいところもあるもんですから、この前の知事の新聞にも書いてあったんですけども、あまり縛らないようにしなくちゃいけない、そういうことを書いてあったもんですからね。私どもの町の中において、そういった残土処理場はなかなか難しいし、見つけるにも難しいということで、状態よくやっぱり残土処理場も設けてやっていかなきゃいけない。議員が言うように、一般のものを受け付けるべきではないとか、そういった縛りもこの状態でいけばやっていかなきゃいけないなど、そん

なふうに思っています。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） この残土処理場の問題についてやはり提起をさせていただきましたのは、台風15号についても函南とか天竜の地区にも不法投棄というか違法な盛土があつて、それが災害の原因になっていますので、行政がやったところから災害が発生したじゃまずいと思うし、その辺はよく考えながら事業を執行していただきたいというふうに思います。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） はい、議員言うとおおり、もうこのところ熱海のあの災害から盛土のこと、残土処理場、かなりうちの町でも、うちの町というか静岡市でもそうだし、摘発されたところありますので、十分注意しながら今後も進めてまいりたいと思います。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 県の指示に基づいて、残土処理場、町内7か所でしたか調査されて、異常なしということになっておりますが、どのような点検を、多分目視でやられたと思うんですが、どのようなことを調査されたのか、調査の内容について分かる範囲でお答えください。

○議長（杉山広充君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） それでは、中澤議員の御質問にお答えします。

県からは令和3年7月14日付におきまして、緊急点検の実施ということで文書が来ております。その中で私どものほうは、ここに書かれており該当するのが、山間部かつ15mを超える盛土というところが対象となっております。

それで調査の内容ですけれども、この通知の指示事項にありますとおり、調査における現場の確認内容ということで指示が出ております。土地所有者、管理者等から承諾を得た上で立ち入り、目視による確認ということで、盛土の高さ、量、勾配、土量の種別が計画に即しているか、盛土や構造物にクラック、開口亀裂はないか、のり面の洗堀や小崩壊はないか、排水施設の破損や土砂堆積はないか、のり面、保護工の不良はないかということでございます。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 県の基準に基づいて調査した結果、異常がないという結果が出たということですが、これからのその残土処理場には盛土が盛られていくというふうに思うんですが、そうした場合、やはり先ほども言いましたように、県の盛土等の条例に抵触する可能性が出てくる。ですので、行政もそういう行政指導を当然するべきだと思うし、1件、ある土木事業者の方が持っている残土処理場があるわけですが、下には人家もあつて、私もそこを災害調査をさせていただいたとき、もしあの残土が下まで落ちてきたら危険ではないかと思われた箇所があったもんですから、そういう箇所については、今後やはり定期的な点検をするとか、やっぱりそういうことが必要だと思うんですが、その辺の考え方を伺いたいと思

ます。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 当然そういった危険な箇所があるということはしっかり点検してまいりたいと思うし、また、どういった方法があるのかは、ちょっと課長に話させます。

○議長（杉山広充君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） お答えさせていただきます。

今回の土砂災害を受けまして、静岡県盛土等の規制に関する条例、事務が、県が統一的に処理することとなっております。今まで権限移譲事務で町経由で出しておったものが、全て県になります。許可制度になるということでございます。今まで町で受け付けたものにつきましては、本年の6月中までに全て県へ引継ぎをしております。

そういった中で、今後、場所は町内でございますので、現場等の案内、確認の動向とかというのは、県と一緒にしていくものと考えております。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） この条例の施行に伴って、県へ移管されたということが分かりました。

ですけどやはり、そのような状況を確認できるのは市町であるわけですので、情報の連絡を密にして、そのような災害が発生しないようにする措置を今後ともしていただきたいと思いますというふうに思います。

土砂災害の関係で、ハザードマップが作られていて、多分今私が持っているのは地名地区の土砂災害のハザードマップであります。これは平成29年6月6日に作成されたものであり、多分これは地域の人たちが、以前こういう災害があったよということを、そういうことを含めながら製本もしていただいていると思うんですが、今回の災害を受けても、小規模な河川が氾濫をしていたり、土石流、足間沢がそうなんですけど危険溪流として指定されたものが氾濫をしております。そういう知見を含めて、新たにこういうソフト面の整備ということを防災計画の中にうたっていますので、ハザードマップをまた新たに5年に1回とか見直すという考え方はあるのかどうか、まず伺いたいと思います。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 今回本当に膨大な沢の押土があったということで、改めてやはりハザードマップの見直しが必要だと思っています。その29年に作ったのは、先輩方がやってきたものの引き続きの中で、私の上長尾だと、その秋葉沢とかいろんなところがあるんですけども、そういったところがだいたい色で書かれているという。

今回いろんなことが本当に膨大な測量業務をいただいたもんですから、いろんなことでしっかりと、こういったことを生かしてこれからやっていかなきゃいけないと思っていますので、しっかりもう一度見直して取りかかっていたいと思っています。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 今、町長のお言葉の中で、ハザードマップの見直しも今回の災害含め

で行っていただけるということで確認をさせていただきました。

このデータの社会でありますので、これは一つの提案でございますが、このハザードマップをインターネット等で見られるような形にして、自分で中にそここのところが危険箇所だというのがあって、入れるような方法というのはできないものなんでしょうか。

○議長（杉山広充君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） ハザードマップのほうはインターネットで確認できます。ただ、今議員が持っていらっしゃるの、これは毎年6月、土砂災害防止月間というのがあります。県と建設課で各地区を今、年一か所一か所回っております。地名地区は、それこそ今、議員が言われましたように平成29年6月に行っています。多分そのときに県で示されたその土砂災害区域を大きい地図にして、そこで地名の区民の皆様に、ここの場所が危ない、この場所に何かあったら、じゃこういうルートで避難しましょうというような、手作りのハザードマップじゃないかと思います。それは公表というのはされてございませんので、御了承ください。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） そういうふうにはこれは地区ごとに作ってあるという、それは今、課長の答弁で分かりましたけど、これは非常に参考になるんですよ、見てね。今回これに残っていないところについても災害があったりしたものですから、そういうものをネット上なんかで書き込めるような形で、目で見えてやれるような形にできれば、これを何とかネット上で見られないのかなというふうに思ったんですよ。

○議長（杉山広充君） 副町長、秋元伸哉君。

○副町長（秋元伸哉君） そうですね、最近のICTの技術はいろいろ進んできております。個別に書き込みができるかどうかといったところが、どこまで対応可能かどうかというのも少し今の段階では調査してみないと分からないところがありますが、いずれにしても、ホームページで公開している目的は、使い勝手のいいものを皆さんに分かっていただけるためにやっている取組でありますので、今の現状を見据えた上で、もう少し改善する点があれば、改善に努めてまいりたいと考えております。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） このハザードマップ、作っていただいたものは非常に見やすいし、地区の中でもここが危険だというのが分かるものですから、見直しも含めてそのデータ化のほうについても今後検討をしていただければというふうに思います。

最後になりますが、空き家対策について。これについては、全国の空き家というのは84万9,000戸あって、今後も増加が見込まれる。川根本町の空き家については、これは情報政策課のほうからのあれですが564戸。このとき川根本町で空き家対策等の計画をされた令和2年3月の資料は、平成26年の空き家の実態調査が載っているわけですが、そのときに240あって、先ほど対策委員会等で協議して特定空き家、ガイドラインに従ったり、県の要綱に従

って基準を決めているとおっしゃいましたが、その中でランクCというのが40軒あって、ランクDというのが3戸あって、非常に危険で衛生的に悪くて防犯上も悪いという指定されたものがあるわけですが、この564戸という今の数字でありますので、この辺のランクづけというのは、今は新しくできているのでしょうか。

○議長（杉山広充君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 今の中澤議員の川根本町空家等対策計画の多分10ページの平成26年度空き家実態調査のページを見られていると思います。このときは、委託事業でゼンリンの方をお願いして、これは目視ということで、必ずこの基準でA、B、Cがしっかりしているかということは分かりませんが、これを踏まえまして令和2年に一度全区長さんに調査をお願いしております。この調査においては、素人ですので、A、B、C、Dというランクはつけておりません。前年度、改めて調査をしていただいた中で、空き家と思われる数が564件でございます。ですので、このランクづけについては、現在はございません。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 特定空家というものは非常に地域の生活環境に悪影響を及ぼす現状が出ておりますので、この564戸、空き家とおぼしきものを含めて564戸という調査が出ておりますので、その中でやはり早急にランクづけをして町のほうで、これは危険であるから所有者の責任でもって撤去する、できない場合は代執行する、そういう措置が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉山広充君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） そこにつきましては、町の空家等対策計画に基づきまして、先ほども答弁いたしましたように、今各区長、企画課からの情報、また区長様から各地区の空き家等の情報を今収集しているところでございます。そこから今議員が言われましたように、B、C、Dランクにつながるような空き家等を町職員が調査して、それを今度この計画の中の委員会の中で説明し、そこで判定していただくというような形で考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） この空き家が増えるのは、解体費用がかかるということと、住宅を撤去すると、よく固定資産税が6倍と言われているわけですが、200㎡までは家屋台帳に登録された金額の6分の1が評価額になるものですから、それが撤去されてしまうということだと思っております。そうした場合は、これは藤枝でやっているんですが、藤枝の場合は、この空き家の解体の費用に対して、以前も申し上げたことがあるわけですが、上限で30万円ぐらい、これは条件として56年5月以前の建物で、耐震診断をしているということで、うちのほうも倒壊ゼロということで耐震診断していますので、こういうものでは該当になると思いますが、それで空き家が増えるのを抑えるということと、固定資産税の80%を3年間減免をしているという制度を設けているんですが、そのような制度についての考え方、私はあってもいいん

ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉山広充君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） 今議員が言われましたように、藤枝市は30万円以内の耐震性の劣る空き家の解体、除却に対して解体・除却費用を助成してございます。また、県内にはそういう補助金を交付している市町が11ございます。全てその中では昭和56年5月以前に建てられた木造住宅、いわゆる耐震性が低く地震等の際に倒れるおそれがある空き家に対して、解体費用を一部助成する、補助するという内容の下、補助金を施行しているということでございます。

本町でもこの空き家に関する、解体に関する補助制度は設けてございません。また、今後近隣市町の実例を参考にしながら、実態の把握にも分析した上で、この必要性を踏まえ検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 課長の答弁にあったように、11市町がこういう解体費用を出しているということですので、当然空き家は増える一方だし、老朽化する一方であります。来年度の予算編成に当たって、このような補助金制度が実施できないかも検討していただければ、大変ありがたいというふうに思います。

固定資産税の減免について考え方、少し伺わせていただきたいと思いますが、こういう制度を取り入れようとして、これは自分の責任でやるべきだというふうに考えるのか、いかがでしょうか。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、竹野克彦君。

○税務住民課長（竹野克彦君） ただいまの中澤議員の質問にお答えをさせていただきます。

ただいま突然、固定資産税のという話をいただきましたので、所内でも当然検討してございませんので、今後税法に基づきしかるべき対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） これで私の一般質問を終わらせていただきます。

今、前向きに検討するとかそういうような発言がございましたので、また機会を見て、どのような形で協議されて、どのような結果を出されていたのか、また機会を改めて質問をさせていただきますと思います。

○議長（杉山広充君） 以上で中澤莊也君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩といたします。再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時20分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、藤田至君、発言を許します。3番、藤田至君。

○3番（藤田 至君） 3番、藤田至。通告に従い質問いたします。

まず最初に、9月24日未明、台風15号の大雨でこの川根本町は甚大な被害を受けました。何ととっても残念なことは、人命が失われたということです。安心・安全をうたう我が町にとって、早急に検証する必要があると思います。本来なら、この大雨に対する被害等を検証する意味を込めて一般質問をすべきところですが、通告してありませんので、次回ということで、9月27日に行う予定でありましたことについて質問をいたします。

まず、全体的な行財政改革について伺います。

町長は、8年間の議員時代、予算決算を経験され、予算決算について多々疑義を感じた項目もあったかと思えます。町長になってこれらの疑義を感じた項目について、今度は質問する立場からこれらについて改革・是正する立場になりました。町長になって1年たちましたが、いまだ全然動きが見えませんが、行財政改革、何を念頭に取り組んでいるのか。また、取り組もうとしているのか。行政改革、財政改革、どちらを優先して改革しようとしているのか、基本的な考えを伺います。

2番目に、音戯の郷についてであります。

音戯の郷については、令和2年3月と12月定例会において、3名の議員が一般質問をされています。この当時、町長は議長として対処されていたと思えます。3名の議員さんの質問を要約すると、澤西議員は、南アルプスユネスコエコパークの情報発信を前面に押し出して中心施設としてはどの質問に対し、この施設は自然を五感で感じることにより人間と自然との共生による礎になると考え、地域文化と感性の育成及び情報発信の場として機能させることも目的の一つ。リニューアルも含めて活用について現状及び今後の方向性を見据えた上で、施設をどのようにしていくか、今後の在り方を検討していく必要があると考えている。

また、山本議員は、音をテーマにしても誘客ができないとの質問に対して、町の答弁は、現状のままでは採算を確保するのは困難。入館料を上げてもしピーターを呼び込めるような施設でなければ、解決できない。このような状況を踏まえた中で、再度検討していく必要がある。

また、中原議員の質問では、音戯の郷を一時閉館させることや、レンジャーが活動する拠点、そして国直営のビジターセンターに提案することはできないかという質問に対し、町は、町はいろいろな選択肢もある中で、どのように活用していくかを検討していきたいと考えている。3名の議員さんの質問において、町の答弁は、共通しているのが、全て検討していく必要があると答えています。

町長が代わり、新しい町長である藺田町長は、どのように考え運営していくつもりなのか、伺いたい。またその間、どのように検討したのかも教えていただきたい。

3番目に、職員の定員管理についてですが、総務省の市町村財政比較分析表による令和2年度の川根本町の定員管理の状況は、1,000人当たり21.49人です。全国平均は8.16人、静岡県平均は8.55人で、何と私の町の職員数は2.51倍です。人件費、物件費については、全国平均14万5,817円、静岡県平均14万1,159円に対して、川根本町は39万475円と突出しています。

この数値を見て、町長は改革は必要と考えますか。もし改革が必要と考えるなら、任期中に改革していただきたいが、是正しますとはっきり答弁していただきたい。また、是正の必要がないなら、その理由を答えていただきたい。全ての質問についていろんなことを考え、検討していくとか曖昧な答弁ではなく、強い信念を持って決断・実行していただきたい。よい答弁を期待しています。期待できるような答弁なら、再質問はいたしません。

○議長（杉山広充君） ただいまの藤田至君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、藤田議員の御質問にお答えします。

1年何もやっていないわけじゃなくて、いろんな思いの中で務めてきたつもりではおりますが、まずは、行政改革と財政改革のどちらを優先するかとの御質問ですが、私は、まず、行政改革を進めていくことが、財政改革の観点からも効果的であると考えています。

今後の基本的な考え方について、行政改革のうち公の施設の在り方と組織改編について、取り組みたいと準備を進めています。

当町には、建設後30年近く経過した施設が幾つかございます。当時の建設目的や現在求められている役割、もちろん収支の状況などを確認しながら施設の在り方について検討してまいります。

組織改編については、前回の改編から6年が経過しており、現組織の課題も見えてまいりました。命令系統を明確化することを軸に、来年4月から、まずは移住・定住の促進、デジタル化の推進、6次産業化を目的とする組織改編を行います。

2点目の音戯の郷についての御質問にお答えいたします。

昨年10月の町長就任後、行政改革推進委員会を2回開催し、その中で施設の在り方について協議していただきました。その結果、令和4年度において、音戯の郷、茶茗館、資料館やまびこの3施設に絞り込み、引き続き協議していくこととしています。特に、音戯の郷については、オープンから約25年が経過し、機器類の老朽化が著しく、現在では生産されていない機器や特注品といった部品も多く、修繕対応に限度が生じております。また、トーマス運行日の休日しか多くの入館者が見込めないなど運営上の課題も多く、維持管理に多くの経費を要しているところです。

大井川鐵道の発着駅、また奥大井の玄関口である千頭駅周辺の周遊を促進するために必要な施設として、これまで同施設が果たしてきた役割は大きかったと感じています。しかし、

今後、施設の運営に要する経費や現在の収支状況を踏まえ、早急に検討し、議員の皆様とも協議させていただきながら施設の存続について判断してまいります。

次に、職員定数についての御質問ですが、議員御指摘のとおり、人口1,000人当たりの職員数は、県平均、全国平均を大きく上回っています。県内自治体のうち、人口規模や高齢化率も同程度の西伊豆町と比較しても、当町が21.49人に対し、西伊豆町は14.63人、約1.46倍です。

当町の特殊事情として、平成17年9月に小規模な自治体同士が合併し、一時的に職員数が大きく増加した影響があります。また、合併以降の方針として、特に高齢者を対象とした施策や体制を取ってきた事情もあります。今後も計画的に職員数を管理していきます。

また、DX推進で実現する業務効率化も考え、合併以降、町民の皆様が安心して暮らせるように様々な施策を行ってきました。そうした行政サービスを今後も続けていく中で、適正な職員数を目指してまいります。

また、出先機関の多くを直営として、町の職員を配置しています。施設の在り方や運営方法を検討していくことが、人件費の削減にもつながると考えています。

日頃から私もこの職員数とかいろんな問題、自分自身が問いています。今回こういった災害になると、その問い方が違うところも出てきます。この人数でいいのか。交代で日夜休まず職員が動いていてくれる。今回いろんなことを私自身も考えました。いつもそこに対しては、確かに合併以来、ほかの町が合併していないからこの人数ですずっと行くんですけども、小さな町の2町が合併して確かに増えました。それはそれで、これから先、だからDX、その関係も業務の効率化を考えてこれからやっていく、それも大事なことですけれども、今回少しこの災害で考えたことが、問いました、私自身。職員が日夜頑張ってくれて、交代でやってくれるんですけども、この人数でも少ない、そのぐらい思った日もありました。ただ、これから先、いろんな効率化を考えて、私自身も進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（杉山広充君） 再質問を許します。3番、藤田至君。

○3番（藤田 至君） 行財政改革、町長のほうは行政改革からやるということですが、どちらを先にやってもあれですが、切り離して考えることはできませんが、やはり目につくところからやっていっていただきたいと思います。

それから、次の音戯の郷についてですが、建物があるともったいないという心が働いて、何とか使おうとかするんですが、結局一般財源を、つまり町民の大切な税金をつぎ込むことになります。平成10年に建物ができてから20年以上経過し、職員の方々の努力のいかなく毎年高額な赤字を生む建物となっております。何とかしようとするのは当たり前のことだと思いますが、ここで議論している間も毎日7万円ぐらいの赤字になっています。この金額は10年間の赤字の年平均2,581万1,000円を単純に12か月で割り、月平均213万1,800円を30日で割ったものです。平成23年度から令和2年度までの10年間で2億5,600万円の赤字額になっ

ております。

そこで、町民の皆さんから寄せられた意見と私からの提案をさせていただきますが、町長が代わったことを契機に、思い切って閉館したらどうでしょう。毎年赤字を生み出すお荷物的な存在の音戯の郷を閉館すれば、毎年年間2,500から3,000万円の一般財源が浮き、他の事業に使えますし、区の要望事項にも少しは応えることができると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 先ほども答弁の中で、行政改革推進委員会、この委員会の中で答申がある。さりとて、私自身の判断、皆さんの判断もいろいろ酌みながら、その答弁をさせていただいたんですけれども、現在の収支状況を踏まえ、早急に検討し、本当に議員の皆さんとも丁々発止して、いろんな回答を求めていかなきゃならん施設が幾つもありますので、私自身、方法はいろいろあると思うんですけれども、皆さんと何回も話し、繰り返しながら進めていきたいと思っています。

○議長（杉山広充君） 3番、藤田至君。

○3番（藤田 至君） 閉館するとメリットが私は大きいと思いますし、イベントを打つても一時はにぎわってもリピーターが来なくて、元に戻る。そんな状況を考えると、どうかやっぱりこの辺で思い切って閉館を提案したいと思います。

それから、建物については、閉館してから検討したらいかがでしょうか。大井川鐵道に無償貸与するとか、民間募集をかけるとか。それか、北部方面にはコンビニがないので、誘致するとかいろいろあると思います。どうでしょう。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議員、話を承りながら、また皆さんと御相談かけながら、行財政推進委員の方々もおられると思いますので、その中でまた検討しながら、本当に議員おっしゃるとおり、いろんな問題あるかと思いますが、そこで対処してやっていきたいと思っています。

○議長（杉山広充君） 3番、藤田至君。

○3番（藤田 至君） 今までの町長、自分の実績として箱物を造ってきましたが、藺田町長は、これらの無用の箱物を解体していく英断をお願いしたいと思います。いかがでしょう。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 先輩町長、本当に皆さんすばらしい方で、いろんなもの造っていただき、そこをうまく使っていただく、そこが一番ベストだと私も思っていますけれども、一つ一つ壊せというのは、なかなかいろんな意味で、そこも相談してやっていかなきゃいけない。

町にとって何が大事か。おもてなしも大事だということ、町には。そういった意味で費用対効果、これ考えたらいろいろある、この町には。そこも大事なところだもんですから、それも考えて、ここもいつも問います、私も。先輩町長たちがその当時いろんなものを。いい

時代ですよね、うちのおやじの頃なんだけど。その頃ってばんばんいろんなものを。自分ら見ていていいないいなという感じなんだけれども、今こうして私が町長になったとき、どこの市町も同じなんですけど、本当にここで雨漏りがする、ここ使えなくなる、そんな施設ばかり増えてきちゃったもんですから。一つ一つ本当に考えて、費用対効果もあるんだろけれども、おもてなしもあるということ、この町の。そこも大事にしていかなきゃいけない。そんなことを思っています。

○議長（杉山広充君） 3番、藤田至君。

○3番（藤田 至君） とにかく菌田町長に今、私が思っていることは、課せられたことは行財政改革で、無駄なものはなくしスリム化することだと。それから、私がこの質問をした3点について任期中に一つも実行・実現できなければ、何のために町長になったのか。町長になった意味もないし、決断力のない町長になってしまいます。このようなことを言われたいためにも、いろんな面で決断・実行をお願いします。

最後に、今回台風15号の大雨により、区民の皆様の安全確認のため、区内巡回中にお亡くなりになられた下泉地区の副区長さんの御冥福を心よりお祈りして質問を終わります。

○議長（杉山広充君） これで藤田至君の一般質問を終わります。

ここで休憩といたしますが、午前の部、ここで終了したいと思います。再開は1時ジャストといたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

休憩 午前 11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、大竹勝子君、発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 日本共産党の大竹勝子です。通告に従って一般質問を行います。

台風15号で被災された方には、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げ、一刻も早い復旧を望み、質問に入ります。

今回私は、大きくは二つの問題について、町長並びに教育長にお伺いします。どうぞよろしく願いします。

第1点目は、昨年12月議会の折にもお伺いしたところですが、町内における医療体制の充実をどう図るかという問題です。

私は何よりも改善が急がれるのではないかと考えるのは、例えば夜間に子供が急に熱を出した場合、藤枝の救急センターまで連れていかなければならないのが実情で、いつでも安心して診てもらえる体制が私たちの町にはないということです。町立の診療所であるいやしの里

の施設を思い切って拡充させ、清水先生に加えてもう一人常駐できる医師を確保することがぜひとも必要ではないでしょうか。現在のままでは子育て世代の人たちを呼び込んで人口の増加を図るといった課題を解決しようとする上でも、大きな障害になるのは避けられないと思います。

この間のコロナ禍をめぐっても、最初のワクチン接種こそ全国ニュースでも取り上げられるほどスピーディーに実施されたものの、2回目以降は1回目から8か月以上の間を置くとの方針が固守されて、本年1月から2月にかけて町内においてもやや大きな感染の波をつくってしまったのではないのでしょうか。ワクチンの接種に当たられた先生方も通常の診療に加えて昼休み返上で当たられ、町の取組も複数の課が連携して、大勢の職員が力を合わせて協力して当たられたことには、深く感謝申し上げたいと思います。

しかし、2回目のワクチン接種がなかなか始まらないことに町民からは不安の声が高まり、私も、クラスターが発生したらとか重症者が出たらどう対応するのかなど、心配が絶えませんでした。現在町内でもコロナの感染が出ており、オミクロン株の感染力の強さを考えると、少し気を許せばまた大きな感染拡大の波に見舞われる可能性も大いにあると考えます。

今月11日には、全国旅行支援が46道府県でスタートし、水際対策も大幅に緩和され、入国時のコロナ検査は原則として撤廃、入国者数の上限も取り払われました。訪日観光客の個人ツアーも解禁されて、人流がコロナ禍前に戻りつつあります。また、イベント割も導入され、人の往来が活発化することになり、新型コロナウイルスのウイルス以外の全く別の感染症が流入ないし発生するといったことも考えられます。

こうした様々なリスクに的確に対応して、町民の命と健康を守り抜くことは、町行政の重大な責務のはずです。そのためにも町の保健医療体制の充実がどうしても必要ではないでしょうか。私はとりわけ大規模災害に襲われたりした場合、当町のような外部からの支援が適時的確に受けられるとは限らないような条件の下にある地域では、地域内で最小限の日常的ニーズに応えるだけにとどまらず、不測の事態にもある程度対応できる余力を日頃から確保していくことがぜひとも必要ではないかと考えます。

これには、町内の診療に当たっておられる先生方と賛同・協力をいただくのは大前提ですが、この面での思い切った拡充が進めば、町民としては相当心強く感じられるのではないかと思います。改めて強調するまでもなく、このためには、町長をはじめとする町三役と担当部署の町民の命と健康を守り抜くという固い決意が欠かせません。まず、町行政のトップである町長がしっかりした方向性を示して、先生方も心置きなく診療に打ち込めて、町民にとっても本当に安心できる保健医療体制を築く責任があるはずです。町長のお考えをお示しいただきたいと思います。

次に、学校再編をめぐる問題について伺います。

既に町当局と教育委員会は、町内六つの小・中学校を二つの義務教育学校に再編する計画を進めています。しかし、さきに実施された町民や保護者を対象とした説明会において、教

育委員会側の決定事項だとの説明もあって、少なくない参加者からとても言いたいことが言える雰囲気ではなかったなど、疑問に思っていたことが解消されたと言える状況ではないと思います。

私は、これまで当町で取り組まれてきた小規模校のよさを生かして、先生方の連携と協力によって質の高い教育を進める、町内の児童・生徒が交流し合える機会を一定程度確保するというやり方では、なぜ駄目なのかということが全く理解できません。

また、学校のあり方協議会における議論を経て、教育委員会や総合教育会議でも決定されているとして進められていますが、何よりも肝心の町民や保護者レベルでの議論や合意の形成といった点は、全く不十分なままにとどまっています。ちなみに、多くの町民、保護者が求めているアンケートさえ行われていません。進め方の順序が逆ではないかとの声がたくさん聞かれます。

私は既に繰り返し指摘してきましたが、学校の在り方には、単に子供たちの教育をどうするかということにとどまらず、地域の在り方や行く末にも大きく関わってくる極めて重大な問題です。町の一機関が慎重に検討を重ねた結果というだけで、このまましゃにむに進めていくとしたら、将来に必ず重大な禍根を残すことになるのは明らかではないでしょうか。子供を増やす将来設計も示さないで、取りあえずとしか思えない2校案に億単位のお金をかけるのは納得できません。

今年度の当初予算で一人6万円の紙おむつ代の給付が実現しましたが、これでどこよりも子育てしやすい町と胸を張れる状況になったと本当に言えるのでしょうか。子供を増やすためのきちんとした将来設計を示して、保護者や住民の方々のアンケートも行って合意が図られるまで、この計画については一旦立ち止まって考えるべきだと思いますが、その考えはないか、伺います。

現在の町民の保護者、あるいはこの問題の最も直接的な当事者とも呼ぶべき児童・生徒たちはもとより、将来の世代にも自信を持って受け渡せる教育体制を整えるため、教育長並びに町長の真に責任ある答弁をいただけますよう期待して私の一般質問とします。

○議長（杉山広充君） ただいまの大竹勝子君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、大竹議員の御質問にお答えします。

町内には5か所の診療所がありますが、夜間の診察等の対応はできていない状況です。議員御指摘のとおり、緊急時においては救急車により最寄りの病院へ搬送していただくか、御自分で藤枝市の志太・榛原救急医療センター、または島田市の市立総合医療センターなどに受診していただくこととなります。

現在、近隣市町の焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、吉田町、そして川根本町の、4市2町による第2次救急医療施設運営事業を実施し、連携を図って緊急時に備えております。医療体制の早期構築については、現在の町内の医療資源等を考えますと、大変厳しいもので

すが、今後とも努力してまいりたいと考えておるところです。

次に、学校再編関係の質問にお答えします。

学校の再編に関しては、少子化の進展を心配する声が寄せられるようになったことを受け、学校のあり方協議会を立ち上げ議論を重ねた結果、川根本町に適した学校の形として、義務教育学校2校が決まりました。義務教育学校への整備を進める中で、来年度の予算に向けて必要な経費を計上していく考えであり、取りあえずの予算ではありません。今後も議員の皆さんと協議して、次年度の予算に向かって進めてまいります。

以前から申し上げているとおり、私何度も言っておるんですが、教育はまちづくりとセットと考えています。児童・生徒の少人数もマイナスとは考えず、個別最適化な教育を進めることで、川根本町の教育の魅力が増し、移住・定住につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 再質問を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 保健医療体制についてですけれども、今年の3月議会での質問での答弁では、いやしの里の診療所の先生が、今年度中は続けていただけるという話でしたけれども、来年度の見通しはどうなっていますか。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

来年度以降においても清水先生に診療をいただけるように、現在調整を図っているところでございます。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 医師を呼ぶための広告料等の予算は取ってありますか。今年度の当初予算に4款1項4目7節の報償費ですけども、地域医療支援報償費120万が出ていますが、これがそうなんですか。ほかにちょっと見当たらなかったんですけども。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） 現在の予算の中では、特にそのような招聘に関わるPR等の予算は計上しておりません。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） これまでちょっと300万以上出ていたようなんですけども、医師を呼ぶために広告料として、呼ばなくていいというわけじゃないと思うんですけども、今一人整形の先生、安田先生来ていますけども、そういう予算は全然考えてはいないんですか。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） そのように例えば医師の招聘が必要な場合には、予算計上させていただいて対応させていただければと考えております。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） ちょっと話は変わるんですけども、コロナのワクチンの接種で、町

立診療所であるいやしの里のほうから集団接種にはちょっと参加できなかったように思うんですけれども、その理由は何でしょうか。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） いやしの里診療所の先生の意向によりまして対応できないということでしたので、現時点においては大下先生、松葉先生、それから田沢先生の3診療所の先生方に対応いただいているところでございます。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） いやしの里診療所は、ちょっと古くなってきているし狭くて診療しにくいんじゃないかと思うんですけれど、提案ですけれども、新築ないし拡充をして、もう一人常駐できる医師を確保し、夜間とか救急の患者さんにも対応できる体制を整えて、できれば保健センターとしての役割も果たせるような保健師や看護師を配置するお考えはありませんか。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） 現時点においてといたしますか、これまでも近隣に本川根診療所の松葉先生が診療をいただいております。松葉先生とも連携を図りながら対応することによって、医療が確保できていると考えておりますので、現状はそのような状況は考えていない状況ですが、今後必要があれば、その辺も含めて検討させていただければなと考えます。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 今回の台風15号では、道路に土砂が流れ込んだりして何か所か通行止めとなりました。亡くなられた方や孤立集団などかつて経験したことのない大きな災害になりました。主要道は土木関係事業者や職員の方々の対応で早い復旧ができ、ありがたいと思いましたが、長期間の断水もあり、その間具合が悪くなった方はなかったのでしょうか。薬を取りに行きたくても行けなかったような方もあったのではないかと思います。どうだったのでしょうか。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） 今回の台風15号による被災によりまして、例えば孤立した箇所もあったかと思えます。その関係については、保健師等が訪問させていただき、高齢者の方等の健康状態を把握をしながら対応させていただきました。

また、町内の先生方とも相談をしながら、例えば緊急時においてはどうするか、また消防署も連携を図って対応したところでございます。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 安心して住み続けられるまちづくりの鍵を握るのは、町長の決意だと思います。来ていただいた医師、先生に自信を持ってお願いできるような施設を整えることも含めて、ぜひとも積極的かつ真摯な姿勢をぜひお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 私、町長就任以来、まず、いやしの先生のところは通わせていただいて、ただただ本当に先生たちの事情も聴いて、ずっと努めています。今でもそうですけど時々お尋ねして、どうですか、そういったことの中においといて、正直、本当、お医者様の関係のほうは、私もあまり強く分からなかったところあったんですけども、今回町長になって、いやしの先生の関係に関してはいろんないきさつがあったということで、本当に先生には私もお叱りを受けたときもありますし、そういった中で県総との絡み、そういったこともいろんな話合いをして現在に至っておりますので、私の、ここにいらっしゃる先生方の思いは、本当に真摯に対応して、これからも先生方、もちろん歯科医の先生もおられますけれども、そういった中で真摯に対応しながら先生方には接していきたい、そう思っています。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 最初の質問でも述べましたが、今年の1月から2月にかけて、当町においても少なからぬコロナの感染症を出しています。国も連日前倒し接種を促していましたが、私たちが昨年暮れから2回目のワクチン接種を急ぐべきではないかと繰り返し提案しましたが、町はあくまでも8か月の間を置くという姿勢を崩さず、結果的には、少なくない感染者を出してしまったのではないかと、私は考えざるを得ません。

なぜ前倒しして実施されなかったのか、明らかにしていただきたいと思います。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） これまでも答弁等をさせていただいてきたかと思いますが、川根本町においては、集団接種を基本に対応させていただいたところがございます。

その際にワクチンの状況等も踏まえて、また町内の先生方とも相談した上で、ワクチン接種等もさせていただいておりますので、その辺はご理解いただければと思います。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 私としては、町民の命と健康を守り抜くため、どのような保健福祉施策を講じたらよいか、専門的な立場からの政策の立案や体制の整備についての助言や計画策定などに当たっていただく役職を行政部内に置くことが、ぜひとも必要ではないかと考えます。この点について、町長、どのようにお考えか、率直なところをお聞かせください。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 健康保険、いろんな保健の対象あろうと思うんですけども、部署においてという対応を今健康福祉課のほうで、また高齢者福祉課のほうもいろんな勉強の中で努めてくれていると思いますので、今現在はそういった部署を設けるといふか、専門的なところをとすることは考えておりません。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 次に、学校再編問題についてお聞きします。

昨年度の一般会計決算によれば、この問題も最も中心的なテーマとして討論する場ではな

いかと思われる総合教育会議は驚いたことにわずか2回分の予算で、しかも12月に1回開かれただけです。3月に予定されていた2回目の会議は、結局開かれていません。この重要なときになぜ中止したのですか。理由を具体的に御説明願います。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 総合教育会議の担当課としては、昨年度の3月に開催をする予定でありましたが、3月議会において、学校再編に関する予算について様々な議論が起きましたので、その点も考慮しまして開催することができませんでした。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 御答弁を聞いても、推進する側が十分慎重な検討を尽くした上で方針を決めたということは、ちょっと到底思えないんですけれども、今からでも計画を一旦白紙に戻して、広く町民、保護者の方を巻き込んだ徹底した議論を起こしてアンケートを行うことが必要だと思いますが、先ほど中原議員もアンケートのことを言っていましたけれども、その考えはないですかね。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 先ほどの中原議員への答弁と一緒にです。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 今回の学校再編はどんな課題を解決することを目的としているのですか。複数にわたっても構いませんが、どんな人たちの求めがあったかといった点を含めて御説明願います。

○議長（杉山広充君） 教育長、山下斉君。

○教育長（山下 斉君） 今回の学校再編の目的ということで、お答えさせていただきます。

当初、先ほど大竹議員質問の中で、これまでやってきた小規模学校のよさをそのまま続けないのかというような文言もございましたが、これまで6小・中学校、現在もそうですが、本当にそれぞれの学校が、特色ある教育を一生懸命やって成果も上げています。そこを肯定、認めていただいているということで大変ありがたく承りました。

ただ、先ほど町長もお話しされたように、学校のあり方協議会というものを立ち上げるきっかけとなったのは、やはり未就学時の保護者の方が、自分のお子さんが入学するときに本当に少人数になってしまうというようなこと、それから男の子と女の子の比率が、バランスが悪くなってしまうなどというようなそういうふうな声が寄せられたということもきっかけになり、学校のあり方協議会というものが立ち上がり、2年間にかけて研究と協議を続けてきたということです。それで、今のような義務教育学校2校というような形をお答えいただきまして、それに従って進めてきているわけでございます。

それで、その学校再編の目的というのは、やはり今の現状の学校のままというふうな形ではなくて、義務教育学校2校にして、よりこれからの将来にわたって活躍できる、そういう子供たちを新しい学校の形の中で教育を進めていきたいというようなことで、今の学校再編

を進めているところです。義務教育学校というふうな形を取りましたのは、やはり9年間の学びの継続の中で、子供たちに安心して学び成長していただけるような形で、9年間の教育課程を取れる義務教育学校を今目指しているところでございます。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 当町の教育が現在直面していて、打開が迫られているのは主にどんな問題だと考えておられますか。町長並びに教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 問題というか、これから始まることですので、何とか本当に3月、建設費通させていただいて、皆さんに。それから私どもの学校の先生、いろんな意味でコミュニティ・スクールからいろんな思いの中で先生方が取り組んでくれていますので、もう十分先生たちを信用して、子供の教育は任せていきたいと思っています。

○議長（杉山広充君） 教育長、山下斉君。

○教育長（山下 斉君） 現在の学校の形でどんなふうな問題があるのかというふうなことで、お答えさせていただきます。

やはり少人数で、個にそれぞれ対応した教育は取りやすいのですが、多様性とか大勢の人数の中で、特に教科で言うと体育とか音楽とか、そういうふうな体を通しての活動などがやりづらいということで、RG授業という小学校同士、中学校同士が連携をして、授業をやる、そのような形も取り入れてきました。そのような中で、やはり少人数のよさ、それからある程度まとまった人数のよさ、そういうふうなものそれぞれのよさを取り入れて、新しい義務教育学校という形の中でそれぞれの特徴ある取組を取り入れていくことができるというふうなことで、今の問題があるというよりも、問題の解決のために義務教育学校をとということよりも、これからの新しい教育を新しいそういう学校の形でつくっていききたいというような、そんなふうな前向きな気持ちも持っております。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 当町が直面している教育行政上の課題を打開するために現在進められている再編案がどのような形で解決に役に立つのか、また有効だと言われるのか、その道筋と根拠、あるいは先行的に実施されているところでの実例や具体的な成果ないしデータをお持ちでしたら、そういう点も含めてお示し願いたいと思います。

○議長（杉山広充君） 教育長、山下斉君。

○教育長（山下 斉君） 義務教育学校にする目的というか、こちらのほうで期待している効果というものは、児童・生徒に対する効果としては、9年間切れ目なく安心して学ぶことができるということ。それから、一つの学校の中に1年生から9年生までの9年間の年齢層ができます。そのような多様な異年齢活動が可能になるということで、子供同士がより主体的に関わり合い、互いに教え合ったり、学び合ったりすることができる、そのようなことが一層の成長につながるというふうにご考えております。

一方、学校また教職員への効果としては、9年間を見通した成長や学びの課程を把握して、一人一人個への理解を深めることができる。そのようなことで、一人一人の児童・生徒に寄り添った支援がより手厚くできると考えています。また、小学校と中学校の教職員が一つの職員組織となります。そのようなことで日常的な交流が深まり、それが小・中学校互いの教育への理解への深まりにつながり、これまで以上に充実した授業の展開が期待できると考えています。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 私は今、当町で最も急がれる対策は、いかに子供を増やすかということではないかと考えます。さもないと、学校再編で旧中川根側の学級人数を形の上では増やすことができても、今のように生かさなければ、ほんの一時しのぎにしかならないと思います。

町長はこの面で、どんな対策を取ろうとお考えですか。それとも、現在の施策の内容で十分だとお考えでしょうか。端的にお答えください。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 私の考えということですので、今すぐに子供を増やせといたってなかなか難しいことは難しいものですから、今の状況の中でできるだけ私の施策の中で、子供たちが増えていっていただければうれしいし、今2校にしたというような教育的なこともあるだろうし、私の中ではやっぱりまちづくりということもあるものですから、これから先具体策というのは、どんどんやっぱり若い人たちがこっちに来てもらいたい、そういった施策もどんどんつくっていかなくちゃいけないと、そんなことを思っています。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 具体的な点を伺います。

昨今の歴史的とも言われる物価高騰の下、子育て中の御家庭の経済的負担は非常に重たいものとなっています。せめて学校給食の無償化、あるいは少なくとも二人以上のお子さんを育てられておられるお宅については、二人目は半額と、三人目以降は無料にするといった対策は、子育てしやすいまちづくり、ひいては子育てするなら川根本町でと、子育て世代の人たちに思ってもらえる町をつくる上で重要だと思えます。

多くの自治体がコロナの交付金なども活用して、無料化や軽減を実施してます。当町でも実施するべきではありませんか。町長の考えをお聞かせ願います。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 給食は、この前コロナの交付金で一回補正をさせていただいたわけですが、本当いろんな考え方あると思います。これだけの人数だから給食無料化できるかとか、そういったこともあろうかと思うんですけども、その点はいろんな考え方あろうと思います。まだ実施段階はとてつということなんですけど。

これから先もいろんな検討の中で、子供さん、やっぱり大事なところですので、またいろ

んなこと、検討もしながら努めていきたいと思っています。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） ただいまの件と同様に、保育園の副食代を公費負担とすることや出産後の一定期間の無料の訪問育児ヘルパーを派遣する制度などをつくる、子育て支援なら何でもやるという姿勢が必要だと思いますが、ぜひ町長の決意をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 私も本当に孫もいるおじいさんとして、いろんな意味で子供たちがここに元気に育って行ってほしい。そのためにはいろんな検討を重ねながらやらなきゃならんこと、公費でいろんな問題、財源確保、そういったもんも出てくると思いますので、そこはやはり専門的にもっと話を詰めて、これから努めていきたい、そこが私の決意です。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 今回の再編によって、スクールバスで通学することになる児童・生徒の人数とともに、通学の距離が長くなる子供も出てくると思います。バス通学に関しては、つい最近も牧之原市で幼稚園の送迎バスではありますが、車内に置き去りにされて幼い女の子の貴い命を落とすという痛ましい事件が起こっています。再発防止策が様々議論されていますが、当町では絶対にこうした悲劇を起こさないようにしなければなりません。そのためには、どのような対策を取ろうとお考えなのか、具体的にお示しください。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） この件に関しては、前回の議会でも御質問あったかと思えます。当然うちのほうは、委託業務という形で業者さんに委託をしているわけです。事故があったときも当然ですが、子供たちの確認とかそういったものを徹底して安全対策に努めるといふことには変わりはありません。

以上です。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 入学して間もない児童などの場合、朝早くから初めてのバス通学で、緊張や疲れなども手伝ってバスの中で眠ってしまうというようなことも十分考えられます。川崎幼稚園の場合、補助員が一人ついていてもあのような絶対に起きてはならないことが起きてしまいました。当町では、運転手さんだけで、補助員もついていません。運転手や上級生に任せて済む問題ではないと思いますが、先生か補助員をつけるお考えはありませんか。

また、通学バスの運転手は文字どおり子供たちの命を預かるという重い責任を負っています。思い切った待遇の改善を図るべきだと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 当然やはり一番は子供たちの命を守るということで、今議員がおっしゃったかと思えます。その辺につきまして、やはり学校であったり教育委員会が連携しまして、子供たちを安全に送り迎えできるということで、体制については整えていき

いと思っております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 本当に最近起こったことで本当に痛ましい事故で、あんなことが起こるわけがないと思うことが起こってしまったものですから、私のほうからも運転手はじめそういうことを徹底するようという指導は出しました。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 以上で質問を終わります。

○議長（杉山広充君） これで大竹勝子君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩といたします。1時50分から再開いたします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時50分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、石山貴美夫君、発言を許します。5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 9月23日、静岡県を襲った台風15号の記録的豪雨により、県内、町内は大きな被害を受けました。これまでその対応をいただいている町長をはじめ、町職員の皆様、各関係の皆様、お力をいただいた全ての方々に心から感謝とお礼を申し上げたいと思います。

中でも、日頃より御活動いただいている町内各区役員の皆様は、どの区も23日夜のあの集中豪雨の中、町の要請で避難所の開設等に行動いただきました。特に下泉地区区長、副区長様は大きな災害に遭われ、——区長様は入院され、——副区長様は誠につらいことに、災害発生から10日たって御遺体が発見され、この14日には多くの御遺族、知人、区民関係の皆様のお見送りをされる中、御葬儀が行われました。心中お察しするに余りあるものがあります。心から哀悼の誠をささげ、お悔やみを申し上げます。

お聞きしますと、23日夜、——副区長様は、町の要請で高齢者等避難所を区長、役員方と開設し、避難者を待つ待機、雨がほぼ上がった深夜の2時過ぎに区内の見回りのため、キャンプ場、小竹地区方面巡回に向かい、同行の——区長と共に、道路の陥没した穴に車ごと転落され、運転席の——副区長様は陥没した穴の底部で発見されました。それまで連日懸命に涙をこらえ、頭を下げられ、皆様に「お願いします」と声を震わす御家族様のお姿、それを見守り、励まし、毎日懸命に行動される区民の皆様、御親戚、知人の皆様のお気持ち、お心、思いを連日見て、触れて、我が事として、どこの区でも起こることとして、私自身毎日現場から家に帰る車の中で、また、夜になりそのことが思い返され、涙が抑えられない日々

でありました。あの場に連日集われた多くの方々、重い心をこらえ、黙々と事後の采配をされる——副区長様、役員、知人、区民の皆様のお気持ち、いても立ってもいられず捜査用の重機の導入路を作ろうと、力を合わせ懸命に木を切り、汗を流し、作業されていた皆様の思い、忘れられません。また、24日深夜、——区長の助けを求める声に気づき、救護活動をされ、以後、現場近くの会社所有施設を捜査拠点として全面開放し、御協力いただいた青山忠男パイプテック社長様、多くのお心に深甚の感謝を申し上げたいと思います。

さらに一方では、田野口地区で、深夜、沢の氾濫から命からがら脱出された地元企業従業員の外国人女性の皆様、御関係の皆様、ほかにも町内各所で土砂の押し出し、住宅への被害、断水など、かつてない災害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

被災された皆様の御無念を胸に一町民、一議員として、このことをしっかり検証し、二度と再びこのような悲しい災害を繰り返さないために、既に一月経過しており、せっかく会期を延ばしたこの議会ですから関連質問をと、14日災害関連の行政報告会の席上でもお願い、確認をいたしました。町長、副町長ともに、災害対応中を御理由にお受けいただけないとのことで、誠に残念な思いですが、用意したこの災害関連の質問は全て取りやめ、災害前に予定した質問をさせていただきます。貴い命に関わった甚大な災害後で、私は、災害前に予定した質問には少し違和感がありますが、さきの通告に従い、進めさせていただきます。

まず、学校の関連です。

9月13日議会での町立学校設置条例の一部改正は、来年4月に中川根側3小学校を1校とし、町内2小学校に、さらに令和6年義務教育学校2校を立ち上げるための第1歩として、町の教育を大きく転換し、町内の子供たちの未来を変える重大な責任ある大きな判断でありました。

我々が本年3月、町案を止め、修正予算案の可決を選択したのは、一つには未来の町の子供たちの教育の大きな方向転換に対し、慎重で冷静な議論と検証の時間の必要性を議員として強く訴えたものでありました。しかし、これについて当初の計画の路線に乗りました。そこで改めて、町の子供たちの未来への責任という観点から、町の目指す我が町の学校とはどのようなものかをお伺いいたします。

また、町の少子化という厳しい現状の中で、学校の将来をどのようにお考え、予想されているのか、伺います。

さらに、令和6年4月には、義務教育学校2校が開設されますが、令和6年から新たな始まりを考えまして、どのようなことが課題だと今お考えか、お伺いをいたします。

次に、2番目の通告として、リニア新幹線工事に関連して、私が何度か質問しお願いをしてきた、閑蔵線の整備の関連であります。

県中部地区は、大井川を中心に海から山までありますが、我が町から先はどん詰まりで、この県の中部だけが袋小路状況です。362号線工事も進展は少なく、蛇塚から先、静岡市側は100年来変わらぬ1車線で、接岨峡から先も閑蔵線で行き止まりと、観光ルートも開発も

行き詰まり状況であります。こうした中、さきの鈴木町長や過去歴代の町長さん方から、この件では強い思いを伺っておりました。リニア新幹線工事に関連して、かなり早い段階でJR東海から閑蔵線トンネル整備の提案がなされました。その後、突然静岡市単独のJRへの要求で大きく変わった経緯があります。私は以前これの問題提起をしましたが、前町長は接岨大橋開通式当時、前静岡市長には御理解をいただいたとの経緯も伺い、タイミングを見て話をしたいと御答弁いただいております。

その後、状況を見守ってきましたが、この8月24日、ついに静岡新聞に川勝県知事が定例記者会見でリニア工事作業の安全確保のため、田辺静岡市長に市道閑蔵線のトンネル整備をJR東海に働きかけてほしいと注文されたと掲載されました。知事は井川の住民の安心のためにも、また川根本町からの要望もあるとして、地元静岡市がJR側に働きかけるよう求めたという内容でした。

町長は、私の6月議会の質問で、閑蔵線整備について、前町長と思いは同じであると、引き継いでやっていかななくてはならないと言われました。さらに、乞う御期待とまで言われましたので、それ以上申し上げるのは遠慮させていただきましたが、ついに話は完全に表に出た形となっております。町長は何らかの動きに出られたのではと期待しつつ、この報道を見て、あるいはどのような動きをされようとしているのか、今後どうされて、どう動かれているのか、お伺いをいたします。

次に、町は2013年、10年前に町の観光振興計画をつくり、様々な施策を打ち出しています。2022年となり、約10年がたち計画の完了時期となっております。そこで計画、施策に基づき、どのような成果や実績が上げられているのか。そして、今、どのような課題があるのか、お伺いをいたします。また、今後計画も含めて、どうされていくのか、お伺いをいたします。

3番目の質問としまして、町長御就任ほぼ1年が経過したところで、改めてお考えを伺いたいと思います。

我が町は、日本の平均年齢より15年以上先をいく超高齢化の町であります。この現実をしっかり踏まえて、今後どのような町にしていられるお考えか、どのようなまちづくりを描いておられるのか、お考えをお伺いします。またそのためにどのようなことに投資し、力点をどこに置いていくのか、お考えをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（杉山広充君） ただいまの石山貴美夫君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、石山議員の御質問にお答えします。

冒頭、私、一般質問始まる前に、本当に皆さんにお礼を言った、議会運営委員会で決めていただいたことですので、本当に感謝する。今回の災害のことでみんながいろんな仕事やっけていて、これは本当に、この質問というのは災害前だったものですから、私もいろいろ考えたんですけど、本当、石山議員にはいろいろ言いたいことあったかもしれませんが、

私のほうで今回職員をはじめ本当に日々努力してくれて、質問も通らないところもあるかもしれない、そう思った次第で、議員の皆さんにお願いしたということです。改めて議会運営委員会で本当御配慮いただいたことを、この場で感謝します。ありがとうございました。

それではまず、子供たちの未来への責任という観点から、町の目指す学校とはどのようなものかとの御質問にお答えします。

先ほど中原議員にもお答えしましたが、ふるさとへの愛着や深みのある人間性、団結力を備えた子供たちが育つ学校をつくり、元気いっぱい活躍できるよう、情熱と愛を持って応援していくことが責任であると考えております。子供たちの教育活動を実際に推進している先生方の創意を大切にし、学校現場から教育改革を起こすことを目指し、共有しながら進めていきたいと考えています。

次に、少子化が著しい現状の中で学校の将来をどのように予想されるかとのことですが、今回の義務教育学校2校再編については、少子化による現状も把握した中で、学校再編を計画しました。将来に向かって小規模校のよさを生かした教育を期待しております。令和6年4月からの新たな始まりを考え、どのようなことが課題と考えるかについては、この町では、新しい学校の形となる義務教育学校の開校に向けて、順調にスタートできるかが課題として捉えているところです。

次に、閑蔵線の整備についてお答えします。

接岨地区から井川に抜けるルートは、以前から大井川水系流域の交流促進における主要路線として位置づけており、旧本川根町時代には、接岨トンネルと新接岨大橋を整備しました。今回、リニア工事に関連し、市道閑蔵線の整備が注目されていますが、あくまでも静岡市が管理する道路であり、現時点ではJR東海、静岡県、静岡市の間で協議されている内容について注視しているところです。リニア工事への対応に関しては、これまでもお話ししてきたとおり、8市2町の連携を大切にしています。各自治体と連携を取りながら、対応してまいりたいと思っています。

町観光振興計画の成果については、後ほど担当課長からお答えします。

少子高齢化でのまちづくりについてお答えします。

6月議会において議決いただいた第2次川根本町総合計画後期基本計画において、二つのプロジェクトの一つである人口減少の克服を目指すプロジェクトを掲げています。このプロジェクトの施策の方向性として、「多様な就労環境の創出」「生産年齢人口の流入、定住の促進」「だれもが暮らしやすいまちづくり」の3点を挙げています。その中でも公約で掲げました移住・定住の促進に取り組んでまいりたいと考えています。

そのポイントとなるのは、現在住んでいる住民の方が「川根本町に住み続けたい、仕事がしたい、子供を育てたい、そして川根本町に住んで幸せだ」と思える町まちにしていくことと先ほどお話ししましたが、子供たちが「この町に帰ってきたい、ここに住みたい」、そういったことも含みます。当然ながら、そこには地域を支えていく主要産業の活性化が不可欠

です。少子高齢化が進む中、経験豊富な高齢者の力と若い力を生かした施策や活動への支援も考えていきます。住民が生き生きと生活できる地域こそが、移住を希望する方が移住先として選んでいただける重要な要素だと考えております。

今後も、川根本町が千年先も続く町としていくために「ひとづくり」「魅力づくり」「活力づくり」に取り組んでまいります。関係人口も大事にしながら、私はこれから先もまちづくりに邁進していきたいと思っております。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 町の観光振興計画の成果等についてお答えさせていただきます。

観光振興計画につきましては、「雄大な自然が癒やすふるさとのまち川根本町」を将来像とし、「川根本町の魅力を高める観光ブランドの強化」「おもてなす人と心を育む」「魅力を伝え、広めるための戦略的なプロモーション」「観光資源や受入れ基盤の整備」を進める基本方針を定め、施策を推進してまいりました。

現在、町におきましては、取組の検証を行っているところでございますが、将来像にもありますように、雄大な自然環境を利用した体験プログラム、森林レクリエーション機会の提供や夢のつり橋及び奥大井湖上駅等を中心とした観光イメージの形成、確立に努めてまいりました。特に、夢のつり橋におきましては、SNSでの情報発信による若い観光客層の増加、奥大井湖上駅におきましては、外国人審査員100人が国際的な視点から日本の素晴らしい「モノ」や「コト」を選定する「COOL JAPAN AWARD2019」を受賞し、世界的にも有名な観光スポットになりました。なお、台風15号により被災した夢のつり橋におきましては、早期の復旧に向け、取り組んでいるところでございます。

また、近年ではアウトドアブームの需要の広がりや、若い観光客層に対応した若い方が営む店舗や農泊・民泊施設等が町内に参入する等、ニーズに即したサービスを提供する体制も少しずつ整い始めていると言えます。

加えて、2014年から運行しております「きかんしゃトーマス号」の継続運行や、今年8月からの「きかんしゃトビー号」の運行により、千頭駅前のにぎわいや寸又峡及び接岨峡への観光入込客への対応について、人材の確保、育成を行いながら新しいメニューを開発するほか、トレッキング体験プログラムと宿泊を絡めた商品等の開発も検討されているところでございます。

現在、大井川鐵道本線は台風被害により運休となっておりますが、町といたしましては、大井川鐵道や県等と連携しながら、再び「きかんしゃトーマス号」の運行再開に向け取り組むとともに、運休中のにぎわいの創出に向けた取組を検討しているところでございます。

一方、ホスピタリティの向上や観光イメージの確立、効果的なプロモーション等、まだまだ十分とは言えない取組状況となっている部分もありますので、新たな計画を策定するに当たっては、その部分について強化していく必要があると考えております。

新たな計画の策定についてでございますが、今年度終了期間となる現行計画期間中に切れ目なく策定できるよう、観光地エリア計画と整合を図る形で現在鋭意取り組んでいるところでございます。今後、観光情勢も多様に変化していくことも考慮し、計画期間を5年間とし、当町だけではなく、大井川流域も踏まえたエリア計画も取り入れながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 再質問を許します。5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 学校の関係の質問からさせていただきます。

少子化の中で、町として画期的な教育体制をつくり、それを町の売りとして発信していくことで、移住・定住、子育て中の方を呼び寄せるというふうに説明会などで述べておられました。しかし、これは非常に不確定で希望的予想、賭けとまでは言いませんけれども、希望的予想で町は重要な教育を改変し、2校の小規模校と超小規模校を立ち上げるということになります。

現段階で毎年の両校の入学数の各校の生徒数や教員数、どのぐらいとお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） それでは、質問にお答えさせていただきます。

令和4年4月1日現在の人口によりまして推計をしたものをお知らせしたいと思います。

（仮称）本川根学園のほうです。令和6年、新しい入学者4名です。令和7年5名、令和8年4名という見込みを、人口の出生者数から出しております。なお、教員数につきましては、18名を予定しております。

（仮称）中川根学園の令和6年入学予定者11名、令和7年11名、令和8年15名となっており、教職員については25名となる予定でございます。

なお、教員数につきましては、義務教育法で規定されております。義務教育学校におきましては、校長は1名、教諭は学級数に応じて小・中、いわゆる小というのが前期課程、中というのが後期課程と配当の職員数が決まっております。これまでの職員数が基本そのまま義務教育学校にも適用されるということで、当面は教頭、事務職等は2名ずつ配置される予定となっております。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

ざっと考えて、中川根側が120人くらい、本川根側が他校では1クラス分という35人くらいの全校生徒になるということに考えられるんですけども、そうした場合の課題というのをどういうふうにお考えですか。伺います。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） それでは、質問にお答えをさせていただきます。

現在の計画は、川根本町の特性を生かした教育を進めるよう準備をしているところでございます。今後、未来に向けて川根本町がこの教育を進める中で、様々な問題が見えてくると思います。問題が出た際には、学校関係者、教育委員会が情報を共有しまして、課題に対し真摯に取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

そうした中で、令和6年には、もう義務教育学校がスタートするわけですがけれども、期待している移住者の見通しをどう見ておられるか、伺います。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） それでは、質問にお答えさせていただきます。

川根本町目指す小規模校のよさを生かした教育をより充実をさせ、広く発信していくことによるものと捉えております。すぐにそれが結果を出すというのは難しいとは考えておりますが、結果として、町のほかの施策と併せて、最終的に移住者の方が増えていただければいいと思っております。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 非常に言いにくいことではあると思うんですが、一応町がやる以上、そうならなかった場合どうするのかという対応策ということは、事が教育ですから、二重、三重にお考えだとは思いますがけれども、その辺についての危機意識というか、そういった部分はどうですか。

○議長（杉山広充君） 教育長、山下斉君。

○教育長（山下 斉君） 将来のことについては、やはり刻一刻といろんな状況が変わってくるかと思えます。やはりそういう状況の変化というものを敏感に捉えて、それで必要な会、教育委員会議や総合教育会議、または議員の皆様との全員協議会などにもいろいろ御相談を申し上げながら、課題の芽が見えてきたら、そんなふうな対応を敏感に察知して進めていきたいと思っております。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

令和6年4月から2校の義務教育学校が開設されますけれども、県内で2番目か3番目だということですが、すばらしい教育制度だというふうに説明されるのに、ほかの市町では一気にそうした流れになっていない、全国的にもそうじゃないかと思うんですがけれども、その理由は何だとお考えですか。

○議長（杉山広充君） 教育長、山下斉君。

○教育長（山下 齊君） 全国で今少子化という問題は大変大きな、どこの市町でも抱えている問題かと思えます。これから学校再編というものも、全国各地で進められてくると考えられます。文科省もそのような学校再編の折に、これから義務教育学校や小中一貫校などの、これまでにない新しい学校が増えていくものと予測しております。実際には、文科省の学校基本調査でいきますと、義務教育学校数の推移ですが、2016年から2022年にかけて約8倍の増加をしております。これからそのような流れも見えてくるのかと思えます。

川根本町においては、やはり学校のあり方協議会を設立し、川根本町においては義務教育学校2校での教育を進めることを選択し、川根本町では現在に至っております。

近隣の市町でも学校再編などについて検討されているそのような情報は入っていますが、それぞれの市町のいろいろな事情も勘案しながら、それぞれの市町により適した教育の在り方について、時間をかけこれから検討されていくものと考えております。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

小学校の6年生というのは、下級生のリーダーシップということで、リーダーシップが非常に小学生の6年生は養われていて頼もしく見えるんですが、9年生となると、そうしたリーダーシップが養成される機会がなくなるんじゃないかということが課題だと言われているんですが、その辺はどうお考えですか。

○議長（杉山広充君） 教育長、山下齊君。

○教育長（山下 齊君） 現在の学年の構成は、小学校が6年間で1つの区切り、中学校は3年間で区切りというような形で、6年と3年の区切りがございまして。義務教育学校は9年間の中で9年間を通した教育を進めていきますが、学年の構成については、今後学校の中で検討されると思えます。これまでの事例でいきますと、4年、3年、2年と3期に区切って、学年構成を決めている、そのような学校もございまして。

川根本町ではどんな選択をするかというのは、これから学校の中でより子供たちの実態を見ながら考えていくものと思えますが、いずれにせよ、やはり今議員おっしゃったような6年生での卒業、中学1年生での入学という、その大きな人生の節目というか区切りというか、そのようなことにつきましては、やはり同じようなものはなかなか、同じような人生の節目というような形は難しいのかもしれませんが、そのリーダーシップの育成、それからフォロアーシップの育成というようなことで、子供たち、それぞれの学年に応じた節目、節目を学校のほうで工夫してつくっていただいておりますので、卒業式、入学式に代わるような、そういう大きな節目というものをこれから教育活動の中で工夫して考えていってもらうように、教育委員会からも学校のほうにお願いをしていきたいと思っております。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

非常に分かるんですが、義務教育学校になった場合に、小学校卒業したという達成感がや

っぱりなくなっちゃうということですが、中川根校の場合は校舎が替わるものですからちょっと切替えがあるような気がするんですが、本川根小の場合には達成感がなくなっちゃうんじゃないかなということで、その点、今のお答えとちょっと重なりますが、どうでしょうかね。

○議長（杉山広充君） 教育長、山下斉君。

○教育長（山下 斉君） 達成感ということですが、その達成感もいろいろな意味合いの達成感があると思います。やはりそこは学校のいつも子供たちを見ている教職員のほうで、子供たちの達成感、区切り、人生の節目となるような、そのようなことを工夫して考えていってもらうように、また教育委員会としても学校のほうに相談をしていきたいと思えます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 今度は小学生から中学生になるということなんですけれども、学生服になったり、詰め襟の制服になったりということで、女の子だとセーラー服を着たり、気持ちの切替えができるわけですが、そういったあたりの中学生になったときの切替えの部分で非常に心配だし、制服どうなるのか分かりませんが、近隣市町との子供との差というか、そういった面もプラス・マイナス両面あると思うんですが、どんなふうにお考えでしょうか。

○議長（杉山広充君） 教育長、山下斉君。

○教育長（山下 斉君） 一方、中学生のそういう気持ちの切替えということでございますが、中学校になるとやはり授業のスタイルが、小学校は学級担任制ですが、中学校は教科担任制ということで、まずその授業のスタイルが変わってきます。現在よく中1ギャップという言葉がありますが、そういう授業スタイルの変化とか、小学校から中学校へのそういう大きな乗り越えなくてはいけない壁というようなものを中1ギャップというふうに名づけて、なかなかそこにうまく乗り切れない生徒さんもあるということが問題にもなっております。

一方、義務教育学校は、そのような大きな中1ギャップというようなことはないというのは利点と捉えております。そのような利点をうまく捉えながら、中学校に入ったそういうふうな自覚というものも持たせていきたいというふう考えております。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

2018年に第1回の教育総合教育会議において、義務教育学校適正化在り方の検討協議会が立ち上げられ、以来4年間経過し、本年3月の予算の提案までは基本的に議会において議論の場は一度も設定されていません。全協での報告という形はありましたが、委員会での検討というのありませんでした。

まず、条例などの改正案が出されて、そこが議論の場となると私は予想していたんですが、それもなく、この3月いきなりの施設改修予算案が出されました。この件が議員同士でも初めてここで議論というものをさせていただいたんですが、町長はこの4年間、先ほどもお話

ありましたが議員として、また議会を代表する議長として、町の重大な案件であるこの学校という問題についての議会対応ということも対応される立場であったと考えるんですが、その点を踏まえて、議会に対してこの春には非常に批判的な言葉もたくさん聞かれましたけれども、ここまでのこういった経過、やり取りについて、どういうふうにお考えですか、お伺いいたします。

○議長（杉山広充君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 先ほども中原議員のところ、本当に2期生以上と私ずっとやってきたわけですし、当然前の町長、大橋教育長、その中で皆さんと一緒に取り組んできて、長い年月かけてやってきている。その中で私が務めた副議長、議長、就任した経緯ややり取りについてどう思ったかということですが、私の議員時代は議員時代のこととして、疑問に思ったことは質問をするし、議長としては当時議員の皆さんの意見を求めるよう、業務は遂行してきたつもりです。この私の8年間、少しは成長していると思っている。聴く耳を持つということが多かったから、私も。前は本当に言いたいことばかり言っていて、いろんな、本当に言いたいことばかり言っていて、その頃は先輩たちに助けられたこともあったりだったんですけども、やはり役が立場をというか、当然、第一常任委員長になられた頃は、あの頃は多津枝さん私を推してくれたんですけども、いろんな意味で勉強になってくるということで、ここで抑える、ここで言わなきゃいけない、そうやって物の見方、物の考え方でずっと私、業務を遂行してきたつもりではありますが、皆さんにとっての副議長としての私、議長としての私は頼りなかったのかもしれませんが、そのぐらいです。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 町長は、この3月の予算の騒動は、非常につらかったんだろうとは思いますが、よく分かりますけれども、それはその今までの経過があつてのことだものですから、私はやはり前段の、振り返ってみて議会の持っていく方というんですか、何かその辺のところ、今後も役に立つような示唆をお持ちじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉山広充君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） やはり石山議員御指摘のとおりで、私は引きずっていたことは確か。ずっと来たから、学校の問題が。その都度私は議長、副議長、議長時代も答えるところは答えてくれれば、皆さんがいろいろ言っていたことも分かっているんですけども、そういった思いも私が引きずっていたことは確かで、こうなったときに、さあどうするかと考えたときに、まず本当に大事なものは子供さん、保護者、そのことを考えたものですから、すぐに指示を出して、検討していけど。そのときはそのときで、秋元副町長と総務課長中心に、いろいろ議会の方への対応はしたつもりでいますけれども、配慮が足らなかつたのかな、もう一回議員の皆さんと話をすればよかつたのかとか、今それはいろいろ思うんですけども、正直、議員に言われて。そのときはやっぱり引きずっていた部分は私もあつたし、長かつたか

ら、皆さんと一緒にやってきて、そのことが。私自身は承っていたことあって、だから皆さんにも問いかけはしたし、でも話合いがなかった、少なかった、そういう結果なんだと思うし、あの当時。私がまだ副議長、議長時代に。

町長になってみて、当然、正直昨年的一般会計の中に盛り込んであったものだから、それはそういうことも考えたけど、建設費でああいうことになっちゃって、本当に私もショックを引きずっていたことは確かで。ちょっと配慮に欠けたのかな、もっと話合いをすればよかったのかなとか、今思っているんですけども。

でも今は本当に2校に向けて、皆さんも同意してくれたところもあるし、設計費で。何とか整えて、町の学校を整えていきたい。子供たちを伸ばしてやりたい。そんな思いでいますので、少し私も反省したところは、今言われて、いろいろ引きずっていたなというところはあります。本当に私自身があのかきはショックで、1日役場休みましたから。すみません。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） お気持ちはよく分かりますが、設計費を承認されたといいますが、議決された後から3月までの間の1年半ぐらいまでの間が、非常に重要であったなと思いを返して思います。

コミュニティ・スクールについて質問させていただきます。

今まで学校評議員制というのがありましたんですが、このコミュニティ・スクールというのは、そこがどういうふうに違うのか、どんな成果を期待しているのか、その辺をちょっと御説明ください。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） それでは、コミュニティ・スクールとはどのようなもので、学校評議員制とこれまでの地域とのつながりについて何が違うかということについて、お答えをさせていただきます。

まず、コミュニティ・スクールというものの定義でございますが、これは学校評議員制に代わります学校運営協議会という組織がございます。そういった組織の機能を持った学校をコミュニティ・スクールといいまして、地域学校協働本部というまた別の組織があるんですが、そちらのほうと連携をしながら、学校支援事業を進めていくといったものでございます。特に、地域と学校のつながりを大切にしたいという取組の一つでございます。今までのつながりよりさらに一歩学校と地域が近くなるイメージで捉えていただければと思います。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 何となくイメージは湧きましたけども、学校の周辺地区を対象にするのか、それとも学区全体を指すのか、その点だけちょっと教えてください。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） ただいまの質問で、基本的には学区を示しておりますが、川

川根本町全体を地域として捉えていただける活動も教育課程に位置づけまして、川根本町全体を地域として捉える活動もあるかと思っております。

それに、子供たちにとって川根本町全体が自分たちのふるさと、コミュニティーである思いを大切にしていきたいという思いでございます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） それはよく、それじゃ分かりましたが、そうすると一方では、基本的に中川根、本川根という合併以前と全く、町が合併する前と変わらないような形になってしまっているわけですが、合併してもう17年もたっているわけですが、地域分断というか、学校というのは1つの文化圏だものですから、地域のコミュニティーというふうにと考えると、町全体というのが非常にしにくいんじゃないかなと。ずっとこれからもそういう、その辺の考え方についてちょっとお伺いいたします。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） それでは、質問にお答えさせていただきます。

先ほどの回答と若干重なってはしまうんですが、川根本町全体を活動する場合は、川根本町全体として活動を推進していただくこととなります。当然学校の授業の中でも相互に交流することもございますし、コミュニティーの中でも相互に活動するというのもございますので、いろんな地域の方がそれぞれの学校に講師として来ていただいたりとか、そういった交流を深めていくことによって、町内全体をコミュニティーの場として活用していくようにしたいと思っております。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 分かりますが、何となくちょっとコミュニティーというのは一つという考えで、学校は二つという考えで、ちょっとそこにずれを感じるんですが、それはそれとして、今後のあれを目指していただこうと思います。

部活動についてですが、両校とも人数面でなかなか成り立っていないんじゃないかなと。先ほど教育長も今度から地区に下すという考え方も文科省のほうで出ているということですが、それで本当に才能を伸ばしていけるのか、また指導者の問題等はどうか考えているのか、お伺いいたします。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） それでは、部活動の件に関してお答えをさせていただきます。

今、国の方針で、地域部活動の移行についてということで下ろされておりますが、令和7年4月までに土日における部活動を地域の方を指導者としてというよう流れがございます。まだ明確な詳細については示されていない状況なんですけど、とはいっても川根本町は令和6年に再編予定となっておりますので、7年を待たずに川根本町の部活動の在り方については、関係学校等と協議をしながら、こういった形で川根本町の子供たちにとっていいかというこ

とを協議をしていくということでございます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 分かりました。

次は、空き校舎に関連する話ですが、廃校になる南部小、第一小、本川根中という、それにさらに北小があるわけです。これについてはどうお考えですか、伺います。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） これまでも説明してきましたとおり、旧北小の施設も含めまして利活用を検討する委員会を設置していく考えであります。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） その場合、議会のほうにも御相談いただけるということで、お話は伺っています。それはいいですか。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 今の考えとしましては、議員の方にも委員のメンバーとして入っていただきたいと考えておりますし、全員協議会等でその経過について説明していく考えであります。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ぜひお願いいたします。

J Aのそれについてのちょっと意見として、中川根支店も徳山に落ち着いたんですけれども、町長、まちづくりとして、川根高校、幼稚園、保育園というのが徳山地区にあるわけですけれども、第一小は町の真ん中という立地も考えますと、小学校は2校もうそれで立ち上がっていくわけですが、廃校の部分で、第一小の部分はぜひ教育関係の施設として、ど真ん中ですから、生涯教育とかあるいは学校の両校が集まって、先ほどのコミュニティ・スクールとか、ちょうどやるのに真ん中がふさわしいという場所でもあるものですから、立地的に。そこはちょっと別格で押さえておいていただけるとありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） いろんな話はあると思うんです。本当に私も徳山は第二のふるさとでして、言わずと知れて。いろんな意味で大事にしていかにやらんところで間違いない。

ただ委員会の方針というやつ、またこれ委員会立ち上げるものだから、どういう方向の中でやっていくか。だから、議員の皆さんにもお一人か、二人入っていただいて、それで全協のたびにそのときの事情を話をしていく、そこで逃げちゃうじゃなくて。言いつ放しじゃない。どうですか皆さんという全協のやり方をしたいと私は思っていますんで、自分からそこだけは別格だよという意見は、なかなか今言えないです。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 今現在、空き校舎の利活用について、社会教育施設でありますと

か教育関連施設も含めて幅広く利活用を考えていきたいと考えております。

現時点では、今石山議員が言われたように、目的を限定することはまだ考えておりませんので、そのことはちょっと発言させていただきます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 分かりました。

まだ、これからということです。一応私が意見言っておいたということだけは覚えておいていただきたいと思うんですけれども。

今、閑蔵線の問題ですけれども、県知事にもぜひ、今まで過去に聞きましたら、長島ダム建設同時のいきさつから、あの閑蔵線というのはあるんだそうです、話が。それでそれからずっとつながっているものですから、長い間のやっぱり両地区の願いでもあるわけですから、ぜひ県知事、それから静岡市長に強く要望されて、さらにJR東海にもこちらの意思を伝える非常にいい、今、山梨県知事もああやって静岡空港のことを発言したりしているような状況で、非常にちょっとこなれてきているというか、話が変わってきているように見えるんですよね。ですから、ぜひ今こそ、そういうの言うタイミングだと私は見るんですが、いかがですか。

○議長（杉山広充君） 町長、藪田靖邦君。

○町長（藪田靖邦君） 閑蔵線に関しては、私も知事と会ったり、記者発表のときはああいう答えで、石山さん、あの記事のこと言っているんでしょうけど。閑蔵線をということで、8市2町の首長さんにも言っていた、それは事実でありまして。そして早川町長とも私も会ったりして、この頃も。いろんな中の流れの中で、大事な方々とお話しながら、努めています。

その中において、やはり私も乞う御期待、たしか言いましたよね。いろんな意味で、私も南アルプス財団理事もやっていて、どうしてもあの道はやっぱり開けたい、当然。エコパークもあって、それでリニアもあるという、何かややこしいところになっちゃっているんですけど、そういった意味で私もそう思っているんですけど。やっぱり静岡市長とも連携しっかり取らないと、あそこは私の町じゃないから、いろんな連携取ってやっていかないと、難しいところもある。

知事も知事で確かに言ってくれた。その中において、私ができることといたらJRへの提供ぐらいなもので、要するに私たちの町じゃないから、あの土地が。ということは、静岡市さんがかなり力を入れて。最初は三ツ峰落合線、あのときも先に静岡市長さんがJRさんと話の中で、そこで勇み足だ何だ言っちゃって、いろいろこじれていることは確かだものだから。

私はとにかく連携して、仲よくやっていかにや、島田市と静岡市と。ここが連携していなかったら、私どもの町は余計つまらない町になってくる。だから島田市さんもそうだし静岡市さんもそうだし、そういった意味の中において、この水の連携、導水管がずっと横に

張っている、こうやって下まで行っちゃっているんだけど。そういった水の連携というのも大事しながら努めていかないと、この小さなまちづくりはできていかないと考えています。本当に議員言うように、今がチャンス、いろんな意味思うけども、慎重にやっぱり連携してかからないと、また勇み足になっちゃって、お互いがぎくしゃくしちゃう。それは私は避けたいと思っていますので、議員おっしゃるとおり、あそこ閑蔵線開けたいですよ、私も。そして、もっと奥の連携もしっかりつけてやっていきたいし、エコパークもあるし、南アルプスもあるし、いろんなことにとっかかって、あの道大事だなと思っています。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

ぜひその意気込みで静岡市長、県知事、JR等に掛け合っただけだと、また、この地区全体でもそれを応援していけるといいなと思っています。我々の町は、水は恩恵がないものですから、やっぱり地域振興という部分でぜひ押していただければなと。町を挙げてやっていただければなと思っています。

観光振興の10年計画の件ですけれども、先ほど今後やっていかれるという計画をつくっていきますよということですけど、あの政策の中に57万5,000人の観光客とか、あるいは宿泊客は6万6,000人とか、具体的に目標数字を書きいただいてありまして、ちょっと今災害があったものですから、あるいはコロナもあって非常に計りかねるんですけども、この2022年目標というのが出ているものですから、具体的にあの計画の中に。観光協会の組織の強化であるとか、そんなようなこと具体的に政策として書かれてありまして、それらについてはどんな結果といいますか、その辺をちょっとお伺いしたいです。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 自然環境を生かした体験プログラム等の提供とか、夢のつり橋、奥大井湖上駅を軸としたイメージ形成に努め、県内外において一定の認知度は得ていると感じております。

また、商品開発等につきましては、幾つか商品化したものがある中で、引き続き安定した商品開発に向け、商工会と連携し、取り組んでいくつもりでございます。

また観光協会の面ですけれども、観光協会の組織強化につきましては、再編後人員も増加し、事業を推進しながら組織強化に努めてまいりました。今後も今以上安定した観光情報の提供が確保できるよう連携していきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 観光というのは、本当に今まで丸3年間ほとんど多分事業らしい事業、あまり積極的な事業できなかったと思うんですけども、この間は、前に質問のときにもお願いしたんですが、非常にための期間であって、じっくりためておいて、一気に今国もいろんなことをやって観光客を増やそうというふうに今動き始めたところですので、そのため

てきたものをここでどんと出していくタイミング、災害があったものですからちょっと非常に難しいんですが、その辺を今までどんなことをされてたためてきたのかということが見えな
いものですからね、観光協会も含めて、その辺どうお考えですか。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） この質問につきましては、町、または観光協会といろいろ協
議を重ねてまいりました。まず、1つの策として、コロナ禍により団体客から個人客に向け
た誘客事業を計画し、今年度から実施を一部しているところでございます。また、コロナ禍
でも需要が増えているアウトドアアクティビティーにつきましても実証実験を踏まえながら、
さらなる事業普及に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 本当にいろんな計画立てて、今年から余計アプリケーションうちの
町も増やして、アカウント。その中で、いろんな方向性やっていけばいいと思ってる。

それで今、今度は大鐵が止まっちゃったでしょう。さあそこでということで、何かいろん
なイメージ湧いて、春、夏、秋、冬の陣とか、何か決めて、これからあの千頭駅かいわいは
何かやっていかんとなあと思っているものですから、大鐵止まっちゃったのちょっとつらい
なと思っていて。いろんなアイデアをまた、ちょっと違う方向でまたちょっと考えなきゃい
けない、しばらく大鐵が動かないから。そんなことも観光商工課に言ったり、町のほうにも
言ったり、いろんなことをもう少し、皆さんも何かアイデアくださいよ、いろんなことで。
伝えていけば何かまた広めると思うし、ちょっと大鐵が止まったことで、いろんな今度はイ
メージキャラやっていかなきゃならないなど、本当私今頭抱えているところです。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ぜひ町長、観光協会やら協力隊の方もいらっしゃいますので、皆さ
んのお尻たたいて、いいアイデア出していただくように進めていただきたいと思えます。

今、大井川鐵道の話もありましたが、大井川鐵道はこのところ本当に3年ぐらい変革し
てきておまして、前の大井川鐵道とはもう変わっちゃった感じでありますけれども、また
DMOなどといって広域連携で誘客ということも進んでいると。島田市の観光協会は法人化
して積極的な活動に乗り出しておりますし、こうした状況の中で、私たちの町の観光関連の
対応というか、そういったものが非常に見えにくくなっているものですから、その辺のあり
ようについてどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 本町の観光協会におきましても、観光資源を活用しまして観
光誘客、宣伝事業に取り組んでいるところでございます。

観光協会につきましても、今後大井川流域など広域で連携した商品化への仕組みづくりにも
取り組んでいく必要があると思っております。また、観光協会につきましては、今後法人

化も見据えた中で、自主財源の確保にも取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 観光の協力隊についても、以前質問させていただいて、こんな方を呼んでいただきたいなということでお願いをしたんですが、今この協力隊の方はどんな活動で、どんな成果が出ているんでしょうか、伺います。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 協力隊につきましては、新たな体験プログラムの提供や、情報発信に関する業務を担っており、トレッキングプログラム開発や、柚子等地場産品を活用したワークショップ、またインスタグラム等を積極的に活用した情報発信に従事していただいております。

任務終了後も当町にて引き続き活躍してもらえるよう、努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 先ほどちょっと町長からお話がありましたが、大井川流域ということで、島田市との連携がポイントではないかなというふうに感じてきているんです。大井川鐵道もここ3年で本当に島田市と深く連携をつくり始めていて、川根温泉だとか、同じく川根温泉ホテルやKADODEといった形で、すごく大鐵に食いついているという感じがします。そういった拠点施設の連携で商材化を図っているなということなんですが、ちょっと川根本町と切れているというか、つながりが見えてこないんですが、その辺についてどうお考えですか。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 御指摘のとおり、いろんな意味でKADODEとくっついて島田市さんいて。私もKADODE、よくいろんな関係で行くんですけども、社長とも知り合いで。いろんな意味でもう少し島田市とのDMOの関係、来年。言っちゃってもいいのかな。

〔「これから調整」の声あり〕

○町長（藺田靖邦君） これから調整か。じゃ、言わない。

いろんな意味でこれからもっと仕掛けながら、やっていかなきゃいけないなと思っています。すんで、本当議員御指摘のとおり、少しうちが地味だねという感じを受けています。だから、うまくKADODEができたんだから、そこにもうまく乗かってやっていかなきゃいけないなと思っています。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 期待しているんですけども、島田市とも連携して、観光ルートや誘客についてのコースなんかを提案したらどうかと思うんですが、どうですか。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 現在、島田市とは大井川流域観光実行委員会事業でも、いろんな事業に取り組んでいるところでございます。また、KADODE OOIGAWAにつきましても「大井川でやるべき100のこと」など、本町を含めまして観光PRをしていただいている状況でございます。

今後におきましても大井川流域を考え、いろいろな誘客事業を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ぜひ具体的に見えるのをいっぱいやっていただきたいなど。島田とどうしても一緒にやっていかにやらんなどという連携ですから、感じます。

それから、いかわね新聞というがあるんですけども、井川との連携というのも今ほとんどないんですけども、閑蔵線の話にもつながるんですが、そういった整備運動を共にやっていくと。向こうの人たちともちょっと仲よく、いかわね新聞なんかも使って、閑蔵線の運動もしながら、何か共同の観光事業をつくったらどうかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 静岡市井川とは、ユネスコエコパーク連携事業や南アルプスアプトライン周辺地域誘客協議会事業でも、連携して事業を実施しております。

先ほど町長からもありましたとおり、閑蔵線が整備されれば、より一層の連携が図られると考えますが、現在閑蔵線の整備につきましては、慎重な対応が求められるということでございます。今後につきましても、先を見据えて連携事業を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 同じように、国道362号の整備も進んでいないんですけども、あまり。これもぜひ観光面から、362は結構カーナビだと案内してしまうんですけどよ、カーナビが勝手に。それで、わざわざ362の山の中通って来られる方が多いものですから、どうせ案内されるんだから、静岡市の観光関係の人たちとうまくつないだ何かの商品化を図ったらいいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 静岡市との連携の中で、今後におきまして、必要性については協議・検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ぜひ静岡市井川、それから島田市と、周りとうまいことつながってやっていただきたいと思っております。

寸又峡の遊歩道のコースの魅力化の提案を何度かさせていただいたんですが、有料化の問題も含めまして、多くの観光客が、ちょっと今本当にこの災害で、ニュースなんか見ていると、この質問しようと思っていたんですけど、とてもできないなと思ってしまうくらいのニュースを流されてしまっているものですから、ちょっと後手になっちゃったんですが、遊歩道それから夢のつり橋、これも一つのきっかけとして、思い切って何かできるチャンスだと捉えれば、そういう考え方もあるわけですから、その辺についてどうでしょう、お考えを。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 寸又峡の遊歩道につきましては、有料化ということで、議員おっしゃいましたとおり進めている状況でございますが、現在、災害でつり橋のほうも通れない状況でございます。そのような中で、今後、有料化により安全対策、環境保全だけではなく、寸又峡の課題となっておりますシーズン等の待ち時間対策や駐車場対策なども併せまして実施していきながら、魅力化及び誘客の安定化を図っていければと考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 改めてお考えをお聞きしたいんですが、根本的、基本的に寸又峡という場所を、町はどういうふうに捉えているかと。町の中での位置づけというものをどうお考えか、お伺いいたします。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） とにかく唯一観光の場所ですよ。それは変わらない。

そしてこれから、これだけ旅館も減っちゃって、旅館の少ない中でどうやって経営して、望月会長なかなか熱心な方だから、私のところによく来るものだから、全て聞いていけばあれになっちゃうんだけど。とにかく観光の場所だと。もう何年になるの、あの寸又峡というのは。

〔「今年が60」の声あり〕

○町長（藺田靖邦君） 60。だから、私が4歳のときからあるんだから、あそこに。

だから、いろいろなことで大事な観光の名所で。当時の金嬉老ですか、あの頃はかなり有名でいっぱいいたんだろうけど、だんだんやっぱり人口こうなってくると。

でもあそこ、本当、あれ、ある旅行会社の偉い人に言わせると、なかなかいいところらしいですよ。要は道が狭い、「それでいいんだ、藺田君」と言われたときがあって。だから、もっとやり方でいろいろ変わってくるんじゃないのかな、まだ。インバウンドを期待するんじゃないくて、小さな町の中で、小さな人間を呼ぶって、今、前に話をしたんだけど例の星野リゾートの話なんだけど。浜松に「界 遠州」というホテルがあるんだけど、そこじゃ本当にインバウンドをやめて、小さな客を呼ぶという、それで成功しているんだよね、お茶風呂とか、いろんなものをつくって。

だからそんな意味で、余分なこと言っているようでいて大事にしているということをお願い

たいんだけど。そういった意味で寸又峡さん大事にしながら、やっぱりいろんな意味で、観光のメッカの一つだからとは思っています。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 課長も言われたとおり、町長も言われたように、寸又峡とそれから接岨峡というのは、接岨のレインボーブリッジというのが、2つの二大ポイントとして、やっぱりどうしても売り込んでいけば入ってくる、人も、というふうに考えますので、ぜひもっともっとその辺の戦略をお願いしたいと思います。

キャンプ場のお客さんが非常に増えているわけですけど、何もしなくてもこれはもうどんどん増えているような状況で、この方々の要望が町内への観光案内などを積極的に提案したらどうかと、皆さんも求めているようだというので前回お願いしたんですが、その辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 町内において、アウトドアの部分は強まっているということで、キャンプ場へ訪れるお客も増えている状況でございます。

議員言われますように、やはりキャンプ場のお客さんを周遊させるような取組というものが必要になってくると考えております。現在、パンフレットの配架や温泉チケットなどでの周知、また星空列車などの案内などで、町内を観光していただくようには宣伝はしております。また今後につきましては、デジタル化による情報発信等も進めていながら、さらなる周遊促進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ぜひお願いします。

それで、川根温泉までは非常に車が多いんですけど、あそこから、この災害のない前の話ですがぱたっと車が止まると、少なくなっちゃうということで、あそのところが非常に寂しいですねあの区間が、地名トンネルまでの区間のあの辺りが非常に寂しいものですから、あそこをちょっと、前に冗談で、奥にある急須と茶碗の大きなモニュメントみたいなやつを作ったらどうかみたいな話をしたんですけども、看板とか何か、ここから奥にいっぱいこんなところがあるんだよという案内の看板とかそういったものを、インパクトがあるものをあそこら辺に何とかして二つ、三つつけてもらいたいと思うんですけど、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） やはり一つは、景観的な問題もあると思います。それから近年、観光客につきましては、基本カーナビ等を利用してきますので、目的地を本町までとする来訪者にとっては、特に不便等はないと考えております。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） やっぱりあそこの温泉から先が暗いんですよね、本当に。だもんで、何とかちょっと気にしていただきたいと。何とかあそこへ作っていただきたいなと思います。それで、ずっとそれから奥へ来てくれる人も増えると思うんで、温泉の真ん前に建ってもいいんじゃないかなと思うんですけど。

あと、ちょっと高齢化の中でのまちづくりということで、時間がないものですからね。現実の問題で、町内の各区が非常に高齢化してきていて、運営も本当に成り手も不足して、大変なことにだんだんにもう5年先なんかどうなっちゃうのかなと思うぐらいの、各区は心配をされているわけですけども、町は、こういった非常に大変になっている区に対していろんなことを依頼をされていると思うんですけど、それらはどんなことを依頼しているのか。また、それはどんな状況なのか、ちょっと教えてください。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） まず、年度当初の区長連絡会等で、毎年各区からの要望を取りまとめていただくお願いをしております。町に出される要望の多くは、土木事業の要望が大部分でありますけど、そのほかにも総務課で言えば、自主防災会用の防災資機材の整備の関係でありますとか、防犯灯の設置などに対する要望を取りまとめていただいて、提出していただき、翌年度の予算に反映するような形を取っております。

○議長（杉山広充君） ここで石山貴美夫君に申し上げます。

質問の制限時間が近づいてきております。時間に配意し、まとめに入ってください。

5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 了解しました。

ほかの質問は災害に関連することが非常にあったんですけども、防災訓練の関係とか、そういったことがあったんですけども、移住に関連しまして1点だけ。各地区に移住者を紹介するんですけど、その民間の不動産屋さんと違う点は、もう少し最後まで責任を持って対応していただかないと、各区は対応が非常に、どんな人かも分からないものですから難しいということで、なじむまでちょっともう少し関係を持ってほしいということでお願いできないか、ちょっとその点について伺います。

○議長（杉山広充君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 御質問にお答えしたいと思います。

町が御案内するのは、主に空き家バンクを通じてございます。それにつきましては、地区の状況、区費とかこういう行事があるというのは、区長から情報いただきまして、来るときにそれを説明しておいて、できるだけ地区とお付き合いをしていただきたいということで、案内をするとき、決まりそうになったときは区長とか周りの方に御紹介をしております。

いろんな区長会でも御要望をいただいておりますので、やはり周りの方としっかりお付き合いをしていただくという御案内をしていますし、また、議員言われるように、なじむことというところまでということで、ぜひともまた区長会を通じて、地区の方、基本的なコミュ

ニティー組織になりますので、町から情報を共有させていただいて、なじむというか、そういうような支援も必要かと思っております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 石山貴美夫君、いかがですか。

5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 地区の防災訓練ということが今回の防災についても非常に問題になりましたけども、もうちょっと現実的な防災訓練に切り替えたかどうかということなんですが、その辺についてのお考えをちょっとお願いします。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 各自主防災会における防災訓練について、ちょっとお答えいたします。

各自主防災会で行われる防災訓練は、各自主防が大地震や風水害に対しまして、地域の実情に合わせて訓練を計画していると考えております。これに対しまして、町が計画する訓練については、今回の災害の反省を含めて、例えば自衛隊ともう少し連携を深めたり、そういった形で実施する訓練に変えていきたいと考えております。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 高齢化していて、現実には自宅にいらっしゃる方が結構多いんですよね、実際に集会所来なくて。その辺の現状をもう少し捉えていただいて、災害訓練をちょっと切り替えていってほしいなと思っております、また、12月に質問させてもらいますけども。

この3番目の質問というのは基本的に、飲料水やし尿処理、ごみ、交通移動手段、防災、医療、福祉、こうしたことが今非常に高齢化の中で、さま変わりしたしてきているというふうに私は言いたかったわけです。電気や物価の上昇もこれから考えられて、お年寄りということですか、高齢化の年金暮らし方なんか非常に生活が厳しくなってくるというようなことの中で、町を維持していくのに力点をちょっと変更していただかないとまずいんじゃないかなと私は思っているんですが、ちょっとまたこうしたことは今後質問はもう1回12月にさせていただきます。

台風15号の関連で、町内に大きな災害が発生しまして、現役の区長、副区長さんが死亡されるという前代未聞の重大な人命に関わる前例のない事件が発生してしましまして、町民の不安や不信が高まる中で、議員としてどうしても今回質問をし、検証をお願いしたかったんですけども、残念ながらそういった意味で住民の方とも話をしてきたんですけども、地区の役に直結する重要な問題であって、特に事あるごとに安心・安全と町長も言われておりますので、災害に関連した質問を何とかさせてもらいたいと思いましたが、藪田町長、秋元副町長共に……

○議長（杉山広充君） 石山貴美夫君、まとめに入ってください。

○5番（石山貴美夫君） 先にしてほしいというお話だったものですから、12月議会で許可い

ただくというような形になると思います。そうした事情で今回の質問は、災害前に用意したもので、議員として、町民の皆さんにおわび申し上げたいなというふうに考えております。

大きな災害の後の不安の中で、心配している学校関連や、また交渉のタイミングを逃さない閑蔵線……

○議長（杉山広充君） 石山貴美夫君、終了をしてください。

○5番（石山貴美夫君） 町の重要な軸である観光振興、この災害で問題意識がさらに強まった高齢化の中での地区各区の対応について、大きく4つ質問をさせていただきました。

ありがとうございました。

○議長（杉山広充君） 以上で石山貴美夫君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩といたします。

再開は3時20分といたします。よろしく願いいたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時20分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、佐々木直也君、発言を許します。1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 1番、佐々木直也です。

先般の台風で被害を受けられた方々、大変な御苦勞をされた方々、断水等で御苦勞なさったと思いますが、本当お見舞いを申し上げます。それに対応する昼夜を問わず本当一生懸命働いてくださった行政の方々はじめ、区長様であるとかボランティアの町民の方々、自主防災の方々、大変お疲れさまです。まだまだ続くとは思いますが、今のところまで大変御苦勞さまでした。

先日千頭のお祭りがありまして、そんな中、千頭の皆さんは4年に一度の大祭ということで、非常にエネルギッシュにお祭りを全力でやり、また、その空気に川根本町の底力といえますか、前向きなエネルギーというものをすごく強く感じた、いいお祭りだったなと思います。

では、通告に従い質問をさせていただきます。

今日はコミュニティ・スクールというもののテーマと、文化会館事業というものの質問をさせていただきますが、この文化会館事業については、ほかのいろんな、町が主導する事業であったりとか、または指定管理だったりとか、そういうものにも通じることだなと思いますので、今回はちょうど今年度末で文化会館事業を委託している会社との契約が切れ、新しい事業所になるというタイミングだったので、文化会館事業というところでスポットを当てさせていただいています。

今まさに時代は激動の時代だと言われてます。言い方によっては、土の時代から風の時代へと言ってみたりだったりとか、250年ぶりの人類史の大変革という言い方をしたりとか、卒近代という言い方をしたりするわけですが、その近代というものが終わりにっていくという、今まさにその近代の過渡期と言われております。

近代というのが、経済の発展が社会の至上命題と言われていた物質文明、GDP至上主義なんていうことが、今までの近代と言われる250年前のことからずっと続いていたものが、次はそこを卒業して、個人と社会のウェルビーイングの時代になっていくと。そうでありながら、例えば世界経済フォーラムだったり、OECDの中でVUCA（ブーカ）の時代とも言われています。それは、不安定、不確実性、複雑性、曖昧さというものがこれからの時代であって、そこをどうやっていくのかというのが教育を考えるOECDだったりとかというところでよく話し合われ、今後の方針が決定しているわけですね。

その中で、日本としても、今、ウェルビーイングと言いましたけれども、世界的にはOECDの中のベターライフインデックスだったりとか、国連の中のワールドハピネスレポートなどで活動が定着しているわけなんですけど、ウェルビーイングという言葉、日本政府でもつい最近主要な閣議決定だったりとか、経済運営方針の中に公的な文書に言葉が入るようになっております。様々な計画をウェルビーイングの観点から見直すと、そういうふうな日本政府の公的な文書があるということですね。

その中で日本政府が、文部科学省が主導してきた中で、大学入試改革があり、それに伴う学習指導要領の改訂があり、GIGAスクール構想、これ、いわゆるICTですね、GIGAスクール構想があり、さらにコミュニティ・スクールというものがあるわけです。このコミュニティ・スクールというのは、今言った大学入試改革、学習指導要領の改革とGIGAスクール構想と一体となって考えられているものであり、そのコミュニティ・スクールというのは、今後の世界へ羽ばたく子供たちにとって、非常に重要な政策だというふうに考えられています。これはもう世界的に考えられていることであり、日本においては、戦後行われた教育政策の中で最も成功した政策と言われております。

では、そのコミュニティ・スクール、当町では、今年度から試行的に始まっているわけですが、そういうことを踏まえて、まちづくりの観点からこのコミュニティ・スクールというのは、どういうふうに作用していくのかというのを町長に伺います。

また、教育的観点からという部分で子供たち、また関係する保護者の方々、地域の皆様の観点からどういうふうに作用するのかということをお伺いしたいと思います。

次、文化会館事業です。文化会館事業というのは、その文化会館事業そのものというよりは、先ほども言いましたが町が主導するいろんな事業にとって、その文化会館事業もその一つであるわけなんですけど、これもまた教育的観点という部分で、まちづくりはもちろんなんですけど、教育的観点という部分で、2016年のG7、倉敷で行われた教育大臣会合におきまして、日本の大臣がこれからSTEAM教育だと、これはOECDのほうでも出ているんです

が、STEAMというのはサイエンス、テクノロジー、エンジニアリング、アート、マセマティックスです。これ、教育の中にアートというのが、重要なこれからやっていかなきゃいけない教育の中にアートというのが、サイエンスやテクノロジーや数学などと並んで入っています。

つまり、これからの時代というのは、アートというものも非常に大事であると、この副科目的なものだったのが最前列に、このG7の教育大臣会合の中で出てきているということがあります。

そんな中、文化会館事業、非常に重要な役割を果たすと思うんですが、先ほどのコミュニティ・スクールのことと同じなんですが、まちづくりの観点から文化会館事業というのはどういうふうに作用するのか。また、教育的観点から文化会館事業というのはどういうふうに作用するのか、その質問をしてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（杉山広充君） ただいまの佐々木直也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、
 菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） それでは、佐々木議員の質問にお答えをいたします。

今後の展望との御質問であります。まず、まちづくりからの観点としては、当町では今までも学校教育活動に多くの地域の皆さんに関わっていただきました。今後も町全体を一つの地域として捉え、地域の皆様が学校行事や授業に参加することや、地域の活動に子供たちが積極的に参加する体制をつくることで、お互いが今まで以上の関わりを持てることを期待しております。学校を核としながら、子供だけでなく地域にも活力を生み出すというスタンスに立ち、学校づくりがまちづくりの一つであると捉えることで、相乗効果が生まれると考えます。

次に、教育的観点からは、子供たちにとっては様々な人と関わりながら学ぶことで、子供たちの学びや心が豊かになります。地域での多様な体験や関わりが、知識や知恵の獲得だけでなく、地域への愛着や感謝、大人への憧れなど、将来に向け子供の成長に、感性につながるものと考えます。また一方で、地域の皆様も学校での活動を通して、地域ぐるみで子供たちを育てる体制が構築され、子供たちに関わることのよさを実感し、生活に楽しみを生み出すことにつながるのではないかと考えています。

文化会館は、施設の効率的な有効利用を促進するため、平成23年度から施設の方向性を公共ホールの運営や芸術・文化に関する専門的なノウハウを有する事業者、自主事業パートナーとの連携により、自主制作を行うという形態に転換しました。これまで自主事業パートナーは、小規模だからこそできる地元の風土・文化など地域性に富んだ作品や、町外の方が当町を訪れてみたいと思うような話題性の高い作品など、ここでしか見られないと言われるような事業や、川根本町ならではの事業を展開してきました。

こうした取組を通じて、今後新たな自主事業パートナーを公募するに当たり、期待する点についてお答えします。

まず、まちづくりの観点からは、町全体を舞台と捉え、自然景観や観光資源を生かし、文化会館以外の場所も交流の場として活用していけるよう期待しているところです。

次に、教育的観点からは、芸術文化体験、世代間交流や地域間交流を通じて、町民全体の表現力、思考力、コミュニケーション能力、多様性への理解力などが高められるようなプログラムの創出向上に期待しております。直接アーティストと出会い、交流し、経験することが多くの町民、特に子供たちの感性を刺激し、将来に向けての可能性が広がります。

各学校には、総合的学習の一環として、芸術文化に触れる授業時間を確保していただき、そこに文化会館が招聘したアーティストが出向いて、子供たちと交流するような機会を今まで以上につくっていきたいと考えております。

○議長（杉山広充君） 再質問を許します。1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 回答ありがとうございます。非常に前向きでわくわくするような言葉をいただいて、とてもうれしく思います。

では再質問、1つ目、コミュニティ・スクールについての質問です。

コミュニティ・スクール制度としては2000年ぐらいから始まっているわけですが、一番最初は東京・三鷹だったり、京都のほうで、最初7校で始まったそうです。今、20年ぐらいたって、全国で1万校を超える学校になっているというぐらい、最近始まった制度ではなく、かなり、それこそ森内閣の時代に提言をされ、コミュニティ・スクールというのは始まっているわけなんです。なぜ20年たった今、この町でコミュニティ・スクールというものを採用した、始めたのか、それは法律的に努力義務というふうに変わったからという理由なのか、それとももっと積極的なコミュニティ・スクールというものを採用するという理由があったのか、教えてください。

○議長（杉山広充君） 教育長、山下斉君。

○教育長（山下 斉君） お答えさせていただきます。

コミュニティ・スクールという制度は、随分以前から徐々に広まりつつあったというふうには私も受け止めております。そういうふうな制度ができた頃、川根本町にもそういうふうな情報が当然来ますので、コミュニティ・スクールというのは地域の中の学校というような捉えで当時はいて、川根本町はこういう地域とかなり密着している、地域の方が学校のことをすごく大事にしてくださっている、そういう地域性、そういうふうな中で、わざわざそういう制度を取り入れなくてももう十分そういう土壌はあるというような、そんなふうな捉えでいました。

それで、文科省のほうでコミュニティ・スクールの努力義務というか、そういうふうなことがだんだん打ち出されてきて、川根本町の学校再編の話がちょうど出てきた頃、それでは、学校再編が整ったときに、コミュニティ・スクールの制度も本格的に取り入れて、コミュニティ・スクールとしての義務教育学校というような形にしようということで、今現在、今年度は試行的に進めているところです。

○議長（杉山広充君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 僕もこの町に来て、今もうすぐで5年になるんですが、本当に子供たちとか地域の方との学校との関わりを見ていると、何もしなくてもコミュニティ・スクール化しているというのは僕も肌で感じているところだったので、今の説明というのはすごく分かるところでありますし、また、今後、その義務教育学校になるよというタイミングでこれが進んでいくというのは、非常によいタイミングだとも思います。

今、コミュニティ・スクール、何か言い方によってはコミュニティ・スクール1.0から2.0へというタイミング、今までは地域学校協働本部と学校運営協議会というそのシステム上の部分で概念的なものというよりは、そのシステムが学校運営協議会がある学校をコミュニティ・スクールという言い方をしていたんですが、もう次の段階に移行するというふうに国も言っているところですね。だから、今まさに新しくなるというタイミングで、この町でも取り入れられていくということは、後出しじゃんけ的な強さがあるというのか、何かいろんな情報を集めて、よりいいあんばいでこの町に生かしていけるタイミングなので、非常にタイミングは僕はいいなと思っています。

そのコミュニティ・スクール、ディレクターと推進員という方々がいると思うんですが、今も試行的に実施されている中で、当然その方々が動いていただいているわけなんですけど、その方たちの選定基準というのを教えてください。

○議長（杉山広充君） 教育長、山下斉君。

○教育長（山下 斉君） いろいろな経験をお持ちの方がやはりいいのではないかなということで、今現在は学校の教員経験者の方、なおかつ地域の中でいろんな活動をされている方、そういうふうな中で、そういう方を選んでいくのはなかなか難しいときもあったんですが、快く学校のため地域のために協力してくださるという、そういう方がいらっしゃって、いろんな経験をされている方の中から、引き受けてくださる方をお願いしているところです。

○議長（杉山広充君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 今ディレクターの方お2人でしたか、2人とも僕お話ししたんですが、その一人の石原先生、石原さん、つい昨年度まで校長先生、中川根第一小の校長先生やっていたらっしゃいました。その中で、結構アグレッシブな方で、「パラダイススクール&コミュニティ」というテーマの中で学校を運営していたわけなんですけれども、昨年度子供たちを取ったアンケート、パラダイスアンケートという、これもまたそういう名前なんですけれども、子供たち全員にアンケートを取ったというちょっと話がありまして、その内容をちょっと紹介させていただきます。

「あなたは幸せだなと感じますか」「心がほっと安らぐ時間があると感じていますか」「誰かとつながっていると感じていますか」「自分の役割があると感じていますか」「自分のことを大切だと感じていますか」「友達や地域の人たちのことを大切だと感じていますか」「何度でもチャレンジしていると感じていますか」「心を込めて伝えていると感じますか」

「家族でお話ししていると感じますか」「地域が好きだと感じますか」「地域に頼れる人がいると感じますか」という項目で子供たち全員にアンケート取ったと。この結果というものが驚くべきもので、これ、恐らく教育長御存じかなと思うんですけども、これ、何と100%全部項目子供たちが「はい」と答えました。

こういう方が今、つまり学校を運営するという意味で、子供たちの幸福度が非常に高い学校の運営というものをこの石原先生はずっとやってこられたと。それに伴い、やっぱり子供たちが楽しい状況なので、当然親たちも楽しい、幸せだよねと言う、先生たちも楽しい、幸せだよね。先日、僕、中川根第一小に見学というか、ちょっと授業を見せていただいたりしたんですけど、子供たちと先生たちが休み時間にみんなで遊んでいるんですよ。本当に、学年を越えて先生も子供もごちゃ混ぜになって遊んでいるというのを見て、本当その空気をつくった、昨年度末まででしたけど石原校長がいて、今の渡邊校長に引き継いで、そういう空気ができたというのは非常に感じたところなんですけど、そういう実績のある方が、今そういう幸せをもっとつくり出すというポジションのコミュニティ・スクールのディレクターになっているわけなんですけれども、いかんせん試行期間というものもあるのかもしれないんですけども、若干予算が少ないかなとちょっと感じるんですけど、来年度試行期間終わって本格起動していくときに、ここの予算の部分というのは増額の見込みというのはあるんでしょうか。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） では、質問にお答えさせていただきます。

コミュニティ・スクールというのがもともとその地域の方の活動ということに関しては、予算については基本的にボランティアでやっていただく。ディレクターと推進員の方については、国・県で定められた金額がございます。その金額を計上させていただき予定しております。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 基本的な考え方は当然ボランティアというものでやっていくんですけど、何かそのイベントを企画したりだったりとか、そういう部分で予算が必要になったときというとき、要望というものが多少上がってきているかなと思うんですけど、今年度もイベントを何回かやったと思うので。そのとき、その予算の考え方というのか、そういうのをつけるという考えはやっぱりできないですか。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 学校行事の中で、学校の中で持っている予算というのがございます、授業に対して。それは大きな金額ではないんですけど、実費程度の支払いするものは学校の予算の中にございますので、その範囲の中で実施をしたいと。新たに予算をつけるというのは、今のところ計画ではありません。

○議長（杉山広充君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 承知しました。

もし、本当に今後もっと積極的に、かなり効率的に、効果的に機能するような動きであれば、今後検討していただければと思います。

今のようなコミュニティ・スクール、前の議員さんもいろいろ質問あったと思うんですけども、僕はそのコミュニティ・スクールだったり教育というものに興味があったので、たまたまコミュニティ・スクールのイメージというのが湧くんですが、町長か、教育長か、どちらの方でもいいんですが、コミュニティ・スクールがうまくいっているときの具体的な風景というものを、ちょっと文章的なものじゃなくて、ここがこうなりたいな風景をもしちょっとお話していただけるのであれば、ちょっとお話ししていただきたいんですけども。

○議長（杉山広充君） 教育長、山下斉君。

○教育長（山下 斉君） すみません、曖昧なそういうふうなイメージ論になるかもしれませんが、やはりこれまでの学校というのは、先ほど地域の中に支えられた学校であるというふうに申し上げたんですが、ただそれは、日常的にはやはり子供たちは、接する大人は日々教員と保護者、家庭の家族というような、そういう毎日で、時々地域の方と接したりというような、そういうふうな日常です。

ただ、コミュニティ・スクールがうまく機能すると、学校に入れ替わり立ち替わりいろんな年代の地域の方、それから時には外国の方とか、いろんな方が学校に入ってきて、子供たちと一緒に触れ合ったり、一緒に体験したり、一緒に学んだりというようなことで、その日家に帰ったときに、子供たちが本当に楽しく学校のことを、「地域の人とこんなことやった」というような、そういうようなことを家族に語れたり、一方、入ってくださった地域の方も「今日学校に行って、本当に子供たちとこうやって触れ合って楽しいいい一日だったね」ということを、お宅に帰ってしみじみ感じていただけるような、そんなふうな日常が作り出せるきっかけとしてコミュニティ・スクールがあれば、本当に自分はずまくいっている、そういうふうな姿なのかなというふうに思います。

○議長（杉山広充君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） ありがとうございます。

先日図書館のお話を全協でしているときに、地元の、学校関係者でない地域の方は図書館を使えるんでしょうかという質問をさせていただいたのは、これに絡めてなんですけれども、地域の方がたまたま気軽な感じで図書室にいて、子供たちがそこにたまたま行って出会ったから、本の読み聞かせでもやりましょかねみたいな空気が何となくそのコミュニティ・スクールのいい空気だなというふうに、もうそういう部分があるなと思うので、本当、そういう地域性をもともとあるところなので、開かれた学校というものをぜひ目指していただきたいなと思います。

では、文化会館事業のほうに移ります。

文化会館事業、先ほども冒頭お話ししましたが、文化会館事業とするもの、全ての事業なんですけれども、文化会館事業のパートナー事業者は、町長が考えるまちづくりの方向に向けて、選ぶ基準とか条件というのは、町長のほうから何か進言というのか、指示というのかというのはあるんでしょうか。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 私のほうから課長には指示というものは出してはいないんですけども、いずれにしても文化会館自体、孫がいるものだから、いろんなときで創作ダンスだとか自分の自己表現、ああいいものだなと思って見てきて。だから、先ほどのコミュニティ・スクールではないんだけど、学校のほうで何か補助的なものを考えていただいて。あそこで自分を表現するということは、先ほどサイエンス、アートと言ったんだけど、絶対芸術というのは大事だから。自分も嫌いじゃなかったら、昔はギターばかり弾いていて、いろんなことやったんだけど。そういったこと、自己表現する場をもっと子供たちは持ったほうが、皆さんみたいに政治をやるような人間も出てくるんじゃないかなと思って。個性を大事にして、自分の意見を大事にする、そういった方たち、皆さんみたいな人たちが多く出てくるんじゃないか、そんなふうにも思ったり。とにかく表現を、自分の表現を出し切る力というか、子供たちが、みんなで、そんなのいろいろ考えていて。

それと、やっぱり有名な方を呼ぶというか、それも大事なんじゃないか。例えば人気ユーチューバー、そういう人呼んでイベントやったり、いろんなこと考えたり。あとはこの頃いつも思うのが静大の加藤教授、外来種ハンターとあって、いろんなことをやる先生がいるんだけど、そういった方も呼んで子供たちに魅力を起こさせたり、もちろんそれは大人だって同じことなんだけど。そういったものをあそこを芸術文化として、アートで世界を広げていただければなというような、芸術嫌いじゃないから、私も。

昔はあそこでよくカラオケやったんでしょう。カラオケもやったり、カラオケ大会あったり、いろんなことやったらしい。だから、そういった文化体系というものをもう1回作り直して、みんなでコミュニティーで、大人も。だからそういった中で、何か課長さんつくっていただければいいかなと思っています。

○議長（杉山広充君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 文化会館事業もそうですが、年間を通して何かプログラムをやっていただくということですので、町長の思うまちづくりみたいな部分のエネルギーみたいなものをこういうところにも感じられたら、この町の空気として、より筋が通っているというのかな、どこを切り取っても町長の意思が反映されているなというふうな事業、あらゆる事業がそうであったら、もっとみんなが町長が何を考えているのかというのが分かりやすいし、先ほど町長おっしゃいましたが、どんなことも分かっていること、分かっていることがいろいろあると。何をやるにしても理解を得られることもあるし、理解が得られないこともあるのはもう大前提として分かっているという発言がありましたが、まさにいろんな事業があ

って、点というものなんですが、それをリーダーシップ、そういう隅々までエネルギーが通っているようなことであれば、本当に線になっていくんじゃないかなというふうに思いますので、あらゆる事業にこの町の一番頭である町長のエネルギーというものを注いでいただいて、町長自身があらゆる事業の説明を熱を持って話せるような事業をあらゆることにやっていただきたいなと思っております。

それで、自主事業パートナー制度ということなんですけども、この町で単体単年度でやっていくというふうになると、なかなか文化が根つきづらいというのか単発で終わり続けてしまうので、もうちょっと複数年度にわたってなのか、または他市町村と地続きのそういう文化事業、何か物語性が、あっちでやってこっちでもやるよみたいな、そういう発想があったりということがあるといいなと思うんですけども、その辺で他市町との連携なんていうことはどうでしょうか。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 今年からアカウント開いて、いろんな意味でもうSNSは大事になってくるから、いろんなことを活用して、全国に取組を発信して、それから始まるスキルを求めたいなということも思います。

だから今、自分でいろいろ重ねてやっていくんだけど、あそこで。その中において川根本町こういう取組やっているよということの発信もしながら、さらに部外者というか町外者からいろんなものを吸収して、やれる事業も何かあるんじゃないかな、そんなことも思います。

先ほど議員言ったように、町長発信、要は町長が今思うことの中においてどうするんだ、そういった思いも絶対私も組み入れてやっていきたいと思っているし、必ずそういったことも。要するに芸術というのはハートだから。それをやっぱり思いながら、私も努めてやっていきたいなと思っています。

○議長（杉山広充君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） まさに町長がおっしゃっていただいたことなんですけども、あらゆる事業とか指定管理の施設について、過去からずっともってきてずっと続いている定義みたいなもの、この建物はこうであるべきとか、こういうふうでなければいけないとか、何かそういうような定義から外れて、もう町長の解釈で、この建物、この事業については、こういうふうに自分は解釈をしていると。その自分が思う解釈には全然そぐわないような施設だった場合は、やはり思い切って一時閉館なのか、やめてしまうのか、それをもっとやっつかないと、やはり財政的にもそうですし、町の色としても町長のエネルギーが届かない部分があるというのはよろしくないことだなと思いますので、そういう部分で、御自身の自分の解釈だったりとかエネルギーの部分照らし合わせて、合わない部分というのは、やめていってもいいのかなと思うんですけども、そのあたりどうでしょうか。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 先ほどの藤田議員にもいろんな御提案いただいて、やはり長い間かけてつくってきた施設というものに対しては、やはり解釈というものが私自身も必要だし、町長としてどう応えるか、考えるかは、やはりもうしっかり求めていかなきゃいけない。藤田議員にも言われたし、いろんな意味の中において、施設のありよう、それもはっきり考えて、物事を捉えてやっていきたいと思っています。

いずれにしても、自分の考えの中でこれから進めて、まだまだ1年で、いろんな意味でそういったことにも取り組んでしっかりやっていきますから、皆さんの御協力も得ながら、私の考えも入れながら、そういった施設のありようを考えていく本当に時期だと私自身も思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉山広充君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） このような教育関連、コミュニティ・スクールだったり文化会館事業、それぞれ単体での意義というとなかなかそれぞれになってしまって、結局それぞれになってしまうので、やはりここはこういうふうに作用しているというような、全体での意義での説明というのが、それこそ学校、ちょっと話が、質問の趣旨がずれてしまうかもしれないんですけども、先ほど言った教育というのも、コミュニティ・スクール含む大学入試改革、学習指導要領の改革、GIGAスクール構想みたいなものの中にコミュニティ・スクールというものも入っていて、それぞれがなぜICTをやるのかというもののメリットを紹介するとか、コミュニティ・スクールというのはこういうメリットがあるんだという紹介というよりも、その全体像みたいなものを説明していただくという機会というのが、僕いろんなところの説明会に行ってもあまり感じたことはなかったので、これ、全体で一つだと本当に思いますので、まちづくりの部分でもコミュニティ・スクールがこういうふうに作用していて、文化会館事業はこういうふうに作用していて、こういう町になるんだよというものを、ぜひ積極的に様々な形で発信していただけると、町民もそれこそ愛着が湧いていくと思いますし、行政の方々も動きやすい。町長だったらこう考えるだろうなというのがだんだん見えてくるんで動きやすいなとも思いますし、議員としても僕らも非常にやりやすいというのか、いろんな質問というものがしやすいのかなというふうにも思いますので、ぜひ今後学校教育関連もそうですし、まちづくりのことについてもそうなんですけども、全体での意義みたいなものを総合計画みたいな、こういう行政文書という、まあ読みやすい文書なんですけども、こういうふうな文書じゃなくてもっと砕けた感じで、こういうふうなんだよという説明を何かの形でいただけるとうれしいなと思いますが、そのあたり、全体での構想というような概念といますか、そういうふうと考えていらっしゃいますか。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 冒頭、教育にここの施設使ってくれよという話はしたんですけど、いろんな意味の中で議員言うように、これからの展開の中で、単体でずっと来ちゃっているから、全てが。町に何かあるときには、前の町長と大南さんだったかな、あれは神山町、あの

人も面白い人で、神山町というところは、総務省が行っているいろんな行事をして地方にも国ができる、そういったことを神山アートというんだけど、そのときに町長と対談したり、ああいうことは町の意識高まるよね。あの頃ちょうど情報基盤整備事業整わないことで、やっとそんなことが整ってきて、町長と大南さんが対談して、町の人も結構集まったけれどね。

だからそういった意味の中で、人が目につくこと、さめてもらっちゃ困るから、町の人が。いろんな感覚、皆さんと同じようにいろんな質問があるように、いろんな考えがあるということ、そういったものを町民の皆さんがどれだけ持っていただくか。そこに、あそこに結集したら、それは面白いことができると思いますので、ぜひ議員もいろんな意味で御協力いただきたいと思います。

○議長（杉山広充君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 前回の議会で一般質問させていただいた、僕聞いた町長が考える、教育長が考える、副町長が考えるよい町、すてきな町とはどういうものかというものの答え、町長が町民の安心・安全に暮らし、まちづくりに参画し、行動できること、そして行政がそれに応えられる存在であること。副町長が生活する人、来訪する人が笑顔でいる町。教育長が受け継がれてきた地域社会の絆を大切に、世代を越えて豊かに関わり合い、安心して自分らしさを発揮しながら自己実現を果たし、日々成長していける町というお答えがあったんですが、これまさにコミュニティ・スクールとか、文化会館事業の先にある世界だなというふうに非常に強く感じますので、これからもぜひより積極的に文化的なもの、教育的なもの、効果が目に見えない、コストパフォーマンスがどうというものではなかなかないんですけども、そこに子供たちのためにも、また、こういう時代ですから大人たちも学び直しだったりとか、学び続けなければいけないという中で社会教育、生涯学習、また公教育、保育園から高校までこの町にはありますので、そこら辺の部分で、ぜひ積極的にお金を使って、町長の先ほど言ったふるさとへの愛着、深い人間性、団結力、情熱と愛を持ってやっていくというふうにお答えがあったわけですけども、本当そういうふうにぜひやっていただきたいなと思っております。

最後に、質問ではないんですけども、たまたま最近見つけた本の中の言葉で、この町に合っているなと思ったので、それをちょっと紹介させていただきます。

アメリカの文化人類学者のマーガレット・ミードという方の言葉です。「強い決意を持った市民の小さなグループが世界を変えられるということを絶対に疑ってはならない。実際に、世界を変えてきたのは、それしかない」と。小さなこの町から発信できるいろんなことが世界を変えるかもしれないと僕は本気で思っていて、それがその教育的なものだったりとかというものに非常に可能性を感じています。

この部分で強い決意をした小さな町となれば、世界を変えられるほどの力があるんじゃないかと思えますし、また当然、移住・定住という部分でも、こういう町を目指して来てくれる方というのはかなり数多くいらっしゃると思いますので、そういう部分でぜひ強い決意を

持って、町長には、教育長には、判断を重ねていただきたいと思います。

また、今の小学生というのは、平均寿命が今の小学生は107歳になると言われていて、まさに国家百年の計じゃないですけど、100年後、今の小学生で2120年まで生きると言われています。なので本当まさに100年後の世界のために、子供たちの土台をつくるために、今の大人たちがよりウェルビーイングな世界になるために、ぜひ強い決意を持っている大人たちの背中を子供たちに見せたいなというふうに思いますので、ぜひ引き続きよろしくお願ひします。

質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（杉山広充君） これで佐々木直也君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◇

◎発言の取消し

〔「議長、発言をお願いします」の声あり〕

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君、発言を許します。

○5番（石山貴美夫君） 先ほどの私の一般質問の中で、下泉地区の区長さん、副区長さんの名前を申し上げましたが、個人情報保護の観点から固有名詞の部分を取り消したいので、御許可をお願いします。会議規則第64条の規定により申し出ます。よろしくお願ひいたします。

○議長（杉山広充君） ただいま石山貴美夫君から、本日の一般質問における発言について、会規則第64条の規定よって、区長、副区長の固有名詞の部分を取り消したいという申出がありました。

ここでお諮りします。

これを許すことに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、石山貴美夫君からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

◇

◎閉 会

○議長（杉山広充君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これもちまして、令和4年第3回川根本町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後 4時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年10月20日

議 長 杉 山 広 充

署 名 議 員 中 野 暉

署 名 議 員 中 澤 莊 也